

第百八回国会 農 林 水 産 委 員 会 議 録 第 一 号

本国会召集日(昭和六十一年十二月二十九日)(月曜日)(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

委員長 玉沢徳一郎君
理事 近藤 元次君 理事 鈴木 宗男君
理事 月原 茂昭君 理事 保利 耕輔君
理事 松田 九郎君 理事 田中 恒利君
理事 水谷 弘君 理事 神田 厚君
阿部 文男君 上草 義輝君
大石 千八君 大原 一三君
太田 誠一君 木村 守男君
菊池福治郎君 小坂善太郎君
佐藤 隆君 田邊 國男君
谷垣 慎一君 中尾 栄一君
野呂田芳成君 長谷川 峻君
森下 元晴君 保岡 興治君
柳沢 伯夫君 山崎平八郎君
五十嵐広三君 石橋 大吉君
串原 義直君 竹内 猛君
辻 一彦君 前島 秀行君
武田 一夫君 玉城 栄一君
藤原 房雄君 吉浦 忠治君
佐々木良作君 寺前 巖君
藤田 スミ君

昭和六十二年三月二十四日(火曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 玉沢徳一郎君

理事 近藤 元次君 理事 鈴木 宗男君
理事 月原 茂昭君 理事 保利 耕輔君
理事 松田 九郎君 理事 田中 恒利君
理事 水谷 弘君 理事 神田 厚君
阿部 文男君 上草 義輝君
白井日出男君 大石 千八君

委員外の出席者

環境庁自然保護局長 堀内 伸一君
環境庁自然保護局企画調整課長 吉池 昭夫君
環境庁水質保全局長 小林 孝男君
文化庁文化財保護局長 渡辺 徹君
厚生省薬務局長 羽多 實君
農林水産委員会調査室長 羽多 實君

出席政府委員

農林水産大臣 加藤 六月君
農林水産大臣官房長 磯 滋君
農林水産省経済局長 眞木 秀郎君
農林水産省農蚕園芸局長 浜口 義廣君
農林水産省畜産局長 京谷 昭夫君
林野庁長官 田中 宏尚君
林野庁次長 松田 堯君
水産庁長官 佐竹 五六君

出席国務大臣

農林水産大臣 加藤 六月君

委員の異動

二月四日
上草 義輝君 補欠選任 宇野 宗佑君
太田 誠一君 左藤 恵君
菊池福治郎君 武藤 嘉文君

同日

宇野 宗佑君 補欠選任 上草 義輝君
左藤 恵君 太田 誠一君
武藤 嘉文君 菊池福治郎君

同日

上草 義輝君 補欠選任 奥野 誠亮君
太田 誠一君 田中 龍夫君
菊池福治郎君 松野 幸泰君
谷垣 慎一君 宇野 宗佑君
森下 元晴君 高島 修君
保岡 興治君 村井 仁君
山崎平八郎君 笹川 堯君

同日

宇野 宗佑君 補欠選任 谷垣 慎一君
奥野 誠亮君 上草 義輝君
田中 龍夫君 山崎平八郎君
松野 幸泰君 太田 誠一君
宇野 宗佑君 森下 元晴君
高島 修君 菊池福治郎君
村井 仁君 保岡 興治君
笹川 堯君

同日

宇野 宗佑君 補欠選任 谷垣 慎一君
奥野 誠亮君 上草 義輝君
田中 龍夫君 山崎平八郎君
松野 幸泰君 太田 誠一君
宇野 宗佑君 森下 元晴君
高島 修君 菊池福治郎君
村井 仁君 保岡 興治君
笹川 堯君

同日

宇野 宗佑君 補欠選任 谷垣 慎一君
奥野 誠亮君 上草 義輝君
田中 龍夫君 山崎平八郎君
松野 幸泰君 太田 誠一君
宇野 宗佑君 森下 元晴君
高島 修君 菊池福治郎君
村井 仁君 保岡 興治君
笹川 堯君

同日

宇野 宗佑君 補欠選任 谷垣 慎一君
奥野 誠亮君 上草 義輝君
田中 龍夫君 山崎平八郎君
松野 幸泰君 太田 誠一君
宇野 宗佑君 森下 元晴君
高島 修君 菊池福治郎君
村井 仁君 保岡 興治君
笹川 堯君

同日

宇野 宗佑君 補欠選任 谷垣 慎一君
奥野 誠亮君 上草 義輝君
田中 龍夫君 山崎平八郎君
松野 幸泰君 太田 誠一君
宇野 宗佑君 森下 元晴君
高島 修君 菊池福治郎君
村井 仁君 保岡 興治君
笹川 堯君

同日

宇野 宗佑君 補欠選任 谷垣 慎一君
奥野 誠亮君 上草 義輝君
田中 龍夫君 山崎平八郎君
松野 幸泰君 太田 誠一君
宇野 宗佑君 森下 元晴君
高島 修君 菊池福治郎君
村井 仁君 保岡 興治君
笹川 堯君

保岡 興治君 松野 幸泰君
山崎平八郎君 山下 元利君

同日

愛野興一郎君 補欠選任 上草 義輝君
宇野 宗佑君 太田 誠一君
小此木彦三郎君 菊池福治郎君
海部 俊樹君 谷垣 慎一君
小坂徳三郎君 森下 元晴君
松野 幸泰君 保岡 興治君
山下 元利君 山崎平八郎君

同日

中尾 栄一君 補欠選任 白井日出男君
佐々木良作君 中野 寛成君

同日

白井日出男君 補欠選任 中尾 栄一君
中野 寛成君 佐々木良作君

同日

理事田中恒利君同日理事辞任につき、その補欠として串原義直君が理事に当選した。

昭和六十一年十二月二十九日

流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法案(官崎茂一君外五名提出、第百七回国会衆議院第六号)

昭和六十一年二月四日

松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

同月十二日

森林法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第九号)

同月十三日

農林漁業信用基金法案(内閣提出第一八号)

同月二十八日

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)

三月二十三日

昭和六十二年度における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案(内閣提出第七五号)

同月十三日

米国産米の輸入反対等に関する請願(戸田菊雄君紹介)(第八七八号)

同月二十三日

アフリカなどへの食糧援助等に関する請願外一件(上田利正君紹介)(第一二八二号)

三月十一日

農業基本政策の強化に関する陳情書外五件(広島市中区基町一〇の五二広島県議会内木山徳郎外五名)(第三三三号)

水田利用再編次期対策に関する陳情書外六件(北海道室蘭市大通り南一丁目名寄市議会内北出富夫外六名)(第三三三号)

都市地域における農地の確保・活用促進に関する陳情書(大阪市東区馬場町三の三五道庭富太郎)(第三四四号)

食糧管理制度の堅持等に関する陳情書外十六件(鳥取市東町一〇の二〇鳥取県議会内山本昇造外十六名)(第三五五号)

農林水産業における各種普及事業制度の堅持に関する陳情書(名古屋市中区三の九三の一の二愛知県議会内松井治之)(第三六六号)

二百海里漁業水域の全面適用の推進に関する陳情書外六件(仙台南町三の八の一宮城県議会内山本孝外六名)(第三七七号)

農業用生産資材の値下げに関する陳情書外一件(北海道河東郡士幌町字士幌二五士幌町議会内坂本内坂本為吉外二名)(第三八八号)

てん菜の糖分取引に関する陳情書外一件(北海道河東郡士幌町字士幌二五士幌町議会内坂本為吉外二名)(第三九号)

地域林業活性化と国有林野事業再建に関する陳情書外七件(福岡県田川市中央町一の一田川市議会内二場武外七名)(第四〇号)

根室営林署厚床植苗事業所の廃止反対に関する陳情書(北海道根室市根室町二の二七根室市議会内田仲照夫)(第四一〇号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

国政調査承認要求に関する件

松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

森林法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一九号)

第一九号)

○玉沢委員長 これより会議を開きます。

理事の辞任の件についてお諮りいたします。

理事田中恒利君から、理事を辞任したい旨の申し出があります。これを許可するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○玉沢委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

引き続き、理事補欠選任の件についてお諮りいたします。

ただいまの理事辞任に伴うその補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○玉沢委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、理事に串原義直君を指名いたします。

○玉沢委員長 国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

農林水産業の実情を調査し、その振興を図るため

農林水産業の振興に関する事項

農林水産物に関する事項

農林水産業団体に関する事項

農林水産金融に関する事項

農林漁業災害補償制度に関する事項

について、本会期中調査をいたしたいと存じます。

つきましては、衆議院規則第九十四条により、議長の承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○玉沢委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○玉沢委員長 内閣提出、松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。

まず、趣旨の説明を聴取いたします。加藤農林水産大臣。

松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○加藤農林水産大臣 松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

松くい虫被害対策特別措置法は、松くい虫による異常な被害の終息を図るため、昭和五十二年に五年間の限時法として制定されたものであります。その後、松くい虫の被害が拡大したため、昭和五十七年に、各般の対策を総合的に実施することとした上、その有効期限を五年間延長し、今日に至っております。

この間、政府といたしましては、鋭意松くい虫の防除に努めてきたところであり、この結果、昭和五十六年度に二百七万立方メートルに及んでいた被害量は、昭和六十年には百二十六万立方メートルにまで減少し、全体としては、松くい虫の被害の鎮静化に相当の成果を上げてきたところであります。

しかしながら、被害量は依然として百万立方メートルを超えており、地域によっては被害は拡大傾向にあるなど、異常な被害が終息する状況には至っておりません。

このため、松くい虫被害対策特別措置法が本年三月三十一日に失効するに当たり、これまでの防除の経験等を踏まえ、被害の実態に応じた効果的な対策を講ずるため、所要の改正を行うこととしてこの法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、松くい虫被害対策特別措置法を昭和六十七年三月三十一日まで五年間延長することとしております。

第二に、防除を必要性の高い地域において重点的に実施するため、都道府県知事等が積極的に防除を推進する松林の範囲を変更することとしております。

第三に、駆除を効果的に行うため、被害木の伐倒とあわせて破砕、焼却等を行う特別伐倒駆除を命令することができるよう松林の範囲を拡大することとしております。

第四に、松くい虫の羽化直前に被害が発見し、命令の系統をとるいとまのない被害木についての確に駆除を行うため、都道府県知事は、駆除命令にかえて、みずから伐倒して薬剤による防除を行うことができることとしております。

第五に、都道府県知事は、他の樹種等から成る森林への転換を促進するため、対象となる松林を公表し、必要な助言及び指導に努めることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきます。

ただきますようお願い申し上げます。
○玉沢委員長 次に、補足説明を聴取いたします。田中林野庁長官。

○田中(宏尚)政府委員 松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提案いたしました理由につきましては、既に提案理由説明におきまして申し述べましたので、以下その内容につき、若干補足させていただきます。

第一に、松くい虫被害対策特別措置法の有効期限の延長であります。

松くい虫被害対策特別措置法は、本年三月三十一日限りで失効することとされておりますので、松くい虫の被害対策を引き続き緊急かつ総合的に推進するため、その有効期限を昭和六十七年三月三十一日まで五年間延長することとしております。

第二に、高度公益機能松林及び被害拡大防止松林の範囲の変更であります。

高度公益機能松林は公益的機能が低い松林として、被害拡大防止松林は被害の拡大を防止する上で重要な松林として、それぞれ都道府県実施計画に基づき、農林水産大臣または都道府県知事が命令等により防除を行う松林であります。最近における被害の状況等にかんがみ、防除を重点的かつ効果的に実施するため、高度公益機能松林及び被害拡大防止松林を、保安林等特に保護すべき松林に限定することとしております。

第三に、特別伐倒駆除を命令することができるようの変更であります。

被害木の伐倒とあわせて破砕、焼却等を行う特別伐倒駆除の命令につきましては、従来一定の被害率以上の松林を対象としておりましたが、松くい虫の被害が未発生地域等へ拡大するのを防止するため、農林水産大臣または都道府県知事は、被害の程度にかかわらず、必要があるときは特別伐倒駆除の命令をすることができるようとしております。

第四に、緊急伐倒駆除の新設であります。

近年、冬から春にかけて五月雨的に被害が発見するいわゆる年越し枯れが拡大する中で、従来の駆除命令の手続をとっていたのでは松くい虫の羽化までの間に的確に防除を行うことが困難となる場合が生じております。このため、都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、高度公益機能松林または被害拡大防止松林につき、緊急伐倒駆除として、駆除命令にかえてみずから伐倒駆除を行うことができることとしております。また、これに伴い、緊急伐倒駆除を実施できる期間、実施の手続等に関し必要な規定を設けることとしております。

第五に、樹種転換の推進であります。

都道府県実施計画におきましては、他の樹種等から成る森林への転換に関する事項を定めることとされておりますが、これを積極的に推進していくため、都道府県知事は樹種転換すべき松林を公表し、必要な助言、指導を行うよう努めるものとするとしております。

なお、このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上をもちまして、松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終ります。

○玉沢委員長 以上で本案の趣旨の説明は終わりました。

○玉沢委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。竹内猛君。

○竹内(猛)委員 松くい虫の被害対策に関する法律の一部を改正する法律案に関連して、幾つかの質問をさせていただきます。

まず最初に、問題となっているところの法案に関連しては、松くい虫の法律をつくった今から十年前の国会のこの委員会での当時の石原環境庁長官が、この法案それ自体について五ヶ年ぐらいの意見を出しました。我々も現地調査をしたり、ある

いは審議の中でどうしても納得のいかない点があるところがあるという中で賛成をしないという立場でありましたが、そういう中でこの法律が制定されたという経過があります。したがって、成立当時からのこの法案自体にはいろいろな問題があった、その後十年を経た今日において一体これはどうなつたか、こういう問題であります。

そこで、当初、五十二年のときには五年間で必ず終息をするという強い御発言もございましたが、むしろこの数字を見ますと、五十二年から六十年の間を見ると、この法律ができたその年から五年間で大体全国で二百五十万立方メートルの被害があり、また第二回目、延長した五十七年以降においても二百五十万立方メートル以上の被害が続いている、こういう状態であって、十年の間に確かに被害量はかなり減つたといえ、なお従来よりも多いというようになつておるわけです。したがって、この総括を一遍しなければならぬ。そういう意味で、当初の松林の面積がどれぐらいあつて、被害がどういふ状況にあつたか、これに費やした費用は、国から出された予算あるいはまた県及び自治体に関連した予算も含めてどれぐらいのものを使つたか、こういう点についてまず最初にお伺いします。

○田中(宏尚)政府委員 最初の法律が出ました昭和五十一年度から六十一年度までのいろいろな変化でございますけれども、まず、この十年間におきまして松林の面積の推移を見ますと、五十一年度に二百六十五万ヘクタールございましたものが六十一年度には二百三十四万ヘクタールということで、面積という点では約三十万ヘクタール減少いたしております。しかし一方、その蓄積量という点では、五十一年度当時二億三千八百立方メートルございましたものが六十一年度には三億一千二百立方メートルということで、七千四百立方メートルほどふえているわけでございます。一方、この間の被害量につきましては、ただいま先生からお話があつたとおりでございます。いろいろな推移がございましたけれども、五十四年にはピークの二百四十三万立方メートルでございまして、六十年には二百二十六万立方メートルということで、この数年間で約半分になつておるといふ状況でございます。

それから、この間に要しました経費でございますけれども、五十二年以降十一年間において民有林の松くい虫防除事業にかかります直接的な経費は、国費といたしまして約六百一億円、それからこれに伴います都道府県費、市町村費を合わせますと二百八十九億円、したがって、国費と都道府県、市町村の二百八十九億を足しまして、合計八百九十一億円が民有林にかかると総経費といふことに相なっております。

○竹内(猛)委員 それだけの金を費やしてまだ依然として松枯れが終息をしないだけでなしに、最近では九州あるいは四国、中国の瀬戸内海の方、あるいは東海も一応終息をした形になつておりますが、今度は今まで被害のなかつた東北、北陸、山陰、この方面に被害が出てきたという形になり、被害のないところは北海道、青森と高冷地、この地域がわずかに残つていふという状態になつております。そしてその原因については、従来からマツノマダラカミキリとマツノザイセンチュウに大体まとまつたような方向があつたわけですが、これも前回ぐらゐから幾らかその他の条件も加えられてきた。先般も地域で話をしてみると、大気汚染とかあるいは気候条件、間伐、それから樹勢が衰えたというように松枯れが生ずるといふ形で、やはり総合的なものじゃないのかという点に関連して、従来の駆除の方式あるいは原因のとりえ方について、やはり十年もやっていると、ただいま先生から先生方じゃないはずですからね。確かに今度の予算の編成を見てもかなり気を配つた形にはなつてゐるが、この点についてはいかがですか。

○田中(宏尚)政府委員 松枯れの原因につきましては、過去いろいろな議論の経緯があつたわけでございますけれども、御承知のとおり、国の試験場におきまして、マツノザイセンチュウによるものということが学理的にも確定してきておるわけ

でございます。もちろん天候でございますとかあるいは大気の状態でございますとか、こういうことが間接的に松の枯損を助長するという点もあろうかと思ひますけれども、全国的に、地域なりあるいは樹齡というものに關係なしに普遍的に発生しております激甚型の被害につきましては、マツノサイセンチュウによる病氣というふうに断定して差し支えなからうかと思つております。しかし、ただいま先生から御指摘ありましたように、不幸にいたしましたところ北海道と青森を除く北東北まで蔓延してきているという問題がございます。今回の法律案でそういう先端地域についての防除の強化、それから既被害地域についての防除の徹底ということで、従来いろいろやってまいりましたものの反省なり経験の積み重ねという上立つて、新しい観点から松くい虫防除に取り組みたいというふうに考へてゐるわけでございます。

○竹内(猛)委員 そういふ考へ方が予算の編成の中にも盛り込まれておりますから理解はできるものの、まだ問題はいろいろあると思つてです。各地域から寄せられる意見、要請というものを整理してみると、空散一本の方式から、最近も取り入れられておられるけれども伐倒駆除、さらに樹種転換というふうな方向で多角的にこの問題に取り組んでほしいということです。つまり、この問題はある意味では自然と人間との闘いだと言ふ人も中にはいます。それから空散の問題をとらえて、これは松枯れ退治の法案じゃなくて農業散布法案じゃないのか、こういう議論をする人も現にいます。かなりの権威者がそういうことを言う。これにも耳を傾けなければならぬ面もないわけじゃありません。そういう点で、今から五年間これを延長した場合に、五年間で完全に終息をするという自信があるかどうか。この点について大臣にお答えをいただきたい。

○加藤國務大臣 松くい虫の被害については、今回改正をお願いしております本法等に基づき、異常な被害の終息に向け鋭意努力を重ねてきたこと

でございますが、今後、被害の先端地における対策の強化や保存すべき松林の対策の徹底等を図ることによりまして、この異常な被害をできるだけ早期に鎮静化させ、経常的な被害状態とするよう全力を挙げてまいりたいと思つております。

○竹内(猛)委員 五年間で終息をするという確信のない答弁だからもう一度、加藤農水大臣はなかなか自信がある人だからもう少し歯切れのいい答弁をしなければ、これはなかなか追いつかないですね。

○加藤國務大臣 ただいま申し上げましたように、経常的な被害状態ぐらいにするようにあらゆる知恵を絞って、地方公共団体、国民皆さん方と一致協力してやっていく。しかし、その被害というものはいつでもどこでも必ずあるものでございまして、これをゼロにするということは不可能に近いのではないかと。だから、先ほど申し上げましたように、経常的な被害状態へ抑へ込むように万全の努力をいたすために今回この法改正をお願いしております。

○竹内(猛)委員 まだ明確ではないけれども、後の同僚がなごめるといふことになるでしょうから先に進んでいきます。その程度の答弁ではなかなか納得がいかなければいけません。

そこで問題は、松林の保護をするということと同時に、そこに住んでいる住民の生活環境、社会的な環境、それから自然環境、さらに農業、漁業あるいは天敵等も含めたそういうものも守っていくことが非常に大事なんだ。そこで地元住民がどうしても空散はだめだ、やってくれぬなという場合、最近自治体の計画等によってそれを指導されるということになりますから、住民が拒否をするということと自治体のやろうという方針との間に当然いろいろ問題が起るでしょう。そのときにどういう指導をされるか、その指導について伺いたい。

○田中(宏尚)政府委員 特別防除につきましては、特に地域の理解と協力をちょうだいいたしまして、それが実施に当たりましての基本でございます。

ので、従来から、実施に当たりましては地区ごとで協議会あるいは説明会というものを催しまして、地区住民の御理解を得ますよう最大限の努力をしております。努力は継続してまいりたいと思つております。

○竹内(猛)委員 これは非常に大事なことでございまして、これは非常に大事なことでございまして、今後ともそういう努力は継続してまいりたいと思つております。

○田中(宏尚)政府委員 ただいま申し上げましたように、空散につきましては地域住民の御理解をちょうだいするといふことが何といたしても基本でございますので、それぞれの地域におきましていろいろの動きにつきまして的確に都道府県から報告をいただきまして、我々もいたしまして適切な指導をしていこうと思つております。先生御指摘のように時期的な問題というものはございまして、一部地区におきましては鋭角的な対立というふうなところもあるようでございますし、どうしても地区住民との間で協議が調わないというところにつきましては、わずかの地区でございませうけれども空散から別の駆除方式に変更した地域もございまして、いずれにいたしましても、健全な松林を守っていくという観点から、地域住民との対話、協調につきまして今後とも精力的な働きかけを行つてまいりたいと思つております。

○竹内(猛)委員 この点もまた後続の質問の方にバトンタッチをさせていただきますが、さらに検討してわかりやすい方向にしていかなければ、トラブルが発生するだけではこれは非常に困る。

この松枯れという現象は明治時代からずっと起きておつて、そして戦後にもこれが及んできたわけですから、明治時代から起つたときには、枯れた松を切つて建築材にするとか、その他いろいろの材料に使つたし、燃料にも使つた。松の葉っぱはやはり燃料に使つたですね。だからほつておいても松林の中に人が入つていって手入れをする、そういうことで自然に松林は風通しもよくなるし、いろいろな形で手入れができた。ところが、その後ガス、石油、電気、こういうもので燃料革命が起つて松の使用が著しく減退をした、こういう時代があつた。この辺から松くい虫というものがわかに明らかになつたという感じがします。そういう中で、金と手を加えればこれは完全にきれいになる。私は前の国会で、宮城の前のあの松が約二千三百本ほどあるようです、これは環境庁が管理をしているところですけれども、一本について当時の金で大体五千円ぐらいの割で手入れをしてきれいになつてゐる。それから、私の選挙区には筑波研究学園というのがあります、そこには林業試験場もある。あの林業試験場の松も大変多くあるけれども、松食いなどという現象は一つもない。あれも手入れと金を加えてゐる。要するに、人手と金を加えれば松がきれいになるということとは明らかだ。手抜きをすれば問題が起る。このことについてはどうですか、認めますか。

○田中(宏尚)政府委員 今日の松くい虫による異常な被害発生背景をいたしましては、ただいま御指摘ありました燃料革命によりまして、それまで手入れをし、搬出しておりました松が放置されているというふうなこともございまして、いわば今まで松を燃料に使つていたということが意図せ

ずとその防除を並行してやっていたという点は、御指摘のとおりなきにしもあらずという感じがいたしております。そういうことで、最近、被害木の燃料等の利用が行われなくなったということ、あるいは林業経営全体が非常に苦しくなってきたりまして森林所有者の防除意欲が減退してきておるといふようなこと、これにその年々のいろいろな気象の変化というものが相乗的に加わって、被害の加速なり増大に結果的に寄与してきてしまっているという点は御指摘のとおりかと思っております。

○竹内(猛)委員 最近、円高・ドル安の中で内需優先ということが言われている。それでは一体何が内需の中心かといえ、やはり建築ではないのか、住宅ではないのか。国内の木材を大いに活用して、雇用をふやそうじゃないかという話もあります。そういう中で、特に松材を使った建築なりあるいは伐倒駆除なりいろいろな点について、地元の労働力あるいは林業で働く人たちの雇用を拡大していくために、何とか抜本的な物の考え方、発想というものを転換をして、官民一体というかあるいは労使一体というか、そういう形で取り組んでいくという考え方はありませんか。

○田中(宏尚)政府委員 山村の経営状況の難しかった点につきましては我々も心を痛めておりまして、何とか山村、林業の活性化ということである。いろいろ対策を講じているわけでございます。ただいま御指摘ありました松くい虫の防除対策にいたしまして、せっかく地元にあります労働力を活用できる場でもございますので、従来からも森林組合の作業班でございましてあるいは林業土木関係の作業員でございまして、こういう方の労力をフルに活用いたしまして防除なり折損木の搬出ということに努めているわけでございますけれども、今後ともそういう方向で山村の労働力の活用にも努めたいと思っております。

○竹内(猛)委員 山形県に千歳山という山がありますけれども、山形市の県庁の前だと思えますが、あれは国有林ですか。

○田中(宏尚)政府委員 国有林でございいます。

○竹内(猛)委員 この山で二年ほど前に、特別天然記念物に指定されたカモシカが住んでいられるにもかかわらず、また山形市の県庁の前ですからその周辺には民家もある住民が住んでおるといふ天然記念物がいり住民が住んでおるところに、特別防除対策として禁止されているはずだけれども空散をしたという。

これは文化庁の方に伺いをしますが、どういう根拠、どういふ材料でこれを許したか。この点はどうですか。

○小林説明員 お答えいたします。

昭和六十年にお話しの千歳山で松くい虫防除剤散布が計画された際に、地元の山形県教育委員会、専門家による乳牛とか羊などの家畜に対する実験結果等が既にございましたので、それらを詳細に検討した結果、大型の温血動物でございましてカモシカに対する薬剤散布の影響は軽微である、こういう判断をいたしましてその旨を林務当局へ回答した、このように承知しているところでございます。

○竹内(猛)委員 この特別防除というの環境破壊のおそれがあり、これを禁止しておるところにそういうことをしたというの、国有林でそういうことをやるとすれば、今度は各地の指導をするのにやりにくいんじゃないですか。やってはならないところいろいろな事情でそれを許すということになれば林野庁としてはやりにくいでしょう。だから、一般から見るとちょっと不可思議だ。どらなをたいてシカを追いついて、シカは営林署の前に逃げ出してきた。どらなをたいて散布するといふ芝居みたいなことをやったのです。これは笑いましたよ。これからもうそういうことをやるのですか。

○田中(宏尚)政府委員 ただいまの千歳山の件につきましまして、これは国有林でございまして、それと、山形市民の憩いの場なりレクリエーションの場として非常に貴重な松林でございまして、地元住民から松林被害に対する保全の強い要請がござ

いまして、今お話がありましたようないろいろな要素のある山でございまして、五十九年度から検討したわけでございまして、五十九年度から、山形県、山形市、林業試験場等々とも現地検討会というものを再三行いまして特別防除に踏み切ったわけでございまして。その後、当該地域にカモシカが生息しているのじゃないか、あるいはカモシカを見かけたという話もございまして、六十年年度以降、特別防除をするに当たりましては、県の環境文化担当部局とも事前に十分相談いたしまして慎重を期しておりますし、それから、特に実施直前に散布区域内に巡視を行いまして、カモシカがいるかないかということの精査を重ねていくわけでございまして、従来の散布の経過を見ますと、直前の調査においてはカモシカを見かけたというところが、残念でございますが幸せといえますが、把握されていなかったというところとでございまして、そういう禁止されたところに無理してまいたという形には相なっていないわけでございまして。

○竹内(猛)委員 この松枯れの対応というのは非常に大事なことであって、自然に松が生える、それを育成する、そして地域住民との関係の対応になり、それから生態系に關係する問題でもありまして、これは慎重にやってもならなければ困るわけであります。だんだんこの審議をするにつれて林野庁の方も当初の考え方からかなり変わってきて、空散というものの考え方方も少しは変わってきたし、伐倒駆除という形にもなっているが、問題は早期発見ということが大事だと思っております。これは枯れてきて色が変わったときにはもうおしまいなんです。したがって、この空散をする場合には緑のうちにやるわけですから、どこにどういふような被害が生じたかという予測ができない限り松枯れがまずまずふえて、そしてシミオンなり何なりという葉をまかなければならぬようになってくる。だから、これは農業会社に固定的な利益を与えるものじゃないのか、こういうような意見も我々に来るぐらいにこれに対しては批判も

強いということで、早期発見、伐倒駆除、焼却、破壊というような問題について、大臣、これからのやり方について、早期発見ということについてどのような手だて、方針を持っておられますか。

○田中(宏尚)政府委員 若干具体的な点でございまして、私からお答えさせていただきます。

早期発見はこういう防除対策にとりまして何といたしまして基本でございまして、従来からも早期発見のための手だてというものをいろいろ講じてきておるつもりでございまして。まず、森林所有者でございましてか地域住民、こういう木に接している方々からのできるだけ早い通報に加えて、当然なり県の森林害虫防除員、それから林業改良指導員、市町村、こういう行政のルートを通じまして被害の把握、さらに全国各地にございまして森林組合の職員等の発見、通報というものを常日ごろ働きかけてございまして、被害の早期発見に努めているわけでございまして。そのほかに、最近松くい虫被害対策促進事業という仕事の中で、赤外線のカラータ写真なりあるいは航空機によりまして被害木の探査という新しい技術も活用いたしまして、できるだけ科学的に早期に発見する道というものが講じ始めてございまして、今後ともこういう人の面とそれから科学技術の面、この両面を使つての一層の早期発見に努めてまいりたいと考えております。

○竹内(猛)委員 この十年間に林野庁は、樹種転換の中で松くい虫に強いと言われる新しい樹種をつくり出した。水戸の苗木場にこの間も調査に行つたわけですが、かなり努力をされた形跡もある。これは和華松というような名前もついているようですが、最近これが市場に出ている。こういう努力は認めるわけですが、さて、これについても、これも後で詳しい質問があると思いますが、苗木の値段であるとか、あるいはその販路等々についての諸問題ですね、こういう点については今後財政上あるいは指導上どう考えられているか、まずその点をお伺いしたい。

○田中(宏尚)政府委員 たいだいま御指摘ありました和華松につきましては、六十一年秋から供給する事業が暫定的に始まってきておりまして、六十一年度で約九万五千本ほど苗木を供給できる体制になったわけでございますけれども、この和華松を普及するに当たりましては、和華松の特性からいたしまして、寒冷地帯、特に多雪地帯なり強風常襲地帯というところでは必ずしも適木ではございませんし、これ以外の地域で普及しなければならぬという木そのものの問題があるわけでございます。それから、現在まだ九万五千本というような体制でございますことに加えまして、木の形につきまして若干枝ぶりがよくないというような問題もございますので、さらに改良なり供給体制の充実というものに努めてまいりたいと思っております。

○竹内(益)委員 松くい虫に関連をして私は総論的な質問をさせていただきますが、後またそれぞれの方が専門の分野でこれからお話があると思っております。

さて、理事会でもいろいろお話があったようですが、私は昨年の十二月に畜産問題で何問かの質問をして、豚の問題や何か取り上げた。そして本年に入ってから、国会法の七十五条によって、鶏卵の問題、蚕糸の問題についての質問をしてまいりました。そして回答をいただいていたわけですが、本来ならば、三月でありますからそういうものについては集中審議をしなければならぬ時期ですが、それができない。そこで、そういった回答に基づいて若干質疑をします。

まず第一に、養豚に関連をしては、えさは確かに下がった。えさの下がったというのは別に行政の努力によって下がったわけじゃない。あれは円高・ドル安によって下がったので、それによって甚だ迷惑をしている企業がたぐさある。それをいいことにして、安定基準価格が五百四十円を割って四百円台を低迷していても事業団なりはその機能を発揮しないで、調整保管あるいは輸入差益等々をやる。依然として十八万トンから二十

万トン近い輸入が海外から行われている。こういうことはよろしくない。

それから、農林省が進めてきている大型経営というものに関連をしてだんだん事業化してありますけれども、固定負債は非常に蓄積をしております。特に近代化資金などについては大変多いものである。その回収のために農協なり都道府県が努力をしております。岩手県でもそういう制度をつくっているし、私の茨城県でもそれをつくりました。長野県、静岡県でもそれをやっている。そういう中で、価格の問題としては、今審議会中でありまして、五百四十円というこの下位価格というものをどうされるのかという問題もありません。一番の問題は農業における負債整理の問題です。これは前々から本委員会でも質疑をしてきて、農林水産省の中に農家負債対策室というふうなものをつくってほしい、こういう要請をしてきました。この養豚について、事業団の機能あるいは輸入の問題、価格の問題、そしてこの負債の窓口をつくるということについて一括してお答えをいただきたい。

○眞木政府委員 お答え申し上げます。

養豚等の特定の問題に入る前に、一般的に農家の負債対策といたしまして、例えば負債対策室のようなのをつくらせて窓口を一本化すべきではないかという点についてお答え申し上げます。

御案内のとおり、負債対策につきましては、直接救済を要する農家に対して負債整理資金を融通するといった金融措置とあわせて、やはりその農家に対しまして個別の経営管理あるいは財務管理、それからまた技術向上等、一日も早い償還を可能にするようないろいろな指導強化策が必要であると考えております。したがって、これらの対策につきましては、従来から経済局におきまして、営農指導、改良普及事業等を担当するそれぞれの関係の部局との連携を図りながら、必要な金融措置を活用して、全般的な課題として取り組んでいるところでございます。今後とも、こ

のような体制によりまして万全を期してまいりたい、このように考えております。

○京谷政府委員 養豚についての御尋ねでございますが、御承知のとおり、昭和六十二年の豚肉の安定価格につきましては、去る三月十六日に畜産振興審議会に包括的な諮問をいたしまして、それそれ関係の部会で今後御審議をいただいで決定をするつもりでございます。

価格の動向といたしましては、御指摘のとおり、実勢価格が昨年の秋以降低迷を続けたわけでございます。この原因としまして、需要面、供給面でのいろいろな要因があるわけでございますが、最も大きなものは、生産コストの中で最も大きな比率を占めております飼料の価格が、国際市況の軟化、円高といった為替変動に伴いまして大幅に下落していることによって生産が刺激をされておるといことが背景になっておるとい認識を持っております。また、六十二年の価格算定に当たりまして、そういったコスト変動の状況、昭和六十一年度の生産費調査結果も出ておりますし、またその後の物価変動もございまして、それらを勘案しまして、法律の定めるところに従いまして審議会の意見を拝聴して適正に決めてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○竹内(益)委員 大臣、農林水産省の中に農家負債対策室というものを設ける意思は今のところないですか。先ほどの説明では全般的に対応すると言っているけれども、窓口をつくらないかとあちこちに行くのはなかなかわかりにくいから一カ所にそれをまとめる。それぞれの問題は、これは畜産だけじゃない、いろいろありますからね。どうですか。

○加藤国務大臣 先ほど経済局長からお答え申し上げましたように、農家負債につきましては各局鋭意やってきておられて、現在のところ、窓口といえは経済局の金融課が窓口のような格好で一生懸命やっておりますので、改めてそれについてこの局にどういう窓口を置くかという

ことよりか、全省挙げて農家負債に取り組んでおる今のスタイルが一番よろしいと思っております。

○竹内(益)委員 これは熱意不足と認めて、余りそれをやるべきじゃないから先へ進みます。

そこで、養豚に関連しても、山梨県の模範社の問題でこの間私質問をしたのです。それから、この山の値段はどうなるのかということになると、大会も要請もありません。すつとこのう、二十三日に早々と決めてしまった。これは異例の処置だ。大体いつも三月の末ぐらいに決めるものを二十三日に決めた。諸般の情勢があることも承知しておりますけれども、そういうことで決めてしまつて、しかも一万二千円の基準糸価を九千八百円に、キロ二千二百円も抑えた。わずかにハイブリッドについては配慮されている動きがあるが、これは伝統的産業であり、日本に神社、仏閣がある、冠婚葬祭という伝統がある限り、日本の養蚕家をきりぎりまで救つていかなければならないと思うのです。かつては日本におけるところの輸出産業の王様であったものが、今や惨めに敗退をされているというところは忍びない。このことについてかいつまんで回答をしてもらいたいと思っております。

○加藤国務大臣 生糸の価格につきましては、昨年九月以来低落を続けておりました。このため、蚕糸砂糖類価格安定事業団は、昨年九月から本年二月までに、買い入れ限度三万俵のうち二万五千十五俵の生糸買い入れを実施したわけでございます。しかしながら、そういう操作をやりましても、生糸価格は依然として安定基準価格一万二千円を下回っており、特に現物と先物との価格差は大幅な逆ざやで推移してきたところでございます。このため、生糸の流通、消費は、将来に対する不安感の増大から極端に減少しております。蚕糸業のみならず、絹業等にも深刻な影響を及ぼしている状況でございます。

以上のような事態に対処するためには、早期に現行の安定基準価格、安定上位価格及び基準繭価を見直し、これらの価格の今後の水準を決定し

て、生糸の流通、消費の回復を図ることが必要であることから、今回、早期に価格の決定を行ったところでございます。そしてまた、今先生がおっしゃいましたように、山村における養蚕ということ、あるいは歴史と伝統のある我が国の生糸産業、もろもろの問題等を十分に配慮しながら今回の処置を行ったわけでございます。

○竹内(猛)委員 日本伝統的な産業である養蚕業を安泰死させないよう、自然死させないようということが私の地域から来る要望です。確かに北関東東部、山梨、長野、東北の六、七県に集中しておりますけれども、それでも桑園はもう極限にあるわけですから、これはやはりちゃんと守っていくように要請をしたいと思っております。さて、この問題も私が質問をした問題でありまして、鶏卵の問題です。

私も、社会党、公明党、民社党が共同して、今から二年前に、鶏卵の需給と価格の安定に関する法律案を本委員会に提出しました。それ以来、農水省が努力されて羽数調査をしたら一千万羽を超えるやみ羽数が出てきた。しかし、えさの値上がり、それからその調査によって現地が引き締まって鶏卵の価格は上位に安定をした。ところが、えさの値下がり、ひなの種つけもあつたでしょうが、最近十四年七カ月ぶりに下落して大変混乱をしております。

この混乱の背景にあるものは、やはりやみ増羽が頻繁に行われている。そのやみ増羽の最高なのは阪神鶏卵グループで、これは高利貸しグループだ。これが各地で農場を接収して、そこにどんな鶏舎を建てている。愛知県、渥美地区では、回答によれば調査をしたと言いつても既に十六万羽の配置ができておるし、それから鳥根県の羽須美村に至っては四十万羽を飼育する鶏舎の建設が建設省の許可を得ている。六町歩、四十万羽です。ところが、鳥根県の割り当て羽数というものは六十七万羽でありますから、そこに四十万羽が割り込んでいけばもう生産調整も何もあつたものじゃない、無政府状態なんだ。そういうことを農

林省が黙って見ていて、それで指導しているのだなんだという回答はおかしい。それから建設省に対しても、農林水産省があれだけ苦労して生産調整をやっているのに何でそういう建築を許可するのか、おかしいじゃないですか。これは大臣の答弁だ。こんなばか話はない。同じ政府の中で一方はおれの縄張りだからそんなものは構わない、一方では生産調整を一生懸命やっているというのでは、それでつづけていく農家は一体どうします。

○京谷政府委員 養鶏の問題についてのお尋ねでございますが、御承知のとおり、国内の需給関係が大変緩和しているという事情を背景にしまして、かねてから計画生産を進めるということで、生産者団体とも御相談しながら計画生産をおるわけでございます。その中で、最近の情勢といたしまして、予定をいたしました総羽数に比べまして一千万羽程度のいわゆる無断増羽という状況が生じておりますことは御指摘のとおりでございます。これもまた先ほど養豚で申し上げましたことと相関連をするわけでございますが、生産コストの大部分を占めます飼料価格の低下によって生産意欲が非常に旺盛であるというふうなことで、一部の生産者にそういった計画生産に反するようない行為が出ておりますことも御指摘のとおりでございます。愛知県、鳥根県等でもそういう懸念が持たれる事例が出ております。私も、関係する都道府県あるいは地方農政局を通じてそういった生産者に対して強力に指導をしております。今後とも引き続き強力な指導をしてまいりたいと思っております。

そしてまた、全体の問題として、需要の動向に応じた適正な生産に抑制をしていくために適正な飼養規模をできるだけ早く設定をして、生産者の中でこれを守っていく機運を高めていくというために、日本養鶏協会といった全国団体とも鋭意御相談をしながら、特に大規模飼養者を対象にしまして強力な指導をしていくための準備を現在進めております。いろいろな現段階での作業等もござい

まして、そういった全国規模での適正規模を設定する時期は恐らく五月末か六月にかかるのではなにかという見込みでございますが、そういった作業を急遽取りまとめたいと思っております。

また、卵そのものの市況でございますけれども、御指摘のとおり、昨年末良好な状態だったわけでございますが、年明け早々から大変暴落をしまして私も懸念をしておったわけでございます。今月の中旬に入りましてから一応キロ当たり二百円台というやや小康状態を得ておりますが、そういったことに安心をせず、無断増羽といったようなことで需給バランスが壊れることをできるだけ防止していく策をまた講じ、努力をしてまいりたいと考えておるわけでございます。

○竹内(猛)委員 もう時間がないからこれでとどめますが、今までは、養鶏の中にイセ、タケタマという暴力的な組織が乗り込んできて、そしてタケタマは倒産をした。その背後には全農が融資をしたということがあって全農でも問題になった。それからイセについても本委員会でも大議論をして、あちらこちらに進出しようとするのを抑えてきて現在慎んでいるわけですね。そのイセについては、全農が養鶏、養豚のいろいろな行き詰まった負債を肩がわりをする、そしてその畜舎なりそういったものを引き受けてやらせるという形でイセにやらせてきているんだということもある。ところが、最近あらわれた阪神赤玉グループというのはこれは金貸しグループですね。それで、例えば鳥根県で見られるように、一千万円の資本金の中で九百万、九〇％は阪神が持つて地元が一〇％であるという形になれば、これは明らかにそこを支配するわけだ。四十万羽を支配する。こういうものが熊本、山口あるいは鳥根県それから北海道、私のところの茨城県あるいは新潟県等々至るところに場所を見つけて建築許可をとって進出をする。こうなつたらこれはもう無政府状態、生産調整なんというものはもう知ったこと

じゃないということになる。こういうものをそのままはびこらせておいたのではせっかくのまじめな養鶏家がたまらない。これについては断じて調査をしてもらって、そして締めてもらわなければならない。

それからもう一つは、これは養豚にも養鶏にもその他にも関係するけれども、この前もちょっと私の部屋へ来てもらって話を聞いたのですが、家畜衛生指導協会というものが農水省の指導でできている。これはワクチンを取り扱っているが、そのワクチンが台湾の場合十七円、日本の場合には二百八十円、まことに価格が違う。この家畜衛生指導協会というものの実態とそれからその運営については、これは政治問題として考えていかなければならない。こういう点について、本日は大臣からお答えをいただきたいのですが、この際、関係者からお答えいただきたい。

○京谷政府委員 採卵鶏の計画生産につきまして、先ほど申し上げましたとおり、最近、御指摘のような騒ぎが数カ所まで起こっております状況は私も十分認識をしております。繰り返して指導を重ねまして、適正な状態をつくり出すべく努力をしたいと思っております。

それから最後に、豚コレラのワクチンに関連をしてお尋ねでございますが、豚コレラのワクチンの代金あるいは接種料につきまして、台湾と我が国で差があることは事実でございます。ただ、これは製造工程が全く別でございます。品質的に台湾のようなものを日本国内で生産、流通させることは家畜衛生上問題があるということで、到底許されないものであります。また、この豚コレラワクチンのコストは、現在、台湾に比べると若干割高になっておりますけれども、その代金の全体の生産コストに占める割合というものはわずかに〇・五％程度のウエイトでございます。そのことが日本の豚肉と台湾産の豚肉の競争条件の非常にバイタルな要素になっているというふうには私ども考えていないところでございます。

この豚コレラワクチンの接種を進める母体とし

て各県に家畜衛生指導協会がございしますが、御指摘のようないろいろな問題がもしありますれば、私どもも個別に関係県を強く指導してまいりたいというふうに考えております。

○竹内(益)委員 終わります。

○玉沢委員 石橋大吉君。

○石橋(大)委員 非常に限られた時間でございしますので、松くい虫問題に限って質問をさせていただきます。

まず、島根県の松枯れの実態でございしますが、今日段階の島根の松の実態を見ますと、この改正案が審議をされました昭和五十七年三月十六日の本委員会における参考人、森林・林業政策調査室長の木村武さんがこう言っております。薬剤の空中散布に軸足を置いている限り、本法案成立以降五年後のことがおよそ想定される、むしろ日本の松林は壊滅に瀕し、防除策を施す林分すら見当たらないという皮肉なことになりかねないと思う、こういうことを言っておられるわけでありまして、私の島根県の松の実態を見ますと、まさにこの指摘をほうふつさせるような状態に残念ながら置かれておられるわけでございます。約二百キロに及びます日本海沿岸にずっと赤茶けた松の枯損木が連続し、中には葉っぱも全部落ちて、皮がはげて白い樹幹を露骨のようにさらして枯損木が林立を

しているという状態でございまして、しょうけつをきわめている、こう言っている状態でありまして、市町村の担当者の話をいろいろ聞いてみますと、現在の状況は、当初に引いた第一線の防衛線を破られて第二線に後退をさせられ、さらには第二線の防衛線を破られて第三線に追い詰められ、今やその第三線も突破されて最後の拠点を何とかして守りたい、しかし、周囲を松枯れの枯損木で包囲されておりますから全滅するの時間の問題で、それが守り切れるかどうか全く自信が持てない、こういう実態を見ると、松枯れの原因が果たして林野庁の定説どおりのものかどうか、やはりほかにも要因があるんじゃないか、こういうこ

とを考えざるを得ないわけでございます。そこで、まず最初に原点に戻しまして、林野庁公認の定説であります松枯れの原因はマツノザイセンチュウとマツノマダラカミキリの共犯説に関連して、改めて幾つかお伺いをしておきたいと思

います。まず第一点は、広島大学の佐々木教授説によりまして、線虫の多くは死物寄生であって、活物寄生もあるが非常に少ない。線虫はもともと土壌微生物であって植物の根に寄生する。ところが林野庁のおっしゃるところでは、マツノザイセンチュウは根ではなくて枝に寄生することになっているわけでありまして、なぜそのような寄生をするのか、その説明がなければならぬと言っておられますが、この点についてまず林野庁の見解を伺いたいと思

います。あわせて、この問題に関連をしまして、阪大の植村助手は、枯れた松のすぐ隣の松の木が非常に枯れやすくなるが、虫が運ぶのではなくて土壌からも伝播しているのではないかと、それを示す古い実験もあるが、なぜかその研究はぶつ切り切れているという指摘をされているわけでありまして、島根県の松枯れの実態を見るにつけてもこれは非常に検討に値する見解ではなからうかと考えます

○田中(宏尚)政府委員 ただいまお話のありましたマツノザイセンチュウの動き方、あり方でございますけれども、マツノザイセンチュウは、科学的な分類学上はブルスアフェレンクス属の線虫でございまして、この属に属します線虫のほとんどは、御指摘のとおり枯死木の中で生活することが明らかにされておりますけれども、マツノザイセンチュウにつきましては、生きている松に寄生するということが過去の実験等で明確になっているわけでございます。

それから、マツノザイセンチュウの地中伝播の可能性についてでございますが、これまでに当方でもいろいろな試験研究をしたのでございましてけれども、土壌中に生息する能力というものはほと

んどございまして、ただ若干根が癒合しているような場合には、地中といえますが、癒合している根を經由して隣接木に伝播したという事例は見つかってございしますが、土壌を経て隣接木に伝播したという事例は皆無でございまして。

○石橋(大)委員 次に、今のマツノマダラカミキリがマツノザイセンチュウを媒介するという点について、念のため、非常に初歩的な話ですけれども一つだけ確認をしておきたいのです。理論的にはそういう説明をずっと前から聞いておるわけですが、このマツノマダラカミキリが松の新梢に飛んで行ってそれを食う、そのときにこのカミキリの口からマツノザイセンチュウが松の新芽を通過して松の中に侵入していくというメカニズムは、今日の科学技術をもってすれば、写真撮影などで客観的かつ実証的に我々が目撃も明らかにするようになることは十分可能だと思いますが、この点、そういう実証的な裏づけがありますかどうか伺います。

○田中(宏尚)政府委員 マツノザイセンチュウにつきましましては、御承知のとおり、昭和四十三年から四十六年まで国の特別研究でやった成果といたしまして松枯れの原因ということが把握されたわけでございます。その後いろいろな生態調査等が行われておりまして、ただいま先生から御質問ありました写真等による移動の経過等を人間が観察できるといふ状況にはなっているようでございます。

○石橋(大)委員 一遍、その実証的な証拠を別の機会に拝見をさせていただきたい、こう御注文を申し上げておきたいと思

います。次の問題に移りますが、このマツノマダラカミキリというのとはもととそれほど個体の数が多い種類ではない、こう言われておられて、専門の昆虫学者でも、普通種であり、大害虫でありながら生きた成虫には余りお目にかかったことがないというふうに言われておるわけですが、その点間違いないかどうかわかりませんとお聞きします。

○田中(宏尚)政府委員 当方の試験場では生きた成虫をかなりの頻度で見えておりまして、私も先般、林業試験場に参りまして見てきたところでござい

○石橋(大)委員 研究所ではなくて、自然林の中で一体どうなのかというのを……。

○田中(宏尚)政府委員 非常に小さいものでございまして、ほかとの分別という問題もございしますから、自然林の中では、人間がこれという形で把握することはなかなか困難かと思っております。

○石橋(大)委員 もう一つ、そのことに関連してお聞きをしたいわけですが、非常に発見しにくいという説もありまして、一方で、この法案が最初に審議されました昭和五十二年三月十五日の本委員会の質疑の中で当時の藍原林野庁長官は、和歌山県潮岬のクロマツの平地林での調査結果から推計すると、全発生期間を通じて、一ヘクタール九百六十本の枯死木から一万九百四十九の成虫が脱出したことになっている——これは脱出したことになつてはいるが、穴を見たので成虫じゃないかもしれないが、どっちにしてもこういう状態というのは非常に激甚な場合でございまして、通常は大体五千頭前後ではないかというふうに推定されておると言われております。こういうことに関連して、例えば茨城県の松枯れ被害は、一九七七年度二万六千五百立米、七八年度七十四万二千立米、七九年度七十一万二千五百立米、一、二年の間に三十倍近くも被害が画期的にふえた。このときにマツノマダラカミキリの大発生といふのはかなりのものがあつたのでしょ

○田中(宏尚)政府委員 かなりの大発生であることは事実でございまして、特に、気象条件等で急激な異常発生というものも過去見られたことは残念に思っているわけでございます。

○石橋(大)委員 もう一つこの点についてお伺いしますが、一説によりますと、マツノマダラカミキリに非常に似た種類でカラフトヒゲナガカミキリという種類がある、こう言われておるわけですね。在来、かなり珍しい種類とされてお

て、松の害虫としても大して注目をされなかったと言われているが、近年、松枯れが西の方から始まりまして東進の傾向が顕著になるのにびつたり合致するようにこのカミキリの多量発生が確認をされ、しかも発生個体数においてマツノマダラカミキリをはるかに上回っていると伝えられています。

カミキリの専門家の指摘するところによると、このカラフトヒゲナガはマツノマダラとはほぼ同じ体型、同じ習性、生態のカミキリだと言われています。とすれば、マツノマダラカミキリと同じ運び屋の要素を発揮していることはほぼ間違いないのではないかと、こういふふうにも見られておられるわけでございます。ただ一つ違ひますのは、カラフトヒゲナガは五月中に成虫が活動して六月に入ると姿を消す、マツノマダラは六月ごろから出現をして八月、盛夏まで活動を続ける。これがカラフトヒゲナガを見落とす大きな原因になっているのではないかと、こう言われておられるわけがあります。カラフトヒゲナガというのは、北海道の名前がついていますが、本州と四国にのみ発生をし、北海道には産しない、本州でも西日本に偏って大発生をしておる。こういう点を見ますと、林野庁がマツノザイセンチュウの運び屋をマツノマダラカミキリ一本に絞っていることについて大きな疑問を持たざるを得ないような気もしますが、この点いかがお考えでしょうか。

○田中(宏尚)政府委員 だいたいそのカラフトヒゲナガカミキリが発生していることも事実でございますし、それからマツノマダラカミキリと同じように運び屋的な機能というものを一部持っていることも事実のようでございますが、ただいま先生からも御指摘がありましたような発生期間から見まして、日本で発生しておる松枯れがカラフトヒゲナガカミキリが伝播力というふうには我々としては理解しておりません。

○石橋(大)委員 全くは否定できないような話でもありますが、一応これはこれでおきます。もう一つ、マツノザイセンチュウの寄生について

て伺っておきたいと思ひます。これは今までの説明では、大体松の生きた木に入り込んで松を枯らすと言われているわけですが、一遍マツノザイセンチュウが枯らした松、枯損木についてはもうマツノザイセンチュウというのは全然寄生をしないのかどうか、もし寄生するとなれば、枯れてから一体何年くらいまでの松に寄生するのか、その点、二つ聞いておきたい。

○田中(宏尚)政府委員 完全に枯損してしまつた後には生息しないようございまして、そういう意味では一度だけの生息ということになっておりますが、ただ、被圧木でございましてか風雪害木、こういうもので樹勢が弱まってきた完全枯死してはいない松につきましましては、地域によりましては生息源になっておるという点もございします。

○石橋(大)委員 大事な点でございしますから、念のためもうちょっと聞いておきます。脳死の判定をとるか心臓の停止をとるかということと非常に似ているような感じもしますが、枯れてから例えれば二、三年間は寄生するというふうに見えていのか、いや、全く朽ちるようになったらもうだめだと思ひていいの、その辺もうちょっと詳しく。

○田中(宏尚)政府委員 一度入つた木に二年目に入るといふようなことは、過去の知見からいましてございしません。

○石橋(大)委員 以上で虫の關係についてはおきかす。

次に、松枯れ病は大气汚染が原因ではないかという説がありまして、林野庁の方では大体それに対しては否定的な見解をとっておられますけれども、このことに関連をしてお伺いをしたいと思ひます。

御承知のように、金沢経済大学の吉岡金市先生は、林野庁のマツノザイセンチュウ説を批判してこう言っておられるわけですね。まず最初に大气汚染がある、松は硫酸に非常に弱い、オキシダントが松を直撃する、松の葉には数条の気孔があつて空気とともに亜硫酸ガスなどが入り、ここから枯れていく、虫とは關係がない、マツノザイセンチュウ

ウというの松枯れの結果の説明にすぎない、こう言っているわけですね。この吉岡説について林野庁はどうお考えですか。

○田中(宏尚)政府委員 大气汚染等の環境条件の悪化が要因なり誘因で枯れるという場合も全くないわけではございませぬけれども、今議論が関わされておりましたこの広範囲にわたつて発生しているいわゆる激害型の松枯れというものは、大气汚染等がいわば全くない地域、例えば小笠原諸島、ああいふところでも同じように発生しておりますので、こういうものはマツノザイセンチュウによるものというふうには断定して差し支えなからうと思つておりますし、大气汚染で枯れない針葉が変色する現象というものはもちろんございしますけれども、これとマツノザイセンチュウによる症状とは決定的に違つておりますので、大气汚染説というものは、一般的な環境で樹勢を弱めるといふ点では間接的な問題はあるにいたしましても、直接的な病氣の原因というふうには考えておりません。

○石橋(大)委員 松が非常に硫酸に弱い樹木だといふことはそのとおりですか。

○田中(宏尚)政府委員 相対的な話としては弱いものと考へております。

○石橋(大)委員 さつき言いました阪大の植村助手は、マツノザイセンチュウ説を全面否定はしてはいないけれども、しかし、それを主因とする説については必ずしも賛成ではないとして、次のように言っているわけですね。松の健康状態が悪化して、弱り目にたたり目でそこにマツノザイセンチュウが猛威を振るつて松を枯らすのではないかと。マツノザイセンチュウは、先ほども話がありましたように明治四十年ごろからいたたのではないかと申言われているわけですが、昔の松はなぜ枯れなかつたか、森の健康状態が保持されていたからだと、こう言っておられるわけですね。森の健康状態を失わせたものは何か。燃料革命だとか木材の輸入依存だとか松林の価格低下だとか、いろいろな経済的社会的要因が重なつてあると思ひます。

が、私は大气汚染という原因がやはり非常に大きいのではないかと、こういう気がしてならないわけがあります。

そこでさきよりは、大气汚染のもう一つ進んだ形の一つと見られます酸性雨と松の健康の問題について少し伺つておきたいと思ひます。

周知のように、欧米では一九六〇年代から酸性雨の問題が社会問題化しまして、スカンジナビア半島の酸性化した湖沼ではマスが完全に姿を消す、西ドイツでは全森林の五二%に異常が出ていると言われているわけがあります。日本では、杉の被害を除きまして森林については余り大きな被害があるとは確認はされてないようですが、昭和四十八年から五十一年にかけて、関東地方で酸性雨により住民三万四千人が目の痛みを訴えたケースがあります。そこで、酸性雨と松の關係について、三、三〇同いしたいと思ひます。

まず一つは、関東地方の酸性雨の松林に対する影響について林野庁はどう見ておられるのか。特に、全国に先駆けて激害地になりました茨城県、松の全滅と酸性雨というものは全く無關係なのかどうか。

それから二つ目に、林野庁は松と酸性雨との關係について実験的な研究を行ったことがあるかどうか、あるとすれば松の酸性に対する耐性はどの程度なのか、何ほくらいまで大丈夫なのか、こういうことをちょっとお聞きをしたいと思ひます。

○田中(宏尚)政府委員 酸性雨の問題についてでございますけれども、関東地方のおおむね標高百メートル以下の平場の杉林で、こずえ部の枯損につきまして酸性雨による被害じゃないかと言われているわけでございますけれども、現在のところ、松林について酸性雨そのものによる被害というふうな調査結果なり指摘というものは出ていないわけでございます。

それから、当方の試験研究でございしますけれども、北米なりヨーロッパにおきまして、湖沼でございしますとか、あるいは森林等の生態系に酸性雨

というものが深刻な影響を与えているという報告に接しましてから、当方におきましても林業試験場で、我が国における酸性雨の林木に及ぼす影響について現在調査に着手したところでございました。研究成果という形でここでもまだ発表できる段階になっていないのは残念でございます。

○石橋(大)委員 環境庁は、この酸性雨の樹木に対する影響は長い期間を経てあらわれるものだとしまして、関東地方の杉枯れ現象について、四十年代後半から五十年代にかけて降った強い酸性雨の後遺症と見ているわけですね。特に、昭和四十八年六月二十八日、二十九日の関東地方における降雨は、希硫酸温泉として知られる北海道の川湯温泉の湯水と同じぐらいの強酸性だったと言われているわけですが、これが茨城県、松枯れの大きな原因の一つになっているのではないかと、こういう疑いがやはり消えないわけです。この環境庁の見解とあわせて、もう一遍、念のために林野庁の考えをお聞きしたいと思います。

○田中(宏尚)政府委員 先ほどもお話ししましたように、大気汚染等により松が枯れる場合には、松の葉っぱから先に枯れていって樹体が後でくるというようなのが一般的でございまして、松枯れの場合には、御承知のとおり松やがてまずつまわり、それから針葉部が枯れていくというようなことで症状そのものが決定的に違っておりますので、現在、関東地方でもばっこしております松枯れにつきましては、いずれもマツノザイセンチュウによる病気というふうな認識して差し支えなからうかと思っております。

○石橋(人)委員 酸性雨の松枯れとマツノザイセンチュウの松枯れは枯れ方が違うという説明でございしますが、さっき言いましたように、この酸性雨が松を非常に弱らせる、松の健康を害する、そこへマツノザイセンチュウが入ってきてあれだけ爆発的な蔓延をする、こういうことは全く考えられませんか。

○田中(宏尚)政府委員　やはり病気でございますので、樹勢が弱っているときに病気がくるといふ

ことになる。それがしょうけつするというのは人体でも木の場合でも同じでございますので、木に力があることが防疫上も必要であるということとは、一般論においてはそのとおりかと思っております。

○石橋(△)委員 去年の十月の兵庫県公害研究所の調査発表によると酸性雨は列島全体に広がっているというところで、私の出身の島根県などは御承知のように近代化から残されておりまして、ほとんど工場もありませんし、大都市もありませんが、その島根県の松江でも四・八の酸性雨が降っているわけです。問題なのは、工業地帯や都市部から離れた例えば静岡県榛原郡本川根町、奈良県吉野郡大台ヶ原、高知県香美郡物部村、岩手県気仙郡三陸町、こういう地域でも四・二から四・七の酸性雨が降っていることであります。都市や工業地帯と直接関係ないところにも降っている。こういうところに大変大きな問題があるわけです。従来、議事録を読んでもみますと、大気汚染説が

を否定する論拠の一つに、東京の松が青々としてきている、こういうことを林野庁も再三言っておられます。幸か不幸か東京都では松枯れが少ないわけですが、これは酸性雨がないというわけ、東京は正常の範囲内の雨しか降っていないわけですね。やはりこういう状況を見ますと、酸性雨というのは相当松枯れの原因になっているんじゃないか、あるいは誘因になっているんじゃないか、こう考えられるわけです。また、松くい虫の北限説が破られたわけですが、こういう北限説が成立しない要因もこの酸性雨などに原因があるんじゃないか、こう私は思いますが、どうですか。

○田中(宏尚)政府委員 その点の因果関係につきましては研究成果等がまだございませんので、何とも判断できないところでございます。

○石橋(大)委員 もう一つ、大気汚染説に関連してお伺いをしておきますが、年輪解析学なるものがあるようです。新潟大学の工学部の鈴木助教授

によりますと、千葉県原市の臨海工業地帯の松枯れについて地元民の依頼を受けて調査をした結

果、一九六三年ごろから松の年輪幅が非常に狭くなっている、つまり木の生育が非常に悪くなっている、それで松枯れはコンピナートからの大気汚染によるものと結論をした、年輪の幅が狭くなるだけではなくて、年輪部分の水銀とバナジウムを調べると両方とも一九六三年からふえている、こういうことをもとに臨海工業地帯における石油使用量と増加の相関関係が認められた、こう言われているわけですが、この年輪解析学の分析について一体どうお考えですか、ちょっと伺います。

○田中(宏)閣 政府委員 その学説の詳細については承知しておりませんが、先ほど来申し上げておりますように、全国的に普遍的にはびこっております激害型の松枯れ病につきましては、マツノザイセンチュウによるということが当方の長い間の研究成果として確定しておりますので、そういう普遍的な松枯れにつきましてはあくまでもその研究成果を採用したいと思っております。

○石橋(二)委員 そろそろ時間が来ましたので、

最後に幾つか要望を申し上げて終わりたいと思いますが、今の質問でも明らかのように、土壌汚染説も全く否定できない、大気汚染説も研究に着手したばかり、こういうようなことでございます。あれだけしょうけつをきわめている島根県などの現状を見ると、マツノマダラカミキリだけが媒介主とはとても思えないような状況もございますので、さらにひとつ鋭意研究いただきまして抜本的な対策を立てていただきますように、まず一つはお願いをしておきたいと思っております。

二つですが、大臣は特に近い県ですからよく御承知ですが、島根県の県木はクロマツになっております。私が言うのも変ですが、庭木としては最高の松じゃないかと私は思っております。立派な松が非常に多いのです。しかも、そのクロマツが海岸部からまず先にやられる、こういう状況で被害が拡大をしている。島根県のアカマツもまた材質が非常に優秀でございまして、大阪市場でかなり高い評価を得て銘柄を確立している、本来こういう松なのであります。ところが、さっき言

ましたように壊滅的な打撃を受けて、最後の拠点を守り切れるかどうかというところへ残念ながら追い込まれておるわけがあります。

そこで、そのことについて要望したいのです。が、松くい虫に強い和華松などの開発もされておりますけれども、葉の色、樹形、材質、これは何十年かたたないとわからぬと思いますが、そういうことからいってとても日本古来の松にはやはりかえがたいんじゃないか、こう私は思えてならないわけであります。それだけに何としても全滅させてはならぬと思っておるわけです。そこで、今残されておる神社、仏閣、名所旧跡、特に島根県の場合は、穀倉地帯の簸川郡というところの民家は一軒一軒何百年というクロマツの林にずっと囲まれておりまして、それが島根県の風物詩になっておるわけですが、その松が今次々枯れていくわけであります。そういうところに対しては今まで国として強力な指導や手を余り打っていないんじゃないかと思ひますので、そういうことに対する手厚い特別の対策と助成を一つはお願いをしておきたい。これが一つ。

もう一つは、さつきから言いましたように、海岸線二百キロにわたって枯損木がずっと続いているわけでありませう。島根県、山口県というところは、御承知のように台風の通過するときには大変な災害の激甚地でございます。こういう状態を放置しておくともたまた大災害に遭う、被災をすする、こういう非常にもろい産地になっておるわけですね。そこで、この林立している枯損木を除去すること、そして植林を早急にすること、しかもこれについては、かなり範囲が広いわけですから危険箇所から順次計画的に手当をしていかなければならぬ、こう思っておるわけでございまして、これは到底県や市町村だけではできませんので、ひとつ林野庁、農水省の絶大な御支援、御協力をいただきたい、こう思っておるわけでございませう。この点を要望申し上げます、もし林野庁の方からお答えがあればひとついただいて、終わりたいと思います。

○田中(宏尚)政府委員 島根県の場合、非常に被害が激甚なわけでございますので、今後とも何とか防除対策の徹底を期してまいりたいと思っております。

それから枯損木につきましては、いろいろその地域なりの事情もあるかと思ひますけれども、防災上なりあるいは景観の維持上緊要性を特に要するもの等々につきましては、感染源除去対策事業というようなものもございまして、こういうものを活用しながらできるだけ地域の要望に沿うよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○石橋(大)委員 終わります。

○玉沢委員 辻一彦君。

○辻(一)委員 きょう、同僚、先輩議員からそれぞれ質問がありましたので、私も基本的なことを二、三だけ伺つて、そして、松枯れ対策としては何と云つても特別防除それから駆除、樹種転換、抵抗性の強い品種の育成という分野があると思うので、一番最後の松くい虫に強い抵抗性の品種といひますか、この育種をどう考えていくか、こういう問題に若干時間をとりたいと思ひます。

まず第一に、質問の前段として基本的な考えをもう一度大臣にお尋ねしておきたいと思うのですが、先ほどお話があり御答弁もありましたが、十年間でこの松枯れ対策に、国と都道府県、市町村を入れますと大体約九百億のお金を使つて、相当大きな金額ですが、十年たつて、一千億近い九百億のお金を投じてなお松枯れの終息が見られないことについてどういうようにお考えになるか、またこれから五年間これを延長すればどれぐらいのめどを持たれるのか。先ほど一言御答弁ありましたが、いま一度お尋ねしたいと思ひます。

○加藤国務大臣 昭和五十二年以来、各種対策の総合的な推進を図つてきたところでございましてけれども、先ほど提案理由の御説明にも申し上げますが、この結果、五十四年度には二百四十三万立米にも及んでいた被害が六十年年度には百二十六万立米にまで減少しまして、全体としては、松くい虫の被害の鎮静化に相当な成果を上げてきたものと考えております。しかしながら、五十三年から五十六年にかけて、毎年二百万立米を超える余りにも激甚な被害が発生しまして、林野庁としては懸命に努力し、現在ようやく被害を半分程度にまで落とすところまでございまして、けれども、遺憾ながらまだ終息といったところまで至っていない現状でございます。

こういう状況を踏まえまして、今回、法律を改正、延長することをお願いしたところでございまして、なお異常気象の発生等不確定な要因はあるものの、今後、被害の先端地における対策の強化や保全すべき松林の対策の徹底等を図ることによりまして、この異常な被害をできるだけ早期に鎮静化させ、経常的な被害状態とするよう全力を挙げてまいりたいと思ひており、そういう趣旨で今回もお願いいたしておるところでございます。

○辻(一)委員 先ほども伺つたので大体わかりますが、経常的な被害というものは、抑えたいというその範囲はどれぐらいを考えていらっしゃるのでしょうか。

○田中(宏尚)政府委員 被害本数で二％というふうに考えております。

○辻(一)委員 それから、立方メートルでいってどれぐらいをお考えなのですか。

○田中(宏尚)政府委員 全国的な観点で申しますと、現在百二十六万立米ほどでございますけれども、これが半分以下程度になりますと、松林区ごとに見て、今言いましたように一％ぐらいになるうかと思つております。

○辻(一)委員 そうすると、経常的には大体六十万立米ぐらゐに抑えたいということですね。

○田中(宏尚)政府委員 ごく大ざっぱな話としてはその程度と考えております。

○辻(一)委員 なかなか難しい問題ですが、ぜひそれ以内に、五年間で何とか終息に近い状況になるようにひとつ努力をお願いしたいと思ひます。第二に、初めに予定した空中散布の区域、計画等が農業や漁業などの被害防止の配慮からやるこ

とができない、中止せざるを得ないというところがあり出たところがあるのですが、代表的なそういう事例と、全般的にいつてそれはどれぐらいの面積か、そしてまたその場合に、かわるべき適切な防除措置としてどういうものを講じたか、その点についてちょっと伺ひたい。

○田中(宏尚)政府委員 特別防除につきましては、防除を行うべき松林をまず厳選してかかる、また実施に当たりましては、周囲のいろいろな環境の保全なり、それから関係者に被害が及ばないようということに十分留意して行つてきていますわけでございますけれども、残念ながら地域によりましてはいろいろな問題が出ておるわけでございます。特に、農業、漁業への被害防止のためには、桑畑やたばこ、それから茶畑、さらには水産関係でのクルマエビの養殖池等がございまして、けれども、その面積は、最初の法律の期間でございまして五十二年から五十六年にかけて全体で五千五百ヘクタール、それから五十七年から六十年にかけては全体で七百ヘクタールということに、そういう中止面積というものは近年著しく減少してきておるわけでございます。こういういろいろな問題もございまして、中止いたしましたものにつきましても、それぞれの地域の必要性に応じて、伐倒駆除等の別途の処置を講じまして方全を期してきておるわけでございます。

○辻(一)委員 改正案の中で重要な項目に特別伐倒駆除の問題があります。その必要性については理解をしますが、財産権の保障と被害の拡大防止という公益性、この二つの兼ね合いがなかなか難しいと思ひます。この二つの兼ね合いがなかなか難しいと思ひますけれども、どのようにお考えになるか、一応伺つておきたい。

○田中(宏尚)政府委員 今度改正案に入っております緊急伐倒駆除につきましては、その対象となります木が既に枯死しているものに限られておりますので、伐倒することによりまして経済的価値がさらに減価するようなことはない木というふうにまず考えているわけでございます。

それで、そういう経済的な価値が滅びない木でありましては財産権との問題がございまして、一つは、その実施の要件というものを必要最小限度に絞つて、法律にもありますように、高度公益機能松林なり被害拡大防止松林に限定しているということ、それから、駆除命令等他の手段では的確な駆除が困難と認められる場合であつて、防除上特に必要がある場合に限つて認める、さらに松くい虫の羽化脱出前の一定期間内に絞るということ、まずその要件自体を最小限に限定しております。それに加えて、適正な手続を確保するといふ点から、緊急伐倒駆除を実施する期間は都道府県が実施計画できちんと定める、実施する区域なり期間等をあらかじめ事前に公表する、そしてそれに対して森林所有者の不服申し立ての機会を設ける、さらには事後に森林所有者等に所要の通知をするというふうなことで、森林所有者の権利保護というものにも十分配慮している次第でございまして、公益と私益を総合、比較考量いたしますれば、この程度の制限でございまして、私に私有財産権を不当に制限したということにはならないのじゃないかと考えておるわけでございます。

○辻(一)委員 必要性については理解をしますが、トラブルがまた起こる可能性もあるので、これは十分慎重に取り組んでいただく必要があるだろうと思ひます。

第四に、南、西の方から北の方に上がつて関東へ、今や北陸、東北の方に被害がだんだんと及んでくるというふうな状況にありますが、我々の北陸地方、東北は雪が多いために、雪により折れたり圧迫されたりする折損木の被害が非常に大きい。例えば昭和五十二年、私も参議院の災害対策委員長時代に随分走り回つたことがありますが、雪で折れるのが多いですね。それから五十六年、またつい先年も非常に大きな雪の折損木被害が出た場合があるのです。それはかなり整理されはおりますけれども、さっきの島根の例ではないが、一時は山がずつと岩盤に割られしを立てた

ように見えた。そういう状況はまだ変わっておりません。なお雪の折損木は残っている。新しく伝播する北陸、東北地方ではそういう折損木の残っているところに虫の寄生繁殖源がある、こういうように言われておられるのですが、そうすると、これをできる限り除去するということが非常に大事ではないか。

それからもう一つは、先ほどもありましたが、除間伐を適切にやれない。間伐をやってももうとも値段が合わないから間伐をやる意欲がわかないというのが実態です。したがって、放任をしていくとこの除間伐はほとんど行われなくなっていく心配がある。そうなりますと、松くい虫の被害対策、この予防のためにも、残っている折損木の除去あるいは除間伐に対する助成等によってこれをさらに促進する必要があるんじゃないかと思いますが、これについてどういう施策を今までなされていくか、またこれからどうするか、その点をひとつお伺いしたいと思ひます。

○田中(宏尚)政府委員 折損木等につきましては、先生御指摘のとおり、マツノマダラカミキリの産卵対象となるものが確認されておりまして、特に被害が軽微な先端拡大地域、こういうところではマツノマダラカミキリの繁殖源として機能しているということが各地で報告されておられるわけでございます。

除間伐につきましては、森林の健全な育成を図るためにぜひとも緊急に行う必要があるわけでございます。六十二年予算におきまして、森林地域活性化緊急対策事業等のいろいろな助成措置を講じておられます。その推進に努めてまいりたいと思ひます。また、雪害木等につきましても、これも六十二年度から松くい虫被害対策促進事業の中に、新たに雪害木なり被圧木というものを林外に搬出除去する予算措置を講じておられますので、こういう予算を活用いたしまして、できるだけ山地の活性化に努めたいと思ひておるわけでございます。

○辻(一)委員 予算面、施策面である程度取り組みがなされておる、それで前進しつつあるという

ことは理解をいたしますが、これは相当本格的にやってもらわないとなかなか効果は上がらないと思うのです。多少のそういう措置を講じてそれで成果が出るというものではないと思うので、十分意を尽くしてほしいと思ひます。

次に、今松くい虫の被害を受けない地域は北海道と青森県と言われているのです。だんだん北上してきておられるのですが、最近、この被害が寒冷地に拡大しておる。これから新しくどんどん問題になると思うのですが、こういう地域における防除対策というものをどう考えるか、お伺いしたい。

○田中(宏尚)政府委員 東北等は寒冷地で先端地域、ここをどうやって抑えていくかということがこれからの防除対策の一つの決め手なわけでございます。そういう点に関連いたしまして、今回の法律でも、先端拡大地域を限定しながら明確化して、しかも、そこで特別伐倒駆除であるとか、新しい、より強い防除というものを取り入れる仕組みをつくったわけでございます。それから、何といひましてもそういう新しい地域でございますから、一般の方々への知識普及とか宣伝が必要になつてまいりますので、そういうソフト面での仕事というものについて、従来以上に意を用いてまいりたいと思ひます。

○辻(一)委員 この松くい虫の被害を受けているところの対策は、第一に防除が大事ですが、また、新しく拡大しようとするところをどう抑えるかも日本全体の森林を守る上において非常に大事だと思うので、これも同様に力を入れてもらいたいと思ひます。

そこで、先ほど申し上げましたように、特別防除、駆除、樹種転換と並んで、これから松くい虫に抵抗力の強い松を育てていくことも非常に大事な課題になるのではないかと思いますので、これについてしばらく質問を行いたいと思ひます。

まず第一に、過日も関東の林木育種場を見てまいりましたが、一応念のために、抵抗性の強い育種をどういうふうに進めておるか、要点だけで結構ですからお伺いしたいと思ひます。

○田中(宏尚)政府委員 昭和五十三年度からマツノザイセンチュウ抵抗性育種事業を実施しております。昭和六十年度末までに抵抗性のある個体を百八個体確定いたしております。現在はその個体を用いて採種園を造成しておるところでございます。それで、昭和六十年度の後半には、この採種園から生産される種子により苗木を抵抗性苗木として供給できるのじゃないかというふうに見込んでおられるわけでございます。しかし、現在の情勢に対応いたしたために、本格的に供給を開始するまでの暫定期間の措置をいたしまして、一つは、この抵抗性育種事業において選抜された松から採種した種子、この種子は母親の方は抵抗性はございますけれども、父親の方は抵抗性が不明でございますが、そういう第一次検定に合格した種子による苗木にマツノザイセンチュウを接種してみまして、接種の結果、抵抗性が確認されたものを昭和六十一年の春から供給しております。それからもう一つは、日本産のクロマツと抵抗性を持つております中国産の馬尾松との交雑種でございます。和華松の苗木を、昭和六十一年の秋から抵抗性苗木として供給できるところまで来ておられるわけでございます。

○辻(一)委員 選抜育種において、激甚地から生き残った非常に抵抗力のある松を選んでそれを育てていく。それは非常に抵抗性があると思うのですが、けれども、六十年代後半といえは見当が付きませんが、ほぼ何年ぐらいを考へておられますか。

○田中(宏尚)政府委員 これからの話でございます。これは、大体六十七、八年には可能になるのではないかと、いうふうに考へております。

○辻(一)委員 六十七、八年まで待てば相当大量の種子が生産されるようになると思うのですが、それまでの期間にできる限りこの苗を育てていく一つの考へとして、今バイテクを使って組織培養等をやればどんな数をふやしていくことが可能であると思ひます。こういう面についての組織培養適応の考へ方あるいは現状はどういうものか、ちょっとお伺いしたい。

○田中(宏尚)政府委員 林木育種のバイテクにつきましては、いろいろ国の研究機関で基礎的な研究をやりながら、国の林木育種場で技術の実用化ということで相分担しながら行っているわけでございます。特に、組織培養につきましては、いろいろな形で成果が出てきているわけでございます。けれども、現時点で、松の苗木について具体的に供給体制を引き上げるまでの段階にはまだ至っていないわけでございます。

○辻(一)委員 私はこの問題で、ちょうど一昨年の九月にアメリカのウエハウザーを見に行つて、その後の十一月のこの委員会と昨年四月のバイテク、生物系の論議のときにも若干触れたのですが、今の長官のお話だとそういう体制にはまだ時間がかかるようであります。

アメリカのウエハウザーは世界一の林産会社であつて、広大な山林面積も持っておりますし、苗を育てるにしろ、米松等は私の見た場所では一つのハウスで三百万本、その地区で五千万本の育苗を自分でやっています。こういうような状態なんです。そういう中で、組織培養等によるところの研究、実験場というものは非常にいいなりしたもつて持っている。それをかなりな時間をかけて見たのですが、ああいうものに比べると、この間、我が党のメンバーが五、六人で農林省、林野庁の案内で関東の林木育種場、それから茨城県の試験場等も見ましたが、同じように比べるわけにはいかないと思ひます。随分開きがあるように思ひます。これはどういう面で日本のバイテク、特に林木育種に関するバイテク分野では進んでいるか、どういう面でアメリカあたりと比べておられるか、ここをちょっとお伺いしたい。

○田中(宏尚)政府委員 現在、林業につきましては、国の林業試験場の研究というものが何とないましても基本をなしているわけでございますが、国の林業試験場におきますバイテク研究の現時点での成果で重立ったものをちょっと拾つてみますと、一つは、優良個体の組織培養につきまして

中林業協力についての決意のほどと、これからひ

とつ考えたいということを一言だけ伺いたい。

○加藤国務大臣 先ほど来御質問に出ました和華松が私の農林大臣室に置いてあることですべてが証明されると思います。

○辻(一)委員 終わります。

○玉沢委員長 田中恒利君。

○田中(恒)委員 引き続き質問をいたします。

大臣、この十年間、松枯れ対策の法律に基づいていろいろな事業をやったわけですが、その総括というか、やはり十年一昔と言うのですから、十年間のこの法律の成果、反省、今後の課題、そんなものを十分整理をして出していだきたいと思うのですが、先ほど来の御答弁でお話をお聞きすると、大分効果を発揮しているという御認識のようです。私も初めからいろいろこの議論に加わった者としては、最初は、この五年間で今言われた被害率一%に全部してしまふんだ、こういうふうな本当に豪語とか言明せられたわけですね。ところがそれどころではなくて、異常な被害が発生して延長せられた。その原因は主として異常気象だ、こういうふうな言われた。異常気象がおさまって今度の五年間でだんだん少なくなってきたわけですが、この少なくなつたのは本当に松枯れ対策で出てきていたのか、異常気象の閉塞や、枯れるものはもう枯れてしまつて余地がなくなつたというところもたくさんあると私は思う。私などは、例えば空散で非常に立派な状況になっているところを幾つか見せてもらつておきます。それなりの効果は見えすくけれども、逆に私どもの地域を見たらもう松は全滅しておるのです。松林がなくなっているという被害の激しいところがあるのです。そういう状態の中で、今日依然として百二十六万立米というものがあつたわけですね。これは発足したときはたしか八

十萬立米程度であつたと思うのです。発足時点の十年前よりも多い百二十六万という状態になつておるといふことは、いろいろな理屈をあつちこち言えは言えませんが、決してこの松枯れ対策が成功しつづつあるといったような簡単なものが見

られては困る、こういうように私は考えますが、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 先ほど来、両先生にもお答えいたしましたが、とにかく松くい虫被害対策には各種対策を総合的に推進し、努めてきたところでございまして、ピーク時の五十四年に比べて、現在、被害量が半分程度にまで減少してきたところでございます。被害の鎮静化ということには相当の成果を上げてきたと考えております。しかしながら、地域によっては被害は拡大傾向にあり、また、寒冷地域においては年越し枯れなどの従来と異なる被害態様が起つてきております。そういう中で、先ほど石橋委員からも御質問がありましたが、今後につきましては、今申し上げましたような状況に対応した防除対策が必要であり、そしてまた、所要の改善を加えてやらなくてはならないという立場から改正法案を提出しておるところでございます。

ただ、自然の中において発生する状態でございますから、私たちは、あらゆる科学的、技術的、そして地域住民の皆さんの理解を得ながら、自然環境を守る重要な役割を松林が果たしている、松を守つていきたい。ただ、おっしゃいましたように、私たちが、瀬戸内海の島で何十年、何百年、岩の上に育ってきた松が枯死してしまつて、胸の痛みというものはいろいろあるところで見えておるわけでございます。これを本当に鎮静化させたいという意欲は大いにあるわけでございますので、そこら辺をよろしく御理解いただきたいと思ひます。

○田中(恒)委員 私どもも、今度の改正でいわゆる守るべき松のところを特定し、そこにある面では重点的にいろいろな手法を最も効果的に組み込んでいくというやり方は結構だと思ひます。あるいは、予算を見ましても空散の割合が大分落ち込んでいる。本来伐倒が一番効果があるはずですが、伐倒とか特別伐倒とか基本的には森の樹種転

換、これは長い期間が要りますけれども、そういう方向に向けておつておることにについては非常に前進をしておると思つております。しかし、松くい虫の今日の被害状況は極めて厳しい状況にあるという認識に立つて処置をしていただかないと、この形でだんだんやられていけばいいんだというところ、私は気構えが違ふと思うのです。そここのところは、大臣は最高責任者でありますからそういう認識の上に立つて進めてもらいたい、こういうふうに考えますが、間違つておるでしょうか。

○加藤国務大臣 今おっしゃつたような認識のもとに、今回改正法案を提出させていただいたところでありまして。

○田中(恒)委員 環境庁も来ておると思ひますから、ちょっとお尋ねします。

二月三日にこの法律の閣議決定がされました。その直後に稲村環境庁長官は記者会見をしておりますが、新聞には余り大きくは出ませんでしたけれども、あちこちの新聞にこの記者会見の内容が出ております。これを見ると、薬剤を空中散布する防除方法は安易過ぎる、生態系も考える心のゆとりが必要である、防除費の半分以上を空中散布に費やしている現状を改めて、枯れた松の伐採や焼却など根本策をもつと考えるべきだ、こういう意味の御発言があるわけでありまして。この発言は環境庁の方針として受けとめてよろしいですか。

○吉池説明員 ただいま先生から、二月三日の長官の記者会見の趣旨についてお問い合わせがあつたわけでございますが、松くい虫被害を防止するために行われる農薬の空中散布につきましては、環境保全に配慮して慎重に行われるべきである、さらに、空中散布のほかにも、いわゆる枯れた松の木を切つて処分する方法も有効である、したがって、これらの種々な対策を総合的に講ずることが大切である、こういうことを述べたものでございまして。

それで、空中散布の実施に關しましては、環境庁と林野庁で協議をしております。その協議の結果を踏まえて、薬剤の安全かつ適正な使用が確保される、さらに環境にも十分配慮して慎重に行われる、そういう方向で適切に行われるものではないかと考えておるわけでございます。

以上でございます。

○田中(恒)委員 あなたが今おっしゃつた内容は長官が記者会見で言つたこととちよつと違ひますね。総合的な施策を組まなければいけないといつたようなことは恐らく長官自身も持つていらつたやつたと思ひますが、少なくとも閣議が終わつた直後に言われておるのは、今のやり方を改めて、空から薬をばらまくようなことは環境庁としてはできるだけ避けたい、こういうお気持ちが一つあつたと思ひます。私は、その気持ちには環境庁長官としては当然だと思ひます。そういうことではないのですか。後で林野庁が農林水産省と多少調整して今の御答弁が出たというふうにも心配するわけですが、そんなことはございせんか。

○吉池説明員 ただいま御答弁申し上げたとおりでございます。

○田中(恒)委員 私は稲村さんのおっしゃつたことをそのままに受けて、これは確かにそうだが、この委員会でもその問題で長い間いろいろ議論をして、農林水産省もそういう方向に大分向き出した、こういうふうには私は見ておりますが、環境庁は二歩二歩先に、自然環境あるいは生活環境を守るという観点に立てば、空中散布などについては相当厳しい立場をとつて実施機関の林野庁との間の調整をしていく姿勢がないと、環境行政というものはそんなに進まないと思ひます。だから、実は長官の言われたことをそのままストレートに受けとめております。非常にいい御意見だ、私どももこう思つておるわけでございますが、今出されておりますものは、今あなたがおっしゃつたような形のもので今の段階、現実的な処理の方法としてはやめていく、そのことも私なりに一定の理解をしております。しかし、

環境庁としてはもう少しびしっとしてもらいたいと思うのです。

空中散布の問題は長い間の委員会でもたくさん議論をされた点であります。いずれにせよ、人間の健康なり生活環境に非常に大きな影響を与えるのではないかと心配があるわけでありまして、そういう意味で空散防除、つまり特別防除であります。これがこの十年間にどれほど行われたのか、地区の数はどれだけのところか。そして農水省、林野庁からは、これまで空散について思っているわけがなかったという御答弁をしばしば受けておるわけですが、空散をやろうとしたけれどもどの程度できなかったのか、要約で結構ですから、これを御答弁いただきたいと思うのです。

○田中(宏尚)政府委員 特別防除は五十二年以降行っておるわけでございますけれども、行った都府県で言いますと、三十一都府県から現在では四十都府県になっております。面積的にも、その年によりまして変動はございますけれども、少ないときで九万ヘクタール、多いときで十三万ヘクタール程度を空散という形で実施しております。そしてこの空散の実施につきましては、特に地域の理解と協力を得ることが必要不可欠と考えておりました。従来から実施に当たりましては、地区ごとの説明会の開催等を通じて地域住民の理解と協力を得よう努力してきたつもりでございますけれども、一部地域につきましては、御指摘のように反対運動も見られたわけでございます。なお、こういう反対運動がございました場合には、関係者に対してその理解と協力が得られますよう、特別防除の必要性なり安全性というもののにつきまして丁寧に事細かに御説明申し上げる努力をいたしますとともに、やむを得ないものがあるいは必要なものにつきましては、散布区域の見直しなり防除方法を他の方法に変更するというような処置を講じまして、それぞれ適切に対処してきているところでございます。

○田中(恒)委員 特別防除については今のよう法律でもその趣旨はたくさん書いてありますし、

法律第三条に基づく基本方針にも、特別防除については当該地区の地域住民の理解と協力を得てやらなければいけない、こういうふうに言われておる。先ほど竹内委員の御質問についても長官は、そういうふうな努力をしておりますという御答弁があったと思うのですが、そのことは裏を返せば、地域住民の理解と協力が得られない場合、つまり、やってもらっちゃ困るといふ人が多い場合には空中散布特別防除はやらぬ、やれないというふうに理解をしてもいいのじゃないか。基本方針の裏側からいましてそういうふうな理解しておりますが、いかがでしょうか。

○田中(宏尚)政府委員 空中散布の性格からいましてあくまでも地域住民の納得を得られることが最善でございます。そういう納得を得られる見込みのない地域につきましては、他の方法による防除に変更することもやむを得ないかと思っております。しかし、空中散布の必要性なり安全性というもののつきましては、地域に十分御説明させていただきまして、大方の地域では、いろいろな問題を残しながらも大勢としてはやはり緑を守るという観点から御納得いただいている地域が多うございまして、そういう努力は今後も続けてまいりたいと思っております。

○田中(恒)委員 緑を守るといふことはだれも共通なので、しかしそれ以上に大切なものが空散でもって失われるとすれば、それは当然考えなければいけない。前回の審議の際に田澤農林水産大臣は、人間の健康あるいは生活に空中散布が重大な影響を与えるとすれば、当然先行すべきものはそういうものだ、こういう意味の御発言や議事録があるわけでありまして。私はその辺は、例えば人家がないとか、マツタケがあるところへ空中散布をやるのが反対なのをやったって、影響がなければそれは構わぬと思うのです。ただ、どう見ても客観的に基本方針に載せておるような内容のものがあつて、これはやはりやるべきではないといったものについて、林野庁としてはもう十年やってきたわけだからある程度わかると思うのです。

一つ一つそういう整理をしてみても、やはり空散をやつてはいけないという地域はやらない、そういう方向は打ち出すべきではないか。もう十年たつたのですから、その十年の経験の上に立つてそういう点を一遍再検討してみる必要があるのではないかと考えておるのですが、どんなものでしょう。

○田中(宏尚)政府委員 基本的スタンスにおきましては全く同じでございます。従来から、国で定める基本方針におきまして同じような基軸にしておるわけでございます。今回新しい法律が制定されますればまた基本方針の見直しという段階になるわけでございますけれども、文言等につきましては、従来の文言そのままでいいかどうかというところは段階でもう一度精査してみたいと思っております。基本的には、環境に対する配慮というものは欠かさないと考えております。

○田中(恒)委員 大臣、前回たしか法律の修正がありまして、第三条の第三項ですか、そこに、こういうものは空中散布をやらぬのだというように基本方針で明確に規定をすべきである、こういう法律改正があつたと思うのです。趣旨は、鳥であるとかけものであるとか天然記念物について、文化財保護法とか鳥の何とかの法律の項目とかというふうなことを前文にして、こういうところはやつてはいけないというふうな基本方針で明示せよということになって、それが基本方針の中に織り込まれて、かくかくしかじかのものについては特別防除はやるべきでないということになっております。正確に申し上げると、一つは、「特殊鳥類又は天然記念物等の貴重な野生動物植物の生息地等を含む松林」ということになっておる。

これがアであります。二番目が「家屋、学校、病院、水道、井戸、水源並びに鉄道、道路等の交通機関、公園地区等の利用者が集合する場所等の周辺の松林その他その所在地等からみて薬剤の飛散・流入により周囲の環境に悪影響を及ぼすおそれがある松林」ということになっておるのです。三番目が「薬剤の飛散・流入により農業・漁業その他の事業に被害を及ぼすおそれのある松林」という形です。基本方針上、特別防除をやつてはいけない三つの松林というものを指定しております。これを指定しておるのですが、一番最後に括弧書きがありまして、次に掲げる事項に即して適切な措置を講じておれば構わない、こういう意味になっておるわけですね。だから、防除措置をやらなければならないことになっておる。防除措置とは何だということいろいろ聞いてみると、これも基本方針に載つておるわけだが、例えば、病院とか水道とか井戸とか水源とか学校とか家屋とかいうところについては、やる場合に風向きがどっちを向いておるかとか風速がどうかであるとか、こういうことが書いてあるのです。風向きとか風速とかというのは稲に対する散布をやるときに当たって前のごとであつて、まして飛行機でやる場合に、こういう原則的なことを考えておればやっても構わぬというのだったら、これは全く意味をなさぬじゃないかと私は思うのです。こういう基本方針は、今度のこの新しい法律の発足に伴つて一遍検討していただきたい。こんなものばかりでかかしくしかじかのところは法律に基づいてうふうにびしっと決めてもらうことが必要だと私は考えますが、いかがですか。

○加藤国務大臣 昭和五十七年の法改正の際に修正が行われた二点はよく記憶しておるところでございます。特別防除につきましては、農林水産大臣が定める基本方針において、今おっしゃつた第三条において、一つは、貴重な野生動物植物の生息地等を含む松林については特別防除を実施しないこと、二番目は、薬剤の飛散・流入により周囲の環境に悪影響を及ぼす場合には環境の保全等に必要措置を講じて実施すること、またそれができない場合には実施しないこと、その次は、特別防除の実施に当たっては地域住民等関係者への周知徹底を図り、その理解と協力を得るよう努めるとともに、理解と協力が得られる見込みのあるものについて実施すること等について定めております。

す。自然環境、生活環境の保全等には十分配慮するよう都道府県を指導しているところでございますが、今後ともこのような考え方に立って生活環境の保全には万全を期するとともに、関係者の理解と協力を得つつ実施するよう指導の徹底に努めてまいりたいと思っております。

なお、先ほど長官よりお答えいただきましたように、この法律が通過、成立いたしましたら、当委員会におけるもろの御意見等を十分参酌しながら基本方針を策定してまいりたいと思っております。

○田中(恒)委員 基本方針は新しく策定されるのでしようから、その際に今大臣が言われたようなやり方——つまり、かくかくしかじかの条件をやらばやってもよろしいということじゃなくて、こういう条件のところはやらなければならないことが前提になっておるんだ。法律で先の方に括弧書きでちょこちょこ書き添えて、その次に風向きとか風速とかそんなことが条件になっておるんですからね。まして、鳥やけものすんでおるところはやっぱりいけぬ。これは完全禁止地域です。法律に基づく指定地域になっておる。ところが、人間の住んでおるところ、子供が学んでおる学校、そういうところは条件が合ったらやってもいいというところでは私は理屈が合わないと思うのです。だから、そこそこはぜひ取り除いていただくようにはお願いをしたい。これは前回の法律審議のときの修正案件として自民党を中心にまとめられたものでありますし、そういう条文が新しく追加をせられて、それに基づいて行われておるものでありますから、そういう形にぜひ一歩前向きに進めていただきたい、こういうふうな考えておるところであります。長官の方から何か御感想、御意見があったらお聞きしておきたい、これはあなただのところでどうせやるのでしようから。

○田中(宏尚)政府委員 基本方針の具体的文章をどう書くかというのは、先ほど申し上げましたように法律が通った段階で考えてみたいと思っておりますけれども、ただいま大臣からお話がありましたよ

うに、当委員会でのいろいろな審議経過というものを総合いたしまして基本的には作成に当たりたいと思っております。ただ、すべて禁止とするのか、その辺の見方につきましては、地域によりましてはぜひやってほしいという地域もございまして、そういうところの穴あけでございまして、か、そういう技術的な問題がいろいろございまして、文章上の問題につきましてはいずれまた御相談させていただきたいと思っております。

○田中(恒)委員 それから、空散がやれない場合には、多くの場合地上散布というところで行われておるわけですが、地上散布についての考え方あるいは基準、そんなものがあれば示していただきたいと思うのです。私どものところに要請を受けておる具体的な事例を私もたくさんこへ持つてきておるわけですが、どうもそんなものに基づいてやっておるのかどうかはつきりいたしません。浜松などの写真も持つてきておりますが、マスクもかぶらずにやったり、やった後スミチオンで道路が真っ白になっていたりして、おれ、や、地上散布の一つの取り決めというわけじゃないか、こういう場合に地上散布をやった、それはこういう内容でやらなきゃいけないんだという、一般的な農業の取り扱いのあれはあるんだと思いますが、松枯れについての実施要領のようなものはあるのですか。そんなものをつくらなきゃいけないじゃないですか。

○田中(宏尚)政府委員 地上散布につきましては、周囲の状況等から特別防除が困難な場合においては、立地条件などあるいは樹高等の条件を総合的に勘案しながら、特別防除にかわる予防措置として現在実施しているわけでございます。

そこで、実施に当たりまして使用する農薬につきましましては、いずれも農薬登録において使用方法なり使用上の注意事項というものが一般的に定められておりますので、それを遵守し、適切に実施するということと努めてきておるわけでございまして、したがって、一般農薬でございまして、森林用に特別の使用基準というものはございません。

ございまして、農薬登録票自体に使用上の注意事項が明記されておまして、例えば、ただいま御議論ありましたマスクとか手袋、こういうことにつきましても、一般布の時はマスク、手袋などをして散布液を吸い込んだり、多量に浴びたりしないように注意し、作業後は顔、手足など皮膚の露出部を石けんでよく洗い、うがいをする」というような基準も事細かに書かれておりますので、こういう農薬一般の基準に従ってきちんとしておるという指導を常日ごろしておるところでございまして。

○田中(恒)委員 していられつしやると言っても、実際に写真を持つてきておるけれども、この写真を見る限りにおいては思えぬ。たくさんあります。これは静岡県浜松の三方原防風林の地上散布作業の状況でございけれども、マスクは一人の人はやっておるが、やっておる人もない。こういう状況で末端ではやっておるが実態です。どうか、農薬一般の取り扱いの基準でいいのかわからない、こういう問題も含めて、私も専門家がございませぬから承知しない面がたぶんありますが、地上散布といえども、特にこの取り扱いをせられる人の健康の問題も含め、あるいは松枯れの散布というのは普通の一般農薬とはちょっと違うわけですから、薬の濃度にいたしまして強いわけでありまして、そういう面も勘案をして一遍専門家の間で検討していただきたい。空散の場合は相当細かに、たくさん書いておるのです。しかし、松枯れの地上散布についてのいろいろな押さえておるというのを私余り承知していないものだから前々から気にしておったのですが、一遍これは検討していただきたいと思っております。要望しておきます。

それで、その次に生活環境の問題についてちょっと御質問いたしますが、昭和五十二年の三月二十九日にこの法案が成立をいたしました、五十七年の三月十八日に第一回の延長がなされたわけですが、いずれもその際に当委員会の附帯決議で、

これは全会一致であります。特別防除の関係地域住民の生活環境及び野鳥、昆虫、水質、土壌等の自然環境に及ぼす影響について必要な調査を実施すること。こういうことがあるわけでありまして、これに基づいて、いただいております参考資料の中にも、今続けられております自然環境調査の報告を細かく載せていただいて、大要参考にしておるわけでありまして。しかし、この前のときも、生活環境調査というものができていない、できていないという、なかなか難しいというふうにお聞きをしたわけでありまして、生活環境調査についてはこの委員会としても二度やっておるわけですから、この生活環境調査というものがどうなっておるのか、この点をまずお聞きをしておきたい。

○田中(宏尚)政府委員 特別防除のいろいろな環境に対しては影響につきましては、昭和五十二年度から薬剤防除安全確認調査ということで毎年やっております。この調査で、この調査で、特別防除の実施に伴います植生、鳥類、昆虫類、土壌、水質等各般にわたります影響についての調査結果であるところをございまして、大方この調査結果であるところの環境への影響というものは把握できているんじゃないかというように考えているわけでございます。

○田中(恒)委員 この特別防除で一番問題になるのは、やはり空からまくわけですから、しかもこの航空機は相当速いスピードで飛ぶわけですから、その航空機のまいた薬剤がどれだけ飛散していくかという飛散状況ですね。これは林野庁は五十七、八年、こ二、三年大分やわらかくなっております。大体五十メートルから二百メートル程度、こういうことに最近表現がちょっと変わっておりますけれども、しかし、大体五十メートルから二百メートル程度とおっしゃっているわけですね。ところがこの十年間の空散を通していろいろな住民の動きもこれあり、あるいはその地域の環境という問題についての世論も高まっております。さまざまな研究機関あるいは関係者が自

主的にそういう飛散しておる農薬の調査をやっておる。これは私が承知しておる範囲では、むしろ林野庁が五十なり二百と言つて数値を出した調査よりもより精密で、より科学的で、相当權威のあるものがなされております。それを見ると、二百メートル程度といったようなものではない。これもたぶんありますが、一キロになっておるものもある、極端なのは三キロとか四キロというものもあるのです。

そういう状況になっておるわけでありまして、その問題を中心にして関係住民の心配が高まつておるわけですから、私は、まず第一にこの飛散の調査というものが当然なされてしかるべきだと思ふ、なさなければいけないと思ふ。あるいは、農薬の濃度が大気中にどれだけ含まれておるかという大気汚染の問題をやはり考えなければいけないのじゃないか。そういう点を関係地区の住民の皆さんが非常に心配をされるから、いろいろな意見やいろいろな動きが出てきておる面が多いと思ふのです。そういう方々に対して、これはいづゆる国がやっておるのではありませんか、あるいは県なり市町村がやっておる場合もありますが、しかし大体これは国の責任で予算化をして、ほぼ全額みたいな形で空散をやっておるわけでありまして、私は、やはり国の責任でそういうものを含めた生活調査をすべきであると思ふ。確かに、今せられておるものの中には土壌調査があります。どれだけしみ込んで、そしてその土壌からいろいろなものを食べる、いろいろなものをつくつていく、そういう意味で土壌とか水とかいうものをやつていらつしやるから、間接的には生活調査につながつておるものもあるという意見もわかりますが、しかし、やはり直接的に飛んだ薬剤の飛散度合いあるいは汚染度合い、そういうものを調査をしないと、生活調査あるいは自然環境調査という当委員会の附帯決議の内容にならない、私はこう思ひます。そういう意味で、生活調査というものは極めて不十分な状態にあると思ふわけでありまして、これらの点について御検討をいただいて

ひ実施をしてもらいたい、こういうふうにかゝるわけでありまして、いかがでしょう。

○田中(安尚)政府委員 特別防除に使用されております薬剤につきましては、先生御承知のとおり、いずれも安全性が農薬という形で保証され、登録されておるものでございまして、その使用基準に従つて使つておる限りにおきましては、基本的に問題はないと我々は考えておりますけれども、従来からのいろいろな経緯なり御意見もございまして、いろいろな環境に対する影響につきましましては必要以上に神経を使い、いろいろな調査を五十二年以来継続してきておるわけでございます。

それで、その調査の中で、例えば桑園、桑に対する影響調査という中で、散布区域外にありまして、飛散状況が概要わかるというようになつても今までやつてきておるようでございまして、大方はそういう従来やつてきた調査で間に合ひのじゃないかというふうには考えておりますけれども、いろいろな先生からも御指摘がありますので、少し検討してみたいと思つております。ただ、そういう飛散を調査する際に、それを調査する技術なり手法あるいは調査したものの評価をどういふ立場でするのか、することの意義という点になり、いろいろと問題が多いと思ひますので、今後の課題として受けとめさせていただきますと思つております。

○田中(恒)委員 どういう内容でどういふ方法でというものは、これは技術者なり専門家の間で一通検討してもらわなければ我々素人ではとやかく言えませんが、しかし、いづれにせよ、その種の住民生活に直接関係のある事項について、空散の実施地区についてはやはり考えなければいけないと私は思ひます。今言われたように、林野庁は何とか調査をやつておると聞きまして、私も細かいことをちょっと聞きましていただければ、しかし専門家に言つて、あれはまだ第一歩のものなので、やはり幅広いものは目に見えない、あれは目に見え

範囲で、目に見えないものが農薬の場合には飛散しておるわけですから、それがわかるような調査を本格的にやらなければ本当のものは出てこぬのじゃないでしょうか、こういう意見を学者の先生から二、三聞きましておるわけでありまして、そんな技術的な細かいことはあれいたしません。特に農薬については取り扱ひの基準があつて、その基準に基づいてやつていらつしやるわけですからそれはそれなりにわかりませんが、しかし農薬の基準をつくる場合に、これは農薬の法律に關係することでは、どうも食べる物からの基準値については相当細かくやつておるが、吸うものについては、いづゆる汚染ですね、この要素は余り入つてない、こういうふうには私も聞いておるわけですが、そういう意味もこれであり、空散という面ではこれはちよつと異様なやり方でありまして、そういうものについては住民の健康を守つていくという徹底した姿勢が行政になければいけないと思ひますから、ぜひこの点は生活環境調査を実施していただくように強く要請をいたしておきます。大臣、この点について何か御意見、御感想いかがですか。

○加藤國務大臣 先ほど長官がお答えいたしましたようにございまして、飛散地域の問題につきましまして、桑園その他の問題についても鋭意飛散状況の調査をやり、あるいはまた薬剤につきましましては取締法の範囲内で十分やつていかなうてはならない。くれぐれも注意してやるように今までも指導してきておるわけでございますが、今後も、緑を守ること、生活を侵すこととの調和をどう図つてやつていくかということには十分注意してやらすようにいたしたいと思ひます。

○田中(恒)委員 農薬の問題につきましましては、きょうは私どもの党では十分な議論をする余裕がございませぬので参議院の方にゆだねたいと思つておりますが、一つだけ、林野庁が農林水産省の農薬の担当課に御要請をしておきます。

最近、特別防除にはスミチオンとNACを使つておるわけですが、このNACの毒性の問題につ

いて国際的に一九七三年ごろ以降相当問題になつて、アメリカでもカナダでも医学界や研究者の間で、この成分の分解を通して、発がん性の問題も含めていろいろな人体に対する影響が議論になつておるというふうな聞いております。林野庁は、特に薬剤の散布というものはいろいろな形で対応されておるわけでありまして、実はそういうものは余り細かく資料も持つてないわけでありまして、これは外国のようでありまして、専門家はもうある程度御承知だと思ひます。そういう資料を一通取り寄せていただきたいと思ふのですが、これはできるでしょうか。

○浜口政府委員 ただいま田中先生からNACの毒性等につきましましてのお話がありました。私から申し上げるまでもございせんが、農薬の登録に当たりまして、慢性毒性試験あるいは現在の毒性学の水準に應じた各種の毒性試験成績あるいは残留成績をもとに、農薬検査所におきまして検査を行つております。また、毒性学の専門家による評価をもとに、この農薬の登録におきましては、農薬資料審議会におきまして学識経験者による評価を得まして、その安全性が確認されているところでございまして、ただいま先生の具体的なお話のNACでございまして、この点につきましましては、FAOとWHOという国際的な場におきまして、各国の毒性学の専門家によりまして安全性が確認されておるに、国際的にも広く使用されているものでございまして。

なお、ただいま先生のお話のように、この点に關連いたしましては過去にそれぞれ経緯がございまして、例えば、余り具体的には申し上げませんが、第一回目の評価をいたしまして一九六五年、昭和四十年に犬を用いた検査によりまして、一日の許容摂取量というものを〇・〇二ミリグラム・人の体重一キログラム当たり・一日当たり、こういう数字が定められたところでございまして、その後一九六九年、昭和四十四年に追加試験が outcome して、これによりまして人に対する試験データというところで、今申し上げました点の半分の〇・〇

一ミリグラム・人の体重一キログラム当たり・一日当たりと定められたところでございまして、今先生がお話しのようなこのデータにつきまして、また後刻先生にお届けを申し上げたいというふうに考えるものであります。

○田中(恒)委員 私、その辺まではある程度聞かされておるのです、よく理解はしてないけれども。ただ、最近カナダやアメリカの医学誌なんかの間で、このNACから出てくる何とかというものが人体に対していろいろな問題があるので、NACは本当に安全かという論争が起きて、相当いろいろな角度で問題になっておるといふ。これは新しいあれだと思いますが、新しいといったって二、三年議論をされておるようですが、そしてほぼ定着しかけておるといふことなのでありますから、私は、国際的なWHOのそういうものよりももう少し進んだものをどこかとれると思うのですね、公表されておるはずでありますから。そういったようなものを一遍集めていただきたい、こう思っておるのですが、いかがでしょう。

○浜口政府委員 今私が申し上げましたのは、一日当たりの摂取量につきましてF A OとW H Oが決めたこととの昭和四十四年のところまで申し上げました。なお、このほかにF A Oにつきましては、あるいはW H Oとの共同でございますが、一九七四年以降、これの対象作物の追加に関連いたしまして評価が行われております。先生御指摘の点につきまして、例えばこの評価等の関連につきましては、今申し上げましたように一九六九年あるいはさらに一九八四年までのデータを私どもも持っておりますので、それを後刻先生のお手元へお届けしたいというように思っております。

○田中(恒)委員　時間が参りましたので、最後に。きょうは私は、空散をやってはいけない地域を明確にしてほしい、こういうことと、当委員会の二度にわたる附帯決議であります生活環境調査が極めて不十分というか、見当たらない、私どもはこういうふうに思っておるわけでありまして、その面について実施をしてほしい、こういう

二つを中心に意見を述べさせていただきましたが、松枯れの問題は、基本的にはやはり日本の山をどうつくっていくか、ここに一番大きな焦点があらうかと思えます。いずれ森林法なり、今国会は林業関係の法案がメジロ押しでありますから、そういう中でさらに具体的に議論をさせていただきたいと思いますが、やはり正直に言つて山村というかこういう事態を生み出しておる地域は、まず第一に跡取りというか後継者はもうおりませんね。農村でも厳しくなりましたが、山ほど跡取りがいらないところはあります。そういう若者に何か仕事を与えるような方策を本格的に考えて、山をもう一度地域の労働力消化の場にさせる組み立てをやらないといけないのじゃないかと思うのです。

これは、薪がなくなりましてからこういうことになったわけです。昔であれば、確かに村人が赤茶色になればすぐ切つて薪にしてい、こういうことで下からぐつと松枯れをなくしてい、こういう者が出てくるのですが、今はそういう状況でないから、上から予算をつけて、ある面では市町村長にこれだけ補助金がありますよといったようなことで空散なりいろいろな防除対策が行われる、こういう性格の方が強いように思ふのです。それをやはり切りかえないと本格的な松枯れ対策はできないと思います。そういう意味で、これは小さな事例ですが、私どもの小さな町では、年に二人か三人の若い青年を例へば森林の見張り役といったようなもので動かしてい、こういったようなことをやるうじゃないかということで今大分進んでおりますが、先ほど松枯れの予察体制という問題がありまして、いろいろ長官からお答えがありました。が、そういうものと松林とか山林を大きく立派に派にしていくというような新しい施策をこの際やはり踏み出していただきたい。林業後継労働者づくりの一環として、多少予算化で、何か空中散布の予算よりもそういう人間をつくっていくような施策なども新しい視点で考えていただかなければ、そんなに簡単に松枯れの状態が今の技術体系やマ

ツノザイセンチュウ、カミキリだけで処理できる
とは私は思っておりません。そういうことを強く
感じておりますから、この際意見として申し上げ
まして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○玉沢委員長 午後一時三十分から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時八分休憩

委員長 午後一時三十分から再開すること
この際、休憩いたします。
午後一時八分休憩

午後一時八分休憩

午後一時三十八分開議

○玉沢委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
質疑を続行いたします。吉浦忠治君。

○吉浦委員 林政問題全般について、当初、大臣にお尋ねをいたしたいと思います。

松くい虫被害対策特別措置法の質疑に入ります前に、我が国林業が現在置かれております状況と、それに対応し、今後どのような施策を推進されようとしておられるのか、この点を大臣に伺いたいと思います。

我が党も、一昨年でありますか、国際森林年を機にいたしまして、ジャパン・グリーン会議というものを設置いたしましたして、地球的規模の環境破壊に対処し、また森林、山村問題等にも対処いたしましたし、都市緑化等の推進という三運動目標を掲げて活動を展開してまいったわけであります。その一部は大臣に申し入れ等を行ってまいりましたが、今日、我が国林業が置かれております状況というものは大変厳しいものがあるわけでありまして、これは大臣も既に御承知のとおりでございます。こうした時期でありますゆえにじつくりと腰を据えて議論をしていかなければならないと思うわけでありまして、国民的合意形成を図っていかねればならないとも考えるわけであります。大臣、どのような認識のもとに、今後この厳しい林政を推進していかうとなされておられるのか、この点をまずお伺いしたいと思います。

○加藤國務大臣　最近におきます我が国の林業をめぐる情勢は、木材需要の停滯、円高等による材価の下落、林業諸経費の増高等極めて厳しいものとなっております。こうした中で、林業の一層の活性化、活性化を図ることとして、昨年十一月に、今後の林政の進むべき方向に関する林政審議会の報告をいただいたところでございます。農水省といたしましては、これらを踏まえまして、木材需要の拡大、造林、林道等林業生産基盤の整備、国産材供給体制の整備と担い手の育成、確保、木材産業の体質強化と木材流通の改善、山村振興と森林の総合的利用の促進等々、各般の施策を推進いたしますとともに、目下森林・林業、木材産業活力回復五カ年計画を実施しておるところでございます。今後とも、金融、税制を含めた総合的な林業施策を推進してまいりたいと考えております。

○吉浦委員 松くい虫被害対策特別措置法についてお尋ねをいたしたいのですが、この法律も十年を経過するわけでありまして、五十二年に防除特別措置法として制定されて、五十七年には現在の被害対策特別措置法と名称を変更して、積極的に松くい虫を退治するということから松くい虫の被害をどう処理するかというふうにいわれるトーンダウンはしたものの、目的とした終息的被害状態を現出することができずにいるのが現状ではないかかと思うわけです。西日本では終息傾向にあるというふうに言われておりますが、東北、北陸では増加の傾向が著しいわけでありまして。今回、林野庁が再度の延長を若干の施策の変更を盛り込んで求めておられるが、今後五年間の延長、これは特措置法というよりも恒久法に一步も二歩も近づくものではないかと考えられるわけで、本法のように強い権限を付与されている法が恒久法化することは決して好ましい現象ではないと思うわけであります。この点、林野庁はどのように考えなのか、また、終息的被害への見通しはどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねをいたしたい。

○田中(宏宏)政府委員 この法律は、松くい虫の被害甚な状況に対処いたしましたして被害対策を緊急

○田中(宏尚)政府委員 この法律は、松くい虫の激甚な状況に対処したまして被害対策を緊急

それから、発生状況につきましては、従来に比べて半分程度までには減少してきておりますけれども、なお異常気象の発生等不確定な要因というものもが相当ございますので、今後、被害の先端地におきます対策を強化するとか、保全すべき松林の対策をより徹底するというような新しい取り組みによりましてこの異常な被害をできるだけ早期に鎮静化させまして、経常的な被害程度までなるよう何とか全力を尽くしたいと考えておるわけでございます。

昭和二十五年を機に松枯れが大発生をいたしまして、一時鎮静化したものの、以後も恒常的に続いている中で国立林業試験場の研究者が必死になつてその原因を追求してきたわけでありまして、その成果が四十六年でございますが、マツノザイセンチュウの発見というふうになつてきたわけがあります。それ以来、林野庁は一貫してマツノマ

ダラカミキリの媒介によるマツノザイセンチュウが原因であるとの説をとっておられるわけでありまして、かたくなにこの説に固執していられしように私は思うわけであります。若干調べてみましたが、それ以外にもいろいろ説があるようでございます。菌による病菌説、大気汚染説、生態遷移説あるいは複合説といいますが、多くの原因からなる説等から林野庁のマツノザイセンチュウ

○田中(宏尚)政府委員 マツノザイセンチュウにつきましては、国の特別研究で昭和四十三年から四十六年にかけて、枯損松を取り巻いておりますあらゆる条件について調査検討したわけでございます。そういう検討の過程で、原因と考えられます要因をすべて一つずつ検討いたしました。

去いました結果、マツノザイセンチュウが原因であるという学術的な結論に達したわけでございます。大気汚染でございますとか、先生が御指摘になりましたいろいろなほかの原因でございますけれども、そういう環境悪化というものが間接的に病気に影響する場合もないとは言えないわけでございますけれども、現在各地で問題になっております地域なり立地条件、林齢というものに全く関係なしに、広範にわたって発生いたしております今日の被害の態様から見ますと、激害型の松

の枯損というものの直接の原因はマツノザイセンチュウ以外には考えられないというふうに林野庁としては解しているわけでございます。

○吉浦委員 マツノマダラカミキリの媒介により

ますマツノザイセンチュウ説に対する疑問を投げかける学者がいらつしやるわけでございまして、マツノザイセンチュウとするならば、枯死木といひますか枯れ死木といひますか、枯れて全く死んでしまつた木からはすべてマツノザイセンチュウが検出されなければならぬわけであります。ところが、検出率を見ますと五〇％以下の例もあるわけであります。また、マツノザイセンチュウは本来は死物寄生の線虫でありますから、それが健全木を一挙に枯らしてしまふ害を加えるものというふうには考えにくい点もあるわけです。また、線虫の地中伝播の可能性も否定はできないという論拠もあるわけであります。マツノザイセンチュウが死物寄生であり、地中伝播の可能性があるならばマツノマダラカミキリはぬれぎぬを着せられ

○田中(宏宏)政府委員　まず、マツノザイセンチュウが枯損本から出てこないじゃないかという話でございますけれども、松の枯損につきまして、マツノザイセンチュウ以外にも、例えば風害等の気象災害でございますとか、あるいはツチク

ラゲ菌でございますとか、こういうほかの原因で枯損している松も一部あるわけでございまして、そういう枯損松からは線虫が摘出されないことは当然でございます。また、マツノザイセンチュウによる被害木でございますけれども、マツノザイセンチュウも木の中すべてにまんべんなく所在しているわけではございませんで、一部の部分に偏在しているというございまして、それから時期の問題もございまして、線虫の有無を確認いたしますために採取する鱗片の採取箇所なりあるいは採取時期、こういうもので発見されないということも往々にしてあるわけでございます。

それから、その他の原因についてでございますけれども、マツノザイセンチュウは分類学上はブルスアフエレンクス属の線虫でございますが、この属に属します線虫は本来は枯死の木の中で生活するのが通常でございますけれども、マツノザイセンチュウは生きている松で生息するということが学理的に究明されているわけでございます。

それからまた、マツノザイセンチュウの地中伝播の可能性についてでございますけれども、これ

につきましても当方の試験研究においていろいろ調査研究をしたわけでございますけれども、この線虫は土壌中で生息するという可能性はほとんどございませんで、隣接木へ地中を通じて伝播するという可能性は大体否定されているというふうに現在の試験研究成果としては考えております。

○吉浦委員 私は、本改正案の件で関東林木育種場を訪問いたしまして研究者の話等を伺う機会を

ここ二十年来、我々の生活様式は急激な変化をしてきております。薪炭を使うようなことはほとんどなくなつた現在において、松山の管理はその経済価値の低下からほとんどなされてないのじやないか、松山は荒れるに任せておる状態じやないか、こう思うわけであります。また、最近は大分よくなつてきているとはいひましても、大気汚染も個々の松に影響がないとは言えないではない

かというふうに思うわけです。私は、種々の要因を含みながらも、やはりマツノマダラカミキリにより媒介されるマツノザイセンチュウが松枯れの原因であることは動かすことはできないだろうというふうには思うわけでありますけれども、そこで、マツノザイセンチュウによって何ゆえに松が枯れるのか、そのメカニズムがいまだに解明されていないところに問題が起こるのであって、これでは早急に解明されなければならないと思うのです。メカニズム研究の最近の成果はどうなっているのか、お答えをいただきたい。

○田中(宏尚)政府委員 発病機構でございますとか枯損メカニズムにつきましては、国の試験場におきまして現在鋭意検討を進めておるところでございます。この研究成果によりますれば、マツノザイセンチュウの侵入に伴いまして一定の毒性物質を発生し、これが松樹体の生理学的反応を引き起こすところまでは現時点で判明しているわけでございますけれども、残念ながら、この毒

性物質がどのような形で発病に関連していくかというところは病理学的にまだ解明されておりませんので、今後この面での研究を強化してまいりたいと思っております。

○吉浦委員　松の問題で私は五年前にも問題を提起したわけでございますけれども、代々の長官によつてそれぞれその説明が違ふようでございます。松の必要性と申しますか、どうしても松を守らなければいけない、なぜ松でなければいけないのかという点、これは反対されている運動家あるいは学者の方々にも意見があるわけであります、なぜこういう大金をかけて守つていかなければならないかという点については、長官はどういうふうにお考えでいらっしゃいますか。

○田中(宏尚)政府委員　その点につきましてはいろいろな見方があるうかと思えますけれども、一つは、松の性質上非常に瘠悪な林地にも生育し得るということから、海岸でございしますとかあるいは瘠悪林地、こういうところで風雪に耐えて育っているわけでございしますので、そういう地域での土砂亡失であるとか風害防止でございしますとか、こういう国土保全的な機能というものが古来松にについては大きくあるわけでございします。それともう一つは、白砂青松ということに代表されますように、松林の美しさというものが日本人の長い歴史と文化の中で根づいてきているという点があるうかと思えます。それから、一部には松材に対する木の需要として根強いものがある。特殊な需要でございしますけれども、それも否定できないというところで、この三点からいしまして、やはり日本で長い間の歴史の中で根づいてきております松というものを何とか守ってまいりたいと考えておるわけでございます。

○吉浦委員 次に、被害状況等について若干質問してみたいと思いますが、最近の被害状況の推移を見てまいりますと、昭和五十四年の二百四十三万立方メートルをピークにいたしまして、昭和六十年には百二十六万立方メートルというふうに減少傾向は示しておるわけでありませうけれども、ま

だまだその数値は高いわけでありました。また、地域別被害材料積の推移を見ましても、西日本では減少しておりますが、東北あるいは北陸・東山では明らかに増加傾向を示しておるわけでありまして、その勢いからさらに北上を続けるのではないかと、いふうに危惧をされておるところでございます。

そこで、政府は、この十年間の被害の状況あるいはこの対策等を実施した結果をどのように分析しておられるのか、その分析の成果が今回の法案にどのように生かされておるのか、この点をまず最初に伺いをいたしたいと思います。

○田中(宏宏)政府委員 五十七年にこの法律を改正、延長して以来、いろいろな施策を講じてきてゐるわけでございますけれども、その結果、先生御指摘ありましたように、ナショナルベースでは五十六年に二百七十万立方メートルにも及んでおりました被害が、六十年年度では約半分の百二十六万立方メートルというふうに減つてきてゐるわけでございます。そういう意味では、松くい虫の被害を鎮静化に相当の成果を上げてきたと言ひ得るのじゃないかと考えております。しかしながら、一方で、少なくなつたとはいえないまだ被害量が百万立方メートルを超えてゐる、あるいは地域によ

つてはさらに拡大傾向にある、それから今まで汚染されていなかった地域にも新しく被害地域が出てきている、こういう問題が出てきていることには我々としても非常に残念なところでございます。

それで、こういう被害の状況、それからこれまでの防除の経験というものの総括の上に立ちまして今回の法律案をお願いしているわけでございまして、すけれども、そういう総括の結果といたしまして、一つは、必要性の高い地域において防除を重点的に実施したい。そのため、都道府県知事等が積極的に防除を推進いたします松林の範圍というものに従来と変えて若干手直しさせていただきます。それから、駆除を効果的に行いますため、被害木の伐倒とあわせまして破砕、焼却等を行います特別伐倒駆除、これを命令できる松林の範圍を拡大

したいというのが第二点でございます。それから第三点は、松くい虫の羽化直前に被害が発現しているというような状況がございますので、都道府県知事による緊急駆除命令というものをさせる、そして都道府県知事がみずから伐倒をし、薬剤による駆除を行うということにしようとしている点でございます。それから第四点は、これも従来からいろいろ議論があったわけでございますけれども、他の樹種への転換というものを促進いたしましたために、樹種転換を促進します松林を公表し、それから必要な助言なり指導を行いまして転換の円滑化を図りたいというものを総括の結果の内容として、今回改正案の御審議をいただいているわけでございます。

○吉浦委員　ところで、現在、東北地方へ松くい虫の被害が北上し続けているわけでありますけれども、現在の被害の最先端はどの付近まで北上しているわけですか、お答えをいただきたい。

○田中(宏尚)政府委員 現在、県でいいますと北海道と青森がまだ発生を見ていないわけでございますけれども、被害の最先端部という点では岩手県の南部とそれから秋田県の南部、ここまで被害が達しているわけでございます。

○吉浦委員 未被害県も松くい虫の被害に手をこまねいているわけではなからうと思うのですね。現に、それはそれなりの対応を行っているといふふうに私は聞いておるわけでございます。被害が出てからでは手おくれでありまして、水際で食い止める努力を大変高く評価をいたしております。こうした事業に対して政府はどのような指導助言をなされ、またどういう積極的な対応をなさつておるのか、御意見を伺いたい。

○田中(宏尚)政府委員 現在発生しておりません。北海道、青森におきましても、自主的に松くい虫の被害の侵入を防ぐということで、松くい虫被害の侵入の監視でございますとかあるいは誘引器の設置でございますとか、こういうことを行いました、カミキリの生息調査なりマツノザイセンチュウ

ウの寄生の有無というものを調査しているところ
でございます。林野庁といたしましては、必要に
応じまして監視等に対します技術指導を行います
ことを初めといたしましていろいろな指導助言に
努めておりますけれども、こういう未経験な地域
でございますので、いろいろな情報の提供ござい
ますとか技術指導ということに今後とも努めた
いと思っております。

○吉浦委員 余談になって恐縮でございますけれども、去年の秋のこの農水の視察のときに、あれは鹿児島でございましたか、桜島のところに参りましたらば、あそこでは一本も松が松くい虫にやられておりませんで、九州農政局長が同行しておりましたから尋ねましたらば、あれは降灰の効果でもってマツノマダラカミキリが死ぬのかどうか知りませんが、一本も松が枯れないでいる。あるいは一たん枯れたものが後原状に復しているのかどうかかわかりませんけれども、確かにあの時に同行なさった先生方も全部ごらんになって、一本も枯れていない。そうなると、いろいろな自然環境増進の努力というものもあるうか、こういうふうに思ひ、あそこの灰を全部持つてきてまいりましたから大変効果的かもしれません、そんなことがでござるわけじゃございませんから、そういう何らかの対応なり手だてというものに努力をなさってほしいか。これは思いつきの発想かもしれませんが、そういうふうに感ずるわけでございます。

また、東北地方を中心にしたしました年越し枯れであるとかあるいは部分枯れというような現象も最近目立ってきている、こういうふう聞いていてゐるわけです。こうした現象が防除を一層やりにくくしているのじゃないかというふうに思われるわけでございますけれども、その原因等については研究状況等どういふふうに踏まえていらつしやるのか、お答えをいただきたい。

○田中(宏尚)政府委員 年越し枯れの発生につきましては、御指摘のとおり、現在、東北等寒冷地帯で起きているわけでございますけれども、この

原因につきましては、寒冷地方では気温が低いために罹病後の病気の進行が抑えられるということがその主な原因ではないかというふうに分析されているわけでございます。また、部分枯れにつきましましては、その発生原因について残念ながら今のところ解明が済んでおりませんので、国なり公立の林業試験研究機関が中心となりまして、現在、鋭意研究を進めているという段階でございます。

○吉浦委員 次に、空散の問題で若干質問いたしたいのですが、昭和五十七年の改正のときも、薬剤の安全かつ適正な使用あるいは被害防止措置が大きな論点となったことは御承知のとおりでございます。私も、空中散布に使用される薬剤、スミチオンあるいはセビモール等の毒性が懸念されることから、空散の実施に当たっては安全性確保や生態系維持に万全を期すべきである、こういうふうな主張がございました。そして、万が一少しでも被害発生が認められた場合には即刻中止すべきであるというふうに述べたわけでございます。また、可能な限り空散のウェットを少なくすべきである、伐倒駆除や樹種転換等に力点を置いた総合対策で対応すべきであるというふうに申し上げたわけでありまして、その意味で、昭和六十二年度松くい虫防除予算の中で特別防除予算が減額されておりました。伐倒駆除等の予算が増額されているという点では私も評価をいたすものであります。また、伐倒駆除の徹底が図られてもよかったです。また、伐倒駆除の徹底が図られてもよかったです。また、伐倒駆除の徹底が図られてもよかったです。

○田中(宏尚)政府委員 特別防除は、その効果からいって非常に有意義な防除でございます。そして、その使用方法、散布の仕方に十分意を用いて、今後とも円滑な実施を図っていきたくと思っております。また、地域によりましては、特別防除にかかわる伐倒駆除でございますとかその他の防除の方が機動的に行えるところもございますので、そういうところにつきましてはそういう他の防除方法を活用していくということで、最近の各地の動きなり状況というものを十分勘案いたしまして、六十二年予算では、前年に比しますと約二割の減というところで特別防除を組んでいるわけでございます。今後これをどう持っていくかでございます。先ほど来申しておりますように、依然として百万立方メートルを超える被害があるということからいって特別防除はやめることのできない防除と考えておりますので、環境との調和でございますとかそういうことも十分考へながら今後の対応はしてまいりたいと思っております。

○吉浦委員 農薬はしせん毒でありまして、使用の仕方によっては毒が薬となることも考えられるような方法もあると思っておりますけれども、この処方方については慎重でなければならぬ、こう思うわけでありまして、そこで、空中散布に使用されますスミチオンあるいはセビモールでありますけれども、五年前の審議でもその毒性に対して懸念を表明させていただきました。今日に至ってもその懸念は消えているわけじゃございません。スミチオン、セビモールも、生体の神経伝達物質の一つであるアセチルコリンを分解する酵素であるコリンエステラーゼの分解を阻害する働きがあるわけでありまして、神経伝達に異常を生じさせて殺虫効果を発揮させるもので、その中でも、スミチオンは急性毒性が低いために低毒性農薬と言われておりますが、長期にわたってこれと接触してまいりますと、視神経異常や精神障害といった中毒症状を引き起こすと言われております。セビモールはスミチオンに比べて急性毒性が強く、劇物に指定されておるわけでありまして、また催害形性や発がん性を指摘する見解もあるわけでありまして、五年前も同じ議論をしていっているわけでありまして、スミチオンまたセビモールの安全性は確認されているのかどうか、また五年前そうした疑いをおこさせるような事例はなかったのかどうか、この点を伺いたいと思っております。

○田中(宏尚)政府委員 現在使われております二つの薬につきましては、いずれも慢性毒性試験成績から変異原性試験成績等々の各種の試験成績をもとにいたしまして、その安全性が十分確認された上で農薬として登録されたということは御承知のとおりでございます。さらに、これらの薬につきましましては、いずれもFAOなりWHOという国際的な場におきましても、各国の毒性学の専門家によりましてその安全性が確認されておることでございまして、その安全性が容認されているところでございまして、また、この五年間におきまして、長期毒性試験データについての安全性評価の結果に疑いをおこさせるような事例が生じたことは、この二つの薬のいずれについてもございません。

○吉浦委員 九州の天草五橋の島々は美しい松林で有名なおところですが、この五橋の完成ごろから松枯れがひどくなりまして、松を守るために春は空散をやると、秋は伐倒駆除をやってきたわけでありまして、松枯れをとめることができなかった、こう言われております。今では大きな松はほとんど見られなくなっております。今では大きな松はほとんど見られなくなっております。今では大きな松はほとんど見られなくなっております。

○田中(宏尚)政府委員 天草地域におきまして松くい虫の被害についてでございますが、実は、現在のところ松枯れが進行したとはいいたして、現時点での蓄積では三十八万八千立米ということになっております。しかし被害が大きいことは確かでございますので、防除等について今後とも万全を期するよう指導してまいりたいと思っております。

○吉浦委員 昭和五十七年以降で、空散対象地区で農漁業等への被害防止の配慮から中止した事例はどのくらいあったのか、その場合どのような対応がなされたのか、また、細かいことで恐縮ですが、農漁業被害の発生及び補償措置はどのようになっているのか、この点をまずお伺いをいたしたい。

○田中(宏尚)政府委員 特別防除につきましては、実施に当たりまして、周囲のいろいろな環境の保全、それから農漁業に対する被害が及ばないよう等に留意して十分留意してやっております。近年は当初樹立いたしました計画どおりには実施されるという傾向にございます。しかし、一部中止したのもあるわけでございます。また、五十七年度以降五カ年間でこれを見ても、一部中止したものを含めまして約八十件、面積にいたしまして千四百ヘクタールになっているわけでございます。そして、こういうものにつきましましては、それぞれの地域の必要に応じて、伐倒駆除等、別の防除対策を行って対応しておるところでございます。

○吉浦委員 補償金額や補償措置という点については御答弁になりませんでしたけれども、次に進みます。

○田中(宏尚)政府委員 昭和五十二年頃から、特別防除の実施に伴います植生、鳥類、昆虫類、土壌、水質等に対します影響について十府県におい

画の対象松林についても知事が樹種転換を促進すべき松林を選定あるいは公表、助言指導できる規定が置かれたことは、周辺松林から飛び込み被害の脅威にさらされているところの高度公益機能松林を守る意味からも重要であろうと考えるわけがあります。しかし、森林所有者に対して強制力を持たないことから、また樹種転換の適地林分が限定されているため、その実効性の確保が非常に難しいのではないかと思うわけですが、林野

庁はその点どういふうにお考えになり、また施策を講じようとなさっておるのか、お伺いをしたい。

○田中(宏尚)政府委員　樹種転換につきまして、非常に有効な松枯れ対策になるわけでございますけれども、木を伐採し、その跡に新しい財産を形成していくという至って私活動的な側面が強いございますので、国が強制したりあるいは勧告をしたりあるいは都道府県が勧告したりという性

格ではなしに、基本的には、あくまでも先様の理解と協力というものの上に立つて転換を推進してまいりたいと考えておるわけでございます。しかも、相手方の理解を呼び起こす手だてといたしまして、樹種転換すべき松林を都道府県知事があらかじめ公表いたしました、それに従ってどうやって樹種転換をするかということについて適切な助言なり指導なりを県段階で行う、そういうからめ手から何とか個人の財産の新しい投資につながる樹種転換を促進したいというふうに考えておるわけでございます。

○吉浦委員 この樹種転換という項目はいいのですけれども、何に転換するのかということが一つも示されておりませんし、また、強制力のない指導助言で何ができるのかという心配を私はいたすものでございます。

被害木の有効利用等について少しお尋ねをいたします。

松くい被害材の需要開発を促進することは被害木の伐倒駆除を促すばかりではなくて、松林に手が入りますし、また被害の拡大防止に役立つ、あ

るいは資源の有効利用の面からも重要だと思つてあります。既に政府は、外部に委託をなさつて被害木の有効利用について調査をしてるやに聞いておるわけですが、政府はどのような対策を講じておられるのか、また講じようとなさつておられるのか、お答えをいただきたい。

○田中(宏尚)政府委員 被害木の利用につきましては、防除面で大きな効果をもたらしますと同時に、資源の有効利用という観点からいいますと、今後何とか積極的に推進してまいりたいというふうな考えておるポイントでございます。このために、松くい虫被害対策推進連絡協議会というものがあるが、松くい虫被害対策推進連絡協議会というものがそれぞれの段階につくられてございますけれども、こういう協議会を通じて関係業界等に被害木の利用促進を要請するなり働きかける。それから、松くい虫被害対策促進事業というものを進めてございまして、この中のメニューといたしまして、例えば移動式チップパーの設置でございまして、被害材の活用促進という観点から今後とも精力を注いでまいりたいと思っております。

それから、ただいまお話ありましたように、外部に對しまして被害木の活用、活用のあり方について調査検討を頼んでるところでございますけれども、この調査検討結果が近く報告書という形でまとまるという段階になってまいっておりますので、それ等も参考にいたしまして被害木の活用の促進を図ってまいりたいと思っております。

○吉浦委員 こういう松枯れのとどこそ災いを転じて福となす方法で十分見直しを図られて、山林等の手入れもこれで行えるのじゃないかというふうな逆にひとつ促進方を図ってもらいたい、こう思うわけでございます。

次に、研究開発等について少しばかり伺つておきたいのですが、さき原因説のところでお聞きしたように、松の枯損メカニズムの解明を早急に図るべきであるというふうな考えのわけでありまして、その上に立つて新たな防除手法の開発を推進すべきであると思つております。

天敵なりあるいは誘引剤、樹幹注入剤の利用等の技術の開発と実用化の状況並びに見通しをどういうふうな持っておられるのか、この点をまずお答えをいただきたい。

○田中(宏尚)政府委員 松くい虫被害対策の試験研究につきましては、国の試験研究機関だけではなくて、県の試験研究機関等を含めまして総合的な研究に鋭意努力しているわけでございますけれども、ただいま御例示ございましたいろいろな対策でございますが、例えば天敵の利用あるいは誘引物質による防除、それから樹幹注入剤による防除等々につきましては、当方の試験研究機関におきまして相当試験研究が進んできております。

天敵の利用につきましては、その天敵の品種というものが十種類ほど抽出されておりますけれども、これがその防除上決定的な作用なり有効性につきましては現時点でまだ確証なり固定しておりませんで、フィールドでの実用という段階には残念ながらまだなっておりません。それから、誘引物質につきましては幾つか抽出されてございますけれども、これを実用化する段階には至っておりませんので、さらに試験研究を強めたいと思っております。それから樹幹注入剤につきましては、一部も既にコマニシャルベースでも実用化しておりますものがございますが、これを注入するための労力とそれから準備という問題がございますので、さらに効果的な防除に活用できるよう試験研究を続けたいと思っております。

○吉浦委員 クロマツと中国の馬尾松との交雑育種であります和華松ですが、先般、私は現地へ参りましたときに十萬本のうちの二本をもらつてまいりました、私も庭先に植えていたわけでございますけれども、抵抗性品種として注目されておりますその和華松とてこれは完全ではないということ、先般、私、長野の方に問い合わせいたしました。そこで、松くい虫を完全に克服できる品種とは和華松といえども言い切れませんので、新たな抵抗性の強い品種の開発が急がれるところでありまして、その場合に、パイテク

等の技術を導入して一日も早い開発をお願いしたいと思つておるわけですが、現状と今後の見通しをどういうふうな持ていらつしやるのか、お答えをいただきたい。

○田中(宏尚)政府委員 林木についてのパイテク技術の導入の關係でございまして、パイテク技術の導入によりまして育種の効率が飛躍的に向上するということももちろん期待されておるわけでございます。林木関係のパイテク技術の導入につきましては、林業試験場におきまして、組織培養によりましてポプラあるいはシラカンバにつきましては個体の再生に成功しておりますので、林木育種場ではこの技術を林木育種に應用して、主要造林樹種等を対象に、昭和六十年から組織培養技術の実用化のための技術開発に着手したところでございます。また林木育種場におきましては、六十一年度までに四場、北海道、東北、関東、九州でございまして、各地域の環境条件、それから樹種の特長等に適應した実用技術の開発を行つていくところでございまして、今後とも、それぞれの地域の条件に適應いたしました新しい技術の開発というものに精力を注いでまいりたいと考えております。

○吉浦委員 最後でありますけれども、他の森林病害虫の研究対策について若干伺つておきたいと思つております。

まず最初に、松くい虫を除く最近の森林病害虫による被害はどのようなようになっておりますか、これをお伺いしたいのです。

続いて、スギカミキリによる被害について伺いたい。一部地域で、我が国の有用材の代表格であります杉にスギカミキリによると見られる被害が発生をいたしております。深刻な問題となつておるようでありまして、この被害は松のように枯れるわけではありまじやうなかなかながわがわがしく、製材の段階で被害があるかどうかかわからなくて、そうした材は材としての価値がない上に、またスギカミキリの出た山の材は警戒されて

売れなくなるというふうな点で、林家の方々は大変に困つておるというふうな聞いておるわけでありまして、そこで、このスギカミキリによる被害の実態と今後の対策、この二点をお伺いしたい。

○田中(宏尚)政府委員 松くい虫以外の森林病害虫による被害でございまして、そういう被害は近年減少傾向というところで推移してございます。六十一年度における主要な病害虫等の被害面積は、マツケムシで七千ヘクタール、ノネズミ六千ヘクタール、スギハダニで三千ヘクタール、それからノウサギ三千ヘクタールというふうなところでございまして、スギカミキリは杉なり、ヒノキ、スギカミキリの被害は被害も地域によりまして顕在化してきておることは御指摘のとおりでございます。それから、昭和六十一年度におきましてスギカミキリなど、ヒノキの被害でございまして、被害面積は都道府県等からの報告によりますれば、被害面積は全体で約四千ヘクタールというふうになっております。

このよう被害発生状況に對処いたしまして、長野県といたしましては、昭和六十一年度からスギ・ヒノキせん孔性害虫防除パイロット事業を実施し、森林所有者等に対し被害に対する注意を喚起いたしますとともに、被害対策への取り組みの促進を図つておるところでございます。それから、これらの被害に対する有効な対策を確立いたしますため、現在、公立林業試験研究機関による大型プロジェクト研究、それから国立林業試験場におきまして特別研究というものを進めます等によりまして、抵抗性育種事業というふうなものも林木育種場でも最近行つておりますので、そういうものも総括いたしまして、全体としてこれらの病害虫に対する対策に今後とも取り組んでまいりたいと思つております。

○吉浦委員 林業の最後でございますが、地元のことを質問して大変恐縮でございますけれども、千葉県には山武林業という地域林業がござい

す。全国的にも名前の通った二段林施業の杉山があるわけですが、昨年九月に、キノコの仲間でありますチャアナタケモドキによる非赤枯れ性腐病という病気に平均で四〇%以上かかっているという報道が地元新聞に出ましたので、早速私は視察をしてまいりました。この病気は、菌が枯れ枝などから幹の内部に侵入をいたしまして、幹を太らせるところの形成層の部分を上から下へ真つすぐに腐らせるため、病気がかかった杉は溝状にくぼみができてしましまして、病気が進行いたしますと製材に支障を来し、材としての価値を失わせるというものであります。この山武杉は、本来で言えば杉の生育には適さないところの火山灰土の上に、昔の篤林家が努力に努力を重ねて乾燥に強い松をまき植えてまして、その下の美林をつくり出しているわけですが、その苦勞を思いますときに、私は、時間がかかってもこの銘木山武杉をぜひとも守っていかねければならないというふうに考えるわけでありました。

そこで、この非赤枯れ性腐病に對する研究、予防対策というものはどういふものがあるのか、おわかりでありましたらお答えをいただきます。

○田中(安尚)政府委員 ただいま御紹介ありましたように、その被害状況は、県の林業試験場のサンプル調査でも、全体の半数割合で四〇%以上というよう大きな被害になっているようでございます。それで、この対策につきましましては千葉県でもいろいろ工夫なさっているようでございますが、この杉は特に挿し木苗木でやったのが罹病率が高いというようにことが知られておりますので、昭和五十四年以降の造林におきましては、実生の苗木の使用なり、それからその山の杉以外の挿し木苗木を使用するということをご指導いたしておるわけでございます。それからまた、すぐれた杉源でございますので、それを保存いたしますために、本病の防除方法等につきましても、県の林業試験場におきまして現在いろいろな研究

を行っておりますので、国といたしましては、県の試験場と密接な連携をとりながら、試験研究につきましまして適切な指導なり助言を行ってまいりたいと思っております。

○吉浦委員 ありがとうございます。それでは、畜産関係は少しばかり時間の範囲内で質問させていただきますかと思ひます。

養鶏問題でございますが、今年に入りまして、卵価は大変低卵価で推移をいたしております。計画生産の乱れが非常に問題になっているときでございます。まして、六十年九月、農水省当局は、計画生産を立て直すため、大型経営の羽数調査を厳格に実施することを決められまして、六十年十一月、羽数調査結果を出されておりますが、一千万羽に上る記載羽数の超過が判明をしております。養鶏家は過去たびたび大規模な養鶏企業といわゆるやみ増殖で苦しめられてきたわけでございますが、今再び長期低卵価と不況の心配が非常に強くなっているわけでありまして、農水省として最近の行政指導をどういふふうになさっておられるのか、まずこの点から局長にお尋ねをいたします。

○京谷政府委員 昨今の卵価低迷の状況を踏まえまして、鶏卵生産のいわゆる無断増殖問題についてでございます。

卵価の状況は、御指摘ございましたとおり、六十年夏場から六十年十二月までの間おおむね順調に推移したわけでございますが、年明け大暴落という事態を招きまして、ごく最近になりまして、三月中旬以降でございますが、二百円台に回復するという状況になっております。このような卵価は、もちろん卵価自体の周期的な変動という大きな流れがあるわけですが、それを加速する要因として、御承知のような無断増殖に起因をします供給超過という事情も働いておるかというところで、かねてから御指摘ございましたように、私も、六十年七月に局長通達の中で調査精度を高めることにしまして、六十年十一月、それから六十年五月に調査を行いまして状況の

掌握に努め、かつまた必要な指導を行っているわけでございます。御指摘のとおり、五十六年に設定をいたしました全国の羽数飼養枠と申しますか飼養羽数の総枠を現時点で申しますと、約一千万羽を越えるという状況に相なっております。私も、個別の関係者に対して、国、県、市町村あるいは生産者団体を動員いたしまして、計画生産にのっとった生産を行うよう強く指導を行っておりますわけでございます。特に最近におきましては、数は少のうございすが、羽数シェアの多くを占めております大規模層を重点に調査指導を行っておりますという状況でございます。

○吉浦委員 昨年、関西地区の大手鶏卵業者でありますところの阪神鶏卵グループが各地に大型やみ農場を建設していることが養鶏業界では大問題になりました。これは私は先般も局長に質問をいたしましたところでございます。業界では、このグループは海外から種鶏と機械を輸入して一千万羽の農場建設の戦略を展開しようと言われておるわけでありまして、阪神鶏卵グループの戦略の実態について農水省当局はどういふふう把握なさっておられるか、お答えをいただきます。

○京谷政府委員 御指摘ございましたように、最近の鶏卵生産の状況の中で、ある関西地方の鶏卵業者が全国数カ所におきまして、中小規模の老朽化しました採卵施設業者を対象にしまして、赤玉と呼ばれる鶏卵をグループ化して生産、販売する体制づくりをしているという状況は私も聞いております。ただ、現実には無断増殖という事態が生じておりますケースは愛知県、山口県でございます。その他は単にまだ計画中でありますとか、計画に沿いまして一部必要な施設の建てかえをしておるといふ状況でございます。私も、この関係者に対しては接解を図って、鶏卵需給の状況に即応して、全体の安定した計画生産のルールに沿って仕事をしてくるよう要請、指導をしております。必ずしも我々の指導が十分に浸透していない面はありますけれども、繰り返し関係の県、市町村、関係団体の御協力も得ながら、現在進めております計画生産のルールにのっとってこういう仕事が進められるように指導をされているところがございます。なお、全体として一千万羽という具体的な計画になっているという実態認識は現在のところ持っております。話の上では聞いてございます。

○吉浦委員 ちょっとなまぬるいようございすけれども、このグループは昨年の夏に愛知県渥美町で、五千万羽程度しか飼っていないなかつた養鶏農家を代表者とした十六万羽のやみ農場を建設しております。地元養鶏生産者はもちろん、町も県当局も反対してきておりますが、農場の周囲五カ所には「国の指導を無視した無断農場」といふうな立て看板も立つておりまして、愛知県は農水省当局に強力な行政指導を要請したというふう言われておるわけですね。この十六万羽のやみ農場建設の実情と、どのような行政指導をなさったのかどうか、またその指導の結果はどうなっておるか、この二点をお答えいただきます。

○京谷政府委員 愛知県の事例についての御指摘でございますが、実はここでもさき上がりました施設は鶏舎四棟で、収容能力が十六万羽という状況と聞いております。ここでは計画生産で配分をされましたいわゆる台帳枠が一千万羽を数えておりますが、現在、採卵鶏成鶏が四万羽を数えております。実は私も、建設途中から直接経営者あるいは背後におります関係者に対して、せっかく全国の生産者の皆さんが計画生産を進めて安定的な生産を目指しているの、そのルールに沿って仕事を進めるように、数回にわたって愛知県当局とも連絡をとりながら指導をし、またこの採卵鶏の飼育に必要なえさの供給業者の追及もしておりますけれども、現在までのところ、その供給業者がいかなるものであるかというところまで掌握できない状況でございます。大変残念な事態でございますが、私も、繰り返し県当局あるいは私どもの出先機関を通じて強力な指導を進めてまいりたいというふうに考えておるわけござ

います。

○吉浦委員　さらに、島根県の羽須美村というところでも最近、阪神鶏卵グループによる四十万羽大規模な農場が問題になっておりまして、三月には島根県で建設阻止大会が開催されて、全国からも多数の養鶏農家が参加しております。愛知県に続いて島根県でも同様なやみ増殖を繰り返しているわけでありまして、この羽須美村でのやみ増殖の実態というものをつかんでいってやいますかどうか。

○京谷政府委員　御指摘の羽須美村の案件でございますが、私も現時点で掌握している状況は、計画としては十棟の鶏舎を建設して、四十万羽程度の規模を最終的には計画しているというところで、現在、そのうち二棟が建設に着手されたというふう聞いております。この関係者は計画生産の台帳を約二万四千羽ほど持っておりまして、現在のところ、建てかえのために現実の採卵鶏の飼養は行われていない状況でございます。これも、現在持っている枠内で生産が行われるよう、関係者、地元、県とも連絡をとりながら指導を進めている状況でございます。

○吉浦委員　局長、あなたすっかりしてもらわないと、あなたが担当のときにこの計画生産を始められて、今この計画生産がもう最大の危機に直面しているわけでありまして、恐らくこのままいくと計画生産は破綻するのじゃないかというふうに私は考えている。今のようになまぬい行政指導ではどうにもいかぬのでありまして、愛知県でも島根県でも、同グループのやみ農場建設の場合に、今の法律ではどうにもうまくいかないところがある。建設確認申請が受理され、町や県側では法律上取り締まりができないというふうに言われている。完璧な確認申請をしますと建設関係の担当者は許可するでありまして、一方では従来どおり鶏卵の計画生産が行われておりまして、関係機関に通知をされ、行政全体で推進してもらわなければならないところが、その建築の方はちゃんと認められている。計画生産の方からすれば、

これは私もから言えれば行政の大失態であります。こういうことが許されるならば、これは農水省当局が本当に計画生産を推進しようとしているのかどうか疑われるわけですね。民間生産者団体の計画生産推進にも非常に大きな障害になるというふうに私は思うわけでありまして、この付近の担当者同士の話し合いなり協力というものは、ないものかどうか。そういう点で政治不信を招くのだらうと私は思うのです。どういうふうに考えておられるのか。

○京谷政府委員　御指摘のようないわゆる無断増殖の前提になります鶏舎の建築のためには、お話しのとおり建築確認を要することになっておりまして、これは各県の土木担当部に手続が行われるわけでございます。この申請が行われた段階で、担当します土木部の方から農林部の方へ連絡をとっていただくように関係各県にお願いをしております。おおよそその連絡はついておるわけでございます。その段階で、具体的な施設が建築着手される以前に農林部を通じて所要の指導をするという体制をとっておるわけでございます。ただ、建築確認の上で、その建築目的が御指摘のような案件であるということも理由としてこれを受け付けないというところは、現在の建築基準法上なかなか難しい問題がございますので、都道府県段階におきまして関係部局間の連絡が円滑について、建築に着手する以前から私どものサイドで必要な指導が行われるように、今後さらに注意を怠りたくないと思っております。

また、このような無断増殖が出てくる状況は、飼料価格が大変安くなったおそれというところで生産意欲が強くなっているとか、あるいは競争が激しくなる中で流通のシェアを確保するというふうなことでいろいろ起こっている問題であります。したがって、私も私としては現在、日本養鶏協会にもお願いをしまして、大規模な鶏卵生産者をプロットごとに組織化をしまして、その組織の中で自主的な計画生産への参加と、それに対する積極的な指導というものをやっていくような体制整備を図るべく、関係者にいろいろ御協力をお願いをしておるところでございます。従来にも増して末端への指導については努力をしまいたく、このように考えておるわけでございます。

○吉浦委員　時間になりましたので、最後に。お答えいただくのは結構ですけれども、国内最大手のイセグループは結構動き出しております。これは近藤先生のところですが、新潟県の北蒲原郡豊浦町に進出をする話が出ています。アメリカにも数百万羽の養鶏場を持っているこのイセグループが、土地七・五ヘクタールに六十万羽の養鶏場をつくる計画を進めておるわけでございます。今局長が大変頭を悩ます答弁をなさっておりますけれども、行政指導を的確にやらないがゆえに、今もう放置状態になろうとしているわけですね。これを許すならば私も国会決議をした意味もなく、また、これは自民党政権の意に聞かえて大変恐縮でございますけれども、何をやってもいいというふうな世の中になってしまったような気がしてならない。こういう点で、計画生産に従って行政指導を必しとおやりになることが政府の立場であろうと私は思うのです。そういう点の手ばかりがないように、局長、立て役者の一人ですから、あなたの時代にまた正常に戻すように頑張ってください。要望を申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○近藤(元)委員長代理　次に、水谷弘君。○水谷委員　ただいま我が党の吉浦委員から具体的な問題も含めての質疑がございましたが、私は、主に松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案の具体的な問題についてお伺いをしたいと思っております。

その前に、我が国全体の松が本当に美しい美観を、そしてまた大切な治山、防災上もいろいろな使命を持っている。この松が枯れていくのは、これはもう何人も大変憂慮していることであります。その対策に万全を期していかなければならぬ。しかし、これは大変難しい問題であるというように承知をしているわけですが、今

まで過去十年間の松くい虫対策についてやはり徹底した洗い直しといえますか、それでよかったのか、もつとつと力を入れてやるべきものはなかったのか、そういう真剣な検討を加えた上で、これからの五年間に何をすべきかということを確認にしていかなければならぬだろう。政府も当然そういう観点から、今回の特別措置法の五年延長の中で総合的な政策を盛り込んで、これを終息の被害の状況にまで必ず追い込もうという決心で取り組んでおられると思っております。

そこで、今まで十年間、被害の拡大を阻止するところに重点を置いてこられたわけでありまして、しかし、これが西日本から北陸、東北に、青森、北海道を除くところまで外延的に拡大をしてまいりました。その外延的に拡大してきた原因は一体何なのであるか、最初にそのことについてお伺いをしておきたいと思っております。

○田中(宏治)政府委員　国全体としては、ピーク時に比べますと被害が半分程度にまで減ってきているわけでございますけれども、ただいま御指摘のとおり、東日本、特に東北にこのところ徐々に被害が浸透していつているわけでございます。その原因といたしましてはいろいろあるかと思えますけれども、接点部分の松林についての防除が完全に行われておりますればその隣接への飛散というものはないわけでございますが、残念ながら接点部分での完全な退治というものが実現を見ていないことと、徐々にならぬ方に広がっているわけでございます。それに加えて、その年々の気象の条件の変化も地域によってかなり影響しているようにございまして、夏の高温少雨がカミキリの生息、繁殖に一番好条件な次第でございますので、そういう天候条件に年としては加速され、その周辺部分での徹底防除が若干おくれたというところからじわじわと北に進んでいくというふうな理解しております。

○水谷委員　先端部分に対する防除ができてきたために北の方まで外延的に拡大してきた、そういう今のお話でございます。マツノマダラカミキ

リがマツノザイセンチュウを運ぶという主原因説、私はこれを否定するわけではございませんけれども、常識的に考えてみますと、どうもそれだけではない、いろいろな方々の言われることを総合してみますとそういう意見が出てきつたります。ですから、それを素直に林野庁が受けて、もっと総合的な、抜本的な対策を講じなければならぬのじゃないのか。もっと大きな立場から見ると、松そのものが二十一世紀を迎える日本のすべての環境の中で生き続けられない樹木になりつつあるのではないのか、そこら辺のところまで議論が進んでいくのじゃないかと私は思うわけであります。

ですから、いろいろな機能を持っている松にかわるべき新たな樹種を品種改良等総力を挙げて生み出していく。いろいろな地球上の生態系を見ておきますと、何百年、何千年の間に完全に消えてしまふ、そういう植物も出てきている、これは事実であります。そういう意味では、すばらしい白砂青松の景勝の地が失われていくことは非常に残念であり、それは局地的に、スポット的に、重点的に守っていかねばなりません。日本の国土全体にある松がいろいろな影響で今岐路に立たされているとすれば、やはり林野庁として、治山治水、国土保全という大きな立場から考えれば、いわゆる後追いといいますが、その害を何とかなくそうなくそうという手法ではなくて、もっともっと大きな見地からこの松くい虫対策、いわゆる森林を守る対策に積極的に関わり姿勢を持つべきであるし、また、研究開発等には重点的に予算をつけていかなければならないのではないかと私は考えております。

それから、今の答弁の中で被害が減ったというのは、これは全体の松林の中で既にもう枯れてなくなつてしまつた、なくなつてしまつたから被害が少なくなつたのではないか、こう私は思うわけですが、これは違いますか。

○田中(宏尚)政府委員 このところ百万立方メートルを超える被害が発生しているわけでご

いますけれども、松の蓄積という点で見ますとこ毎年若干ずつふえているわけでごいまして、松がなくなつたから被害が減つたというような点も局地的には全くないとは申し上げませんけれども、全国的なベースで申し上げますと、やはり松自身は、潜在的な供給力なり蓄積としては依然としてふえているわけでごいします。

○水谷委員 しつこいようであります、例えば十年前に百あった、そのうち五枯れました。そうすると、新たに松林が造林されていけば別ですけども、全体が九十五になる。そうして例えばその中でまた五枯れたとする、その枯れた部分です、いわゆる蓄積の松枯れによる全体の数量が減つたのではないかと。そのことをお聞きしたいわけでごいします。

○田中(宏尚)政府委員 とり方をどの時点でフィクスして考えるかという、いろいろとり方の問題があるかと思ひますけれども、例えば、激甚地帯と言われまして過去よりうけつをきわめまして四国でございしますとか、そういうところをとつてみましても、最盛時には全体の本数比で一・三〇程度のものが現時点で〇・七というふうなことで、現時点で見ますれば、全体の松に対する被害松の比率というものが確実に減つてきていることは事実でごいします。

○水谷委員 それでは違う問題に移りますが、先ほどはかの委員からいろいろな原因説についての指摘がございしました。私もそれに触れてみたいと思ひますが、過去、高度成長の時代を経て、大気汚染という問題は大変大きな問題となつてきたわけでごいします、この大気汚染と松枯れとの相関関係というものは全くないというふうには考えられないと思ひます。もう一つ、酸性雨の問題については、これはヨーロッパを中心として、またアメリカでも、特に昭和六十二年度の予算の中で連邦政府は新たに酸性雨対策としてかなり高額の予算措置をいたしたわけでありまして、これは本当に簡単な問題、局地的にとらえられる問題ではない地球全体の問題ですから、局地的な

激甚型の松枯れという現象とびつたり相関関係を立証するなどということなかなかできないであらうと私は思つております。しかし、そういう酸性雨の問題、大気汚染、それから高度経済成長に伴つて行われてきたいわゆる国土のいろいろな開発、その中には乱開発等もあるわけですが、そういう環境破壊という問題と松枯れとの相関関係を指摘される方は非常に多いわけでごいします。そういうことで、この松枯れを単に林野庁が一生懸命取り組めばいいんだというだけではなくて、やはり環境庁としても、環境保全というより大きな使命を持つておられる立場からこれは重大な取り組みをされていかなければいけないのではないかと。特にそういう点についての御見解をお持ちであれば、きょうおいでいただいたと思いますので、まず環境庁のお答えをいたしたいと思います。

○吉池説明員 お答えをいたします。ただいま先生の方から、大気汚染なり酸性雨による松枯れとの相関はどうであるかという御質問でございしました。とりわけ酸性雨と松枯れの相関の問題でございしますけれども、実は我が国における酸性雨の実態がどうであるか、それから陸水なり土壌にどういふふうに影響しているかという問題につきましましては、現在環境庁で調査をいたしておるところでございします。この調査は五十八年から五十九年計画ということで、現在調査をしている最中でごいします。その結果を見なければわかりませんが、ところで酸性雨と松枯れとの相関があるかどうかというところでごいしますけれども、これにつきましては、科学的知見は現在までのところは承知していないというのが現状でごいします。

○水谷委員 林野庁の御見解を。○田中(宏尚)政府委員 大気汚染でありますとかあるいは酸性雨、もちろんいろいろ問題があるわけでごいしまして、大気汚染等の環境条件の悪化というものが要因となりまして、あるいは誘因となりまして松が枯れるということも一部には現にあるわけでごいします。しかし、現在言われて

おります広範にわたつて発生している激甚型の松枯れにつきましては、例えば大気汚染が全くない小笠原諸島、ああいふところでも発生しておるといふようなことから考えましても、やはり激甚型の松くい虫被害については、マツノザイセンチュウが引き金となる病媒であるといふふうには我々としては考えているわけでごいします。それから酸性雨につきましましては、ただいま環境庁から御答弁があつたとおりでございまして、我々もいたしまして、現在のところ、松林について酸性雨による被害ではないかというふうな指摘は現実の問題として受けていないし、そういう知見を持っていないわけでごいします。

○水谷委員 激甚型の松枯れですから、主因はもちろんマツノザイセンチュウということでは私も当然のことと思つております。しかし、例えば大気中の重金属が松の成長を促すというふうなことは、かつて年輪解析という事でそれらが指摘をされた事実もあると思うのでありまして、そういう大気汚染、全体の環境の中で松そのものがいろいろな影響を受けている。その影響を受けた松が、マツノマダラカミキリが卵を産みつけるのに非常にいい状況を醸し出しているといふことも私は否定できないと思ひます。私は、林野庁が一生懸命松くい虫対策をやつておられる、それを応援する意味で環境庁も、林野庁の問題だと言わずに、それについてはやはり環境庁という立場からしっかりと取り組むべきだ、こういうふうな申し込んでいるのであります。

人間だつてそうです。風邪を引くのは確かに引くだけの決定的な要素が何かあつたかもしれない。しかし、大気汚染が非常に強いようなところでも三年も五年も仕事をしていたら風邪を引きやすい体質にも変わつていくと同じように、より一層酸性雨対策の問題についても、環境汚染のそれを排除する問題についても真剣にお取り組みをいたしたいと思ひます。稲村環境庁長官が閣議の後の記者会見で、空中散布する防除方法は安易過ぎる、生態系も考える心のゆとりが必要

だ、空中散布が安易過ぎるのだというような発言をなさなければこそ環境庁としても、こういう松くい虫対策についてはこういうふうによつていくべきではないかというぐらゐな提言とか取り組みを林野庁と一緒に本気になってやるべきではないのか、こういう意味で申し上げているのでございます。何か御意見がございましたらどうぞ。

○吉池説明員 先生のお考えを体して今後進めてまいりたい、こういうふうにお考えしております。

○水谷委員 どうぞよろしく願ひします。

それから、薬剤のいわゆる空中散布の問題についてお尋ねをしたいと思います。

先ほど吉浦委員が触れておられましたけれども、これだけ狭い日本の国土、また人口が集中しておつたり松林と人家が非常に近い、こういう地域では、常識的に考えますと空中散布なんかやめてしまふ、あれは困つたことだ、あんなことはしない方がいいんじゃないか、ほかに手だてがあればそんなことはしてほしくない、こういうふうな素朴に考えられる方が大変多いわけでありまして、そういう中でやむを得ず空中散布をしていくわけでありまして、これをするからには、それこそ万全の体制と細心の注意を払つてやっていかなければならない。

ところが、先ほど来指摘がございしますように、その体制をいろいろ調べてみますと、政府はちゃんとした基本方針を定めておられ、それを県が受けて、さらに実際に空中散布をするときのいろいろな注意事項については明文化されてはおりますが、現場で実際にそれが行われるとき、いわゆるヘリ会社の社員が実際に空中散布をするときの注意の払い方、また市町村の職員のそういうことに對する指導の仕方、文章はあつても実際に行われていることは全く形骸化して、現場ではいろいろな問題を引き起こしている。これはきのう、きょう指摘されたことではなくて、既にこの法が成立したその当初からいろいろな指摘が続いてきているわけでありまして、今ここに新たに五年間

この法を延長するに当たつて、そのようなことが起こらないように政府も県も、また市町村もしっかりとした対応をしなければならぬと思つておりますが、その御決心はいかがでございしますか。

○田中(宏尚)政府委員 特別防除につきましても、事柄の性格上、ただいまもお話ありましたように国で基本方針を定めまして、遵守すべき事項というものを綿密に定めておるわけでございます。一般的にはこの基準に従ひまして適正に実施されておるものと信じておりますけれども、今後とも実施に当たりましては、必ずその実施本部を編成いたしまして作業者の指揮なり監督に十分当たるということをお求めいたしまして、法令なり省通達遵守の方につきましても適切な指導を徹底してまいりたいと思つております。

○水谷委員 毒性等については、スミチオン、セビモール、NACそのものが毒性を持つてゐるのはどなたも否定はされないわけで、ただそれが希釈され、そして限定されたところに安全に散布されるから、人体には、またほかのものには影響がない。これは縛りがいっぱいあつて毒性が発現されないというものでありまして、その縛りが本場に現場で行われているかいないかということが一番大事になるのであります。その毒性につきましても、ヨーロッパ等においてはいろいろ指摘をされて、もう現在使用してはいない、しかしアメリカでは依然として使用してゐるとか、いろいろなものがあります。しかし、全部使用方法を完璧に守つた上でやつてゐるわけでありまして、その点が明確にされていきませんと、これは国民としてはやめてしまふ、だめだ、許せない、こういう声が出てくるのは当然だと思つておられます。スミチオンの場合でも、田畑に農薬としてまかれる場合には千倍に希釈して使う、林業用は七から三十倍でもいいとされてゐる、こんなふう聞いておりますが、これは本当ですか。

○浜口政府委員 松くい虫の防除に用いますスミチオン剤につきましては、空中散布による使用と

いうことから、薬害あるいは薬効を確認の上、液剤散布については十五から四十五倍の希釈による散布、あるいは液剤少量散布については四倍から六倍の希釈による使用方法で登録されてゐるわけでございます。先生御指摘のとおりでございます。

なお、この点に関連いたしましては、先ほど通常散布との比較をお話しになりましたが、いずれの場合におきましても、薬剤の単位面積当たりの使用液量というものは規制されておるわけでございます。そういう意味で、有効成分の投下量は単位面積当たりでは同じというふうにお考えしております。空中散布でありますことから殊さらに多量の農薬散布が行われているということではございません。

○水谷委員 環境庁と厚生省においていたしておりますので、お尋ねをいたします。

環境庁は、農薬空中散布に伴う環境影響調査を行つておられるわけでございますけれども、この調査項目の中に、農薬の飛散濃度、浮遊濃度の実情に関する項目が入つておりますか。

○吉池説明員 先生の御指摘は、薬剤の空中散布を実施した場合に人の健康や生活環境に悪影響を及ぼすかどうか、そのための調査のことではなからうかというふうにおつておるわけでございますけれども、私も、こうした空中散布に使用します薬剤については、農薬登録の際に各種の毒性試験等々十分考へて安全評価を行ったものであつて、これに基づいて適切な使用法が定められてゐるわけでございます。したがひまして、基本的には、適正に使用基準が遵守されてゐる限り生活環境への悪影響はないもの、こういうふうにお考えしてゐるわけでございます。

ところで、御指摘のような生活環境等への影響と申しますか、そういうものも二、三報告されてゐるわけでございます。これについては、林野庁の方でも補助事業の中で、薬剤防除の安全確認調査というところで河川水や土壌中の調査をなさつてゐるわけでございます。こうした調査を引き統

き実施していただくようお願いをしておるわけでございます。私どもの方も、こういうような調査の結果を見ながら今後の課題ということでこの問題を考へていきたい、こういうふうにお考えしております。

○水谷委員 空散をある程度の規模にわたつてやられた場合に、その周辺についての飛散濃度とか浮遊濃度というもののについての調査もぜひお願いをしておきたいと思ひます。

それからまた厚生省は、農薬の飛散によつて人体に影響を及ぼす、例えば呼吸器とか目とか皮膚、そういう障害についての調査をぜひしていかれるべきだと思ひますが、いかがでございしますか。

○渡辺説明員 お答えいたします。

私ども厚生省は、毒物劇物取締法という法律を所管しております。一定以上の急性毒性を有する化学物質をこの法律によりまして規制をするという仕事をしております。御指摘のセビモールあるいはスミチオンというふうな松くい虫に用いられます農薬でございますが、これまでも私どもが入手いたしました急性毒性データ——これは私ども毒性の程度に応じまして、比較的毒性の強いものについては毒物、それから比較的毒性の弱いものについては劇物、さらに普通物、こういう仕分けをして規制をしてゐるわけでございますが、これまで私どもが入手いたしましたこの二剤の、これは主としていわゆる半数致死量、LD50という毒性の目安の数値がございしますけれども、これによりまして判定をいたしまして、セビモールについては劇物相当ということで、劇物としての毒劇取締法上の規制を行つております。それから、スミチオンにつきましても比較的の低毒性と言われておまして、現在、これまでに得られてゐるデータでは普通物という評価になつております。

以上は致死量を目安にした規制ということで行つてゐるわけでございますが、私ども、例えば結膜でございしますとか目等に對する刺激性というう

うな点については、薬物とそうした健康影響との因果関係が確立した、はっきりした資料というものは持っておりませんが、動物実験データでは、比較的皮膚刺激性は弱いのではないかと、このように聞いております。それから、スミチオンには吸入毒性が知られておりますけれども、これも比較的弱いというふうなこれまでのデータでは聞いておるところでございます。しかしながら、この毒物劇物取締法という法律は、実は流通時の取り扱い、製造あるいは販売、あるいは倉庫に保管する、あるいは業務上取り扱う業者がそれを保管するという主として流通段階の規制をしている法律でございます。環境とかかわりから毒物、劇物を規制していくという法律ではございませんが、扱いがなかなか困難なところがございまして、私も毒物劇物取締法の観点から、この皮膚刺激等に対する毒性につきましても今後留意をしてみたいというふうに考えております。

○水谷委員 御答弁ありがとうございます。しかし、私が申し上げている視点はちょっと違うのです。よく考えていただければわかることでございます。本当に頭の上からぶわっとまかれてくるわけですから、間違つてそういうことが起きないかどうか、何か周辺の問題が起きていないかどうか、これは林野庁だけではなくてやはり厚生省も、これからこれをやるわけでございますので、そういうことについては少なくとも調査をするという姿勢ぐらひは持っている、こういうふうに取り組んでいただかなければいかぬと申し上げているわけでございます。御答弁は結構でございます。

岐阜においてさまざまな対応がされているという資料が手元に届いております。空散が実施されているある市においては、その地域を流れる川に長年コイを放流したり蜆を飼育し、子供たちが貴重な自然体験を行う場となっている。そういうところで、ある町では空散後三機のヘリが町営のグラウンドで薬剤を水洗いし、広い範囲にわたり高濃度で汚染したとか、さらにもっとひどいと思わ

れるのは、この町の担当者が空散の作業をした手を洗わずにパンを食べているとか、薬剤は一杯飲んでも安全だと聞いている、一年に二、三回のことであり、問題ないというふうな発言をしているとか、この発言は後で取り消されたようでございますけれども、いざにしろ、このような認識でもし散布地域を決定したり空散作業が実施されているとすれば大問題であります。被害が出たら補償すればいいというふうな問題ではないわけでございます。いかにげんなり感で対処するようなどころでは空散はやめさせるべきだ、私はこのように考えております。しかし、こういう問題は現場の担当者だけに責任があるのではなくて、むしろ重大性をより一層承知しておられる国とか県がもっと責任を持って対応していかねばいけないのではないかと思います。さらにまた、この岐阜の場合はたまたま関係地域に空散に対し強い関心を持っている人がおりました、この人が指摘されたからこれが表面化したということでございますが、このような例はほかにもあるのではないかなど私は心配をしております。

なお、この町では学校、団地から五十メートル、民家からは十メートルぐらひ離して散布せよと指導しているようでございます。そのために多くの民家に農薬が降ってきたというようにも聞いております。このようなことでなくても空散を認めるわけにはまいらないわけですね。五十メートルとか二百メートル離せという指導等もあると承っておりますが、そのときの風向きとか風速とか、ありとあらゆる状況も克明に調査し、判断して、冒頭申し上げましたけれども、これは縛りをかけてあるから安全であり、それをやむを得ず認めるわけでございます。こんなことをしないことが一番いいわけでございますので、そういうことで、国民にいたらずに不安や疑問を起こさせないよう、この際、林野庁に、ぜひこれは徹底しておやりくださるよう改めをお願いを申し上げておきたいと思っております。

次に、六十二年度は、特別防除は今までも

二割対象面積を減らすことになっております。私は、これはもっと減らしていただきたいと考えておるわけでありまして、今回の改正で、保安林以外の高度公益機能松林にあつては、松以外の樹種から成る森林によつても公益的機能を確保できる場合、これを必ずしも空散の対象となる高度公益機能松林としないこととしたことについては評価をしております。しかし、この考えをもう一歩進めると、たとえ保安林であっても他の樹種によつて同じ機能を損なわない場合、高度公益機能松林から除外するように考えることはできないのか。すなわち、保安林であれば安全性が確保できる限りどこでも空散できるという考え方は改めた方がいいのではないかと。例えば、保安林であっても海岸の防潮林、防風林、また飛砂防備林など、住民の生活を守る上で無視できない重要な機能を果たした松林にのみ絞らなければ空散をやるべきではないのかなというふうに考えておりますが、いかがでございますでしょうか。

○田中(宏)政府委員 保安林につきましては、先生御承知のとおり公益的機能が極めて高いというところから、例えば立木の伐採も制限されるというふうなことで、制度上も常にその機能を持続していく必要があるものとして位置づけられているわけでございます。いわばそういう機能を一時たりとめざるわけにはいかぬ重要な森林なわけでございます。したがって、こういうものにつきましましては、むしろ防除を徹底することが国土全体の保全でございますとか保安林制度の所期の目標の達成に役立つわけでございますので、今回の改正では、たゞいまもお話がありましたように、松枯れによる機能の低下を招くことがございませぬよう、常に高度公益機能松林として、国なり県なりの防除の対象として保安林を組み入れるという考え方をとっているところでございます。○水谷委員 松材は近年、経済的価値が低迷、低落して、松林の所有者も松林の管理についてはどうしても意欲が低下をしております。また、外材等に押されていることもあり、国産材全般がそう

でございますけれども、松材の価格が他の樹種に比べて特に落ち込んでいる、こういうふうな聞いておるわけですが、現実には木材市場における松材の価格は杉材とほとんど変わらないという状況にもあるわけですね。御存じのとおり、松材は建築材としても、はりや柱にも使える、磨き丸太や棟木や心材としても利用価値が高い、さらにまた軽木、卒塔婆と、大きい材は大きいなりに、小さい材は小さいなりに結構その需要があるわけでございます。しかしながら樹種転換がなかなか進まない。それは、松の経済的価値に対する誤った観念が実はあるのではないかと。松を切つて出しても、とてもこれは売り物にならないのではないかとという観念があるような心配を私はしております。ですから、林野庁としてその辺の事情をよく調査されて、供給側の川上と需要者の川下とをうまくつなげていくような仕組みをこの際真剣に考えていただいて、松材にかわる樹種転換が、特に、拡大を防止しなければならぬ地域における樹種転換がより一層進むようにお取り組みをいただきたいと思います。

最後に、大臣に申し上げたいのでございますけれども、先ほどから何度も指摘をされておりますとおり、五十二年の本法制定の際にも、また五十七年の改正の際にも、法の有効期限である五年以内に終息型徴害に持つていくという旨の発言がございました。今回これが三度目の答弁になるわけでございますけれども、果たして今後五年で終息型徴害に持ち込めるものなのかどうか、しかし、これ以上特別措置法の延長は当然認められないであろう、今の時点ではこう考えております。ですから、空散以外の防除法の開発には一番力を入れていただきたいと私は思いますが、それ以外にも総合的な防除法が開発されますように真剣にお取り組みをいただいて、今後五年で終息型徴害に追い込んでいきますように大臣の決意を一言伺つて、質問を終わりたいと思っております。

○加藤国務大臣 今回、改正案を出しまして御審議いただいております趣旨も実はそこにあるわけでご

さいまして、あらゆる方法、努力を講じまして経常的被害に持ち込むように頑張つていかなくてはならない。それから、空散に対するいろいろな御議論も出されたけれども、先ほど来先生御指摘のような点には最大限注意をして、国民の理解と納得をいただくようにやっていかなくてはならない、こう思つておるところでございます。

○水谷委員 ありがとうございます。

○近藤三三委員 長代理 次に、神田厚君の質問に入ります。神田君。

○神田委員 マックタイムシの法案審議の前に、時節柄でありますから、いよいよあすから畜産の審議が行われると聞いております。この畜産問題について、二、三基本的なことを伺いたいと思つております。

畜産の諮問政策価格の審議がいよいよ始まりですが、聞くところによりますと、畜産環境の諸般の事情から大幅な引き下げ諮問が行われるというふうに言われております。そういう中で、農林水産省として酪農、畜産の情勢についてどういうふうな検討をし、これらについての基礎資料の検討といふか、それらをなさつたのか、その辺のところの事情を御説明いただきたいと思つております。

○京谷政府委員 お尋ねのとおり、六十二年度の加工原料乳及び指定食肉、牛肉と豚肉でございますが、これにつきまして、畜産物価格安定法及び不足払い法に基づきまして、その価格等を定める時期になつてきております。御承知のとおり、去る三月十六日に、畜産振興審議会に對しまして農林水産大臣から包括的な諮問を行ひまして、関係の部会において具体的な試算値を提示した上で御審議をいただき、その意見を参酌して決めるという段取りになつておりまして、関係部会としましては、明二十五日に食肉に関する部会、それから明後二十六日に加工原料乳にかかわる審議を行います。酪農部会が開かれる予定になつております。

これに對して、私も、この審議会に提示をします試算値の算定を現在急いでおるところでございますが、この前提となりまして酪農なり食肉生

産の概況について私どもの認識を申し上げますと、御承知のとおり、酪農につきましては、牛乳・乳製品の需要が停滞する中でかなりの過剰在庫が生じておるわけでございます。そういう需給関係のもとにありまして、生産者の皆さんには需の動向に應じた自主的な計画生産を進めていただいているところでありまして、一方、生産費の状況は、御承知のとおり、五十九年秋以降の八回にわたる配合飼料価格の引き下げ、これは国際市況の軟化と為替変動によつて生じておるわけでございますが、そういった点や、あるいは酪農にとつての副産物収入でございます牛牛価格の上昇といったような状況がございまして、コストはかなり下がつてきておるという状況でございます。それに伴ひまして収支状況もそれなりに好転の兆しを見せているという認識を持っております。したがって、いま申し上げました需給の状況に應じて適切な価格決定をしていくことが必要であらうという認識を持っております。

それから、指定食肉のうち牛肉につきましては、基本的に需要が比較的堅調に伸びておりますが、国内生産が必ずしも追いつかないということもございまして、計画的な輸入を行つておるところでございます。これも先ほど申し上げましたコスト要因が酪農と同じような傾向にございまして、これらを反映して、国内の生産力を強めながら国内供給の安定を図り、またコストの動向に應じた価格設定を図るということでございます。

それから豚肉でございますが、これも御承知のとおり、消費の大体五割を占めます家庭消費が非常に停滞をしております。総体として見ますと需給が大分緩和基調にございまして、それを反映いたしまして、六十年度におきまして過剰製品の市場隔離を行うための調整保管の助成、あるいは六十一年度の九月以降相当大幅な卸売価格の低迷といったような事態を招来しております。かなり需給調整に努めていかねばいけない状況でございます。それからコストの状況でございますが、

すが、先ほど来申し上げておりますように、主要な生産資材でございます飼料価格が大変低位安定をしておるといふ状況でございます。コストとしてはかなりの低下が見られるという状況でございます。

以上のような状況を踏まえまして試算値の算定を行い、畜産振興審議会の意見をお伺ひした上で価格決定の運びにしていきたいというふうに考えておるわけでございます。

○神田委員 ただいま御説明ありましたが、値下げ諮問の方針をかなり明確に述べられておりますけれども、従来、畜産、酪農農家は、長年にわたります諸環境で経営的に非常に苦しい状況になつてゐる。ことはたまたま飼料の値下げという一つの要因がありまして、それによつて生産費が影響されてゐるという状況であります。しかし、従来からの負債の蓄積などを見ますと、何とかこの辺で一息つかせてもらいたいというのが酪農、畜産農家の本音であらうと思つております。そういう意味から、例えば、酪農につきましては過剰在庫等の問題があるわけですから、乳製品の輸入問題等については十二分にこれに配慮するといふような措置が必要だろうし、さらに畜産農家全体につきましては、いわゆる周辺整備の問題が重要な課題として浮かび上がつてくるということを考えて、農林省当局は、このような周辺整備、負債問題等を踏まえましてどういうふうにお考えでありますか。

○京谷政府委員 畜産部門、特に酪農・肉用牛等の大家畜部門につきましては、従来からも言われておりますけれども、かなりの負債があるという実情は御指摘のとおりでございますが、実は、この負債の状況に對しては相当の資産額もあるわけでありまして、特に酪農あるいは肉用牛につきましては、これまでも数次にわたつて特別の金融措置を講じております。酪農については、最近時では五十六年から六十年までの五年間、肉用牛につきましては、六十年から六十二年にかけて

の三年間の計画で所要の経営合理化あるいは負債整理をしておりまして、一応の区切りがついておるといふ認識を持っております。現在置かれてゐる状況を踏まえながら今後またどのような経営指導を行つていくかという課題もございまして、それらも含めまして、先生から御指摘のあります周辺対策の問題については、畜産振興審議会の意見を十分に承つて検討をしていくべきものであるというふうに考えております。

○神田委員 今農林省は、三割の減反ということに水田農業が非常にピンチになつております。さらに減反奨励金の削減等で大変な経営難になつておりますが、日本農業のもう一つの柱だということに政府が育成を図るというので奨励をした酪農、畜産が、現時点におきましてはなかなかうまく経営になれない。しかも、そういう中で畜産、酪農を何とか育てようというときに、農家にとりまして大変ダメージでありますところの政策価格の大幅な引き下げというところは大変問題があると思つております。したがって、今後の酪農、畜産の振興の面からも、審議会におきまして十二分な審議の上、酪農、畜産の将来を確立するような形で農林水産省が一体となつて振興策を図るよう強く要求をし、値下げ諮問ということについては畜産農家に十二分な配慮をした形でこれを行うよう要求をし、少なくとも値下げ諮問をすべきではないということ強く主張したいと考えております。農林水産大臣、どうでありますか。

○加藤農務大臣 いろいろな数字が出てまいりました。これをあらゆる方面から検討いたしました。私は自然体で諮問したいとは思つておられますけれども、そうはいいまして、先ほど来先生の御質問にありましたように、意欲を失われないように、あるいはまた激変は避けるような方法等も考えながらやらなくてはならないのではないかと。関係各方面の御意見を十分に承りながら措置いたしたいと考えております。

○神田委員 それでは松くい虫の問題に移ります。同僚議員からも数々の問題の指摘が行われ

ておりますが、松くい虫問題について、残されま
した時間、以下御質問を申し上げます。

松くい虫の被害が半減をしているという状況の
説明がございましたが、その反面、寒冷地域にお
きまして被害が拡大をしているという状況がある
ようであります。松くい虫被害の推移と現状がど
ういうふうになっているのか、簡単に御説明をい
ただきます。

○田中(宏尚)政府委員 松くい虫被害は、昭和四
十年代後半から増大してまいりまして、五十四年
度に全体で二百四十三万立米というピークを記録
いたしました。その後減じてまいりまして、昭和
六十年度では百二十六万立米と相なっております。
それから被害区域といたしましては、北海道、
青森を除きます四十五都府県に被害が及んで
おりまして、地域別に見ますと、被害が早くから
発生しております九州でございますと、四国、
近畿、こういうところでは若干減少傾向にござい
ますものの、新しく発生いたしました東北、北
陸・東山、こういう地域では、被害の絶対量とい
う点では少のうございまして、いずれも拡大
傾向にあるということ。それから中身の問題と
いたしまして、東北地方等の寒冷地域におきまし
ては、年越し枯れでございまして、かあるいは部分
枯れというふうな、従来と異なり被害の態様
が散見されるようになってきております。これが
松くい被害の現状でございます。

○神田委員 昭和五十二年の特別措置法制定以
来、十年にわたって対策を講じてきたわけであり
ますが、依然として以上のような被害が発生をし
ているということでありまして、こういう実態か
ら、被害対策についての基本的な考え方を述べて
いただきたいと思います。

○田中(宏尚)政府委員 過去二度の法律によって
いろいろな被害対策を講じてきたわけございま
すけれども、残念ながらいまだに百万立米を超え
る被害が発生しているわけでございます。この百
万立米につきまして、これが多いか少ないかはい
ろいろ評価の分かれるところでもございまして、

ども、現実には被害量がまだ百万立米を超えている
という点、しかも、先ほどお話ししたように地域
的には拡大している地域も出てきているというこ
とから、新しい視点に立つての対策を構築し直す
ということが必要じゃないかと思ひまして、今回
法律改正をお願いしているわけでございます。

○神田委員 松の森林資源といたしましては、森
林資源の約一割、約三億立方メートルを占めてい
るということでありまして、このように我が国を代表
するような松に異常な被害が続いているわけであ
ります。我が国の森林における松林の位置づけ
というものをどういうふうに考えておりますか。

○田中(宏尚)政府委員 松林の森林資源としての
地位につきましては、ただいま先生から数字の御
指摘があったとおりでございますけれども、面積
それから材積ともに全体の約一〇％という形にな
っているわけでございます。特に松林は瘠悪な土
壌にもよく耐えて成長するという特質がございま
すので、日本各地の海岸の防風保安林でございま
すとか土砂流出防備保安林でございまして、こ
ういう形で国土保全の面でも非常に大きな役割を
果たしてございます。白砂青松という伝統的
な言葉に形容されますように、風景景観を形成す
る上でも非常に立派な機能を發揮しているわけ
でございます。さらに、建築資材等としても需要の
根強いものがございまして、我が国森林資源な
りあるいは国土保全という点からいいますと、も
重要な森林資源として松林を位置づけている次第
でございます。

○神田委員 被害の現状及びこれまでの被害対
策、反省というものを踏まえてこれから対策を講
じるわけでありまして、今までの被害対策の講
面で主にどんな点が反省材料として残っておるで
しょうか。

○田中(宏尚)政府委員 従来もいろいろな知恵を
出しながら被害対策をやっていたわけございま
すけれども、従来を振り返ってみますと、一つ
は、既成被害地域についての徹底した防除とい
うことに今まで心がけてはきまされたけれども、地

域によつては散漫に置していたという点もござい
ます。それからもう一つは、最近、東北の北の方
にまで広がっているわけでございますけれども、
そういう先端地域での機動的な対応という
ことについて若干手探りがあったという反省を
いたしているところでございます。

○神田委員 先ほど、松林が瘠悪な土壌にもよく
耐えて生育をしているという中からいろいろ申さ
れました。今回、高度公益機能松林について見直
しを行うとありますが、どういった観点から行
うとしているのか、お伺いしたいと思ひま
す。

○田中(宏尚)政府委員 従来、高度公益機能松林
につきましては、被害が激甚な状況で推移してき
たということから森林の機能の面から広く設定し
たしまして、これについて国、県が主体的に防除
を行うという体制をとってきたわけございま
す。しかしながら、現時点では、被害も五年前に
比べますと約半分程度になってきたという被害状
況を踏まえて、今後は防除の必要性の高い地
域を重点的に実施していくという観点から、高度
公益機能松林につきましても見直しをしたいと思います。

具体的には、保安林と
して指定されております松林それからその他の公
益的機能が低い松林のうちで、他の樹種からなる
森林によりましてはその機能を確保することが困
難なものについて、地域における松林の果たす具
体的役割に即しましてそれぞれ設定してまいりた
いと思っておりますけれども、この保安林以外で
指定を予定しているものの具体的な例といたしま
しては、海岸防風林でございまして、あるいは景
勝林、さらには瘠悪林地の土砂防備林というもの
をその他として予定しているわけでございます。

○神田委員 さらに、被害拡大防止松林について
も見直しを行うとありますが、いかなる観点
から行おうとしているのか。また、具体的にはど
のような松林を対象とするのか。

○田中(宏尚)政府委員 改正の趣旨といたしまし
ては、被害が従前に比べて全体的には大幅に減少

してきている、その反面といたしまして先端部に
ついては逆に拡大傾向にある、それから、保全す
べき松林が周辺の被害松林からの松くい虫の飛び
込みというふうなことで被害を受けるという状況
も各地に見られてきている、全体的にこういう状
況にあるわけでございます。こういう全体の被害
状況を踏まえて、未被害地域への被害の拡大
の防止、それから保全すべき松林の効果的な防除
を重点的に推進することが被害の拡大を防止する
上でも不可欠な事項であるという認識に立ちまし
て、被害拡大防止松林の範囲の見直しを今回の法
律案で予定しているわけでございます。

○神田委員 さらに、今回の措置によりまして市
町村や森林所有者等に防除をゆだねるものが拡大
するということになるわけでありまして、地域の
防除体制等は万全であるのかどうか。また、助成
の拡充や地域住民等に対する理解といいますか啓
蒙、普及といいますが、そういう点にかなり力を
入れなければならぬ問題があると思うのであり
ますが、その点はどういうふうにお考えになりま
すか。

○田中(宏尚)政府委員 御指摘のとおり、今回の
改正によりまして、市町村等地域の自主的な努力
にゆだねる範囲は拡大することになるわけござい
ますけれども、従来から市町村等におきまし
て、地区実施計画に基づいて地域の実情に即した
防除を実施してきておりまして、その防除の技術
なり経験もかなり蓄積されてきております。した
が、いま、市町村は、こういう松くい虫防除推
進主体としては十分に活躍を期待できるものでは
ないかと考えているわけでございます。しかし、今
後ともこれらを助成するなり育てていく必要があ
ると思ひます。そういう自主的な防除に対して
行っております奨励防除事業の予算額をふやすな
り、あるいは地域の実情に応じた幅広い対策を中
身なり金目というものを拡充するということな
ことで、所要の助成措置を講ずることといたしてお
ります。

それから、啓蒙、普及につきましては、松くい虫被害対策推進連絡協議会の開催でございますとか、あるいは各種パンフレットの配布等々を通じてその推進方に努めてまいりたいと考えております。

○神田委員 特に今回大きな問題になりますのは、特別伐倒除命令の発動要件の緩和あるいは緊急伐倒除の導入など被害対策の拡充を図っておりますけれども、これらは松林所有者の私有財産権にも触れる問題であると考えております。これには大変慎重な配慮が必要なのであります。この点につきましてはどういうふうにお考えでありますか。

○田中(宏尚)政府委員 今回、被害の先端部等において駆除効果の特に高い特別伐倒除を実施できるように、被害率の従来の発動要件、一%以上でございますけれども、これを廃止しているわけでございます。これにつきましては、被害の先端部等において被害対策を行い、その拡散を防止することは、松くい虫被害を終息させるという公益的観点から不可欠であるという認識が一つでございます。それに加えて、その対象森林は高度公益機能松林と被害拡大防止松林というものに限定しております。その指定範囲というものを必要最小限度のものに限定することとしているわけでございます。したがって、必要と限定、こういう二つの規制を加えておりますので、特に公益の均衡に欠けるものではないと思っておりますけれども、この実行に当たりましては種々神経を使つてまいりたいと思っております。

それから、重ねてお尋ねがございました緊急伐倒除についてでございますけれども、近年の五月雨的な被害発生というものに対処いたしまして適期に防除を行うために、県知事みずから行います緊急伐倒除というものが今度制度化されているわけでございます。これにつきましては、まず、この対象になる木が既に松くい虫にかかりまして枯死しているということで、伐倒いたしましたとしても経済的価値につきましては何ら減価ということ

とが起きないことが一点ございます。そういうことで相手方に経済的損失は与えないわけでございますけれども、これに加えて、実施の要件といたしましてできるだけ要件を厳しくするという配慮を法律上もいたしておりますし、それから手続関係もいたしまして、そういう緊急伐倒除を実施する期間はいくらも都道府県実施計画で定める、また、実施する区域なり期間等については必ず事前に公表する、そして、そういう公表されたものに對しまして松林の所有者等の不服申し出の機会を設ける、さらに、こういう駆除を行った後には松林所有者に所要の通知をするというふうな権利保護にわたる手続関係というものも詳しく設けておりますので、公益と私益との総合的な比較考量という点から見ますれば私有財産権について不当に制限するものではないというふうに考えてございますけれども、これまた非常に個人の利害にも絡むことでございますので、この実行に当たりましては適切を期してまいりたいと思つてゐるわけでございます。

○神田委員 次に、樹種転換の問題であります。松くい虫の対策を進めていく上では樹種転換が非常に重要な位置を占めるわけでありまして、現下の林業を取り巻く諸情勢から見まして、大変この推進が難しいという状況でもございますが、樹種転換の推進のためどのような対策を行うのか、この点をお聞かせいただきたいと思つてゐます。

○田中(宏尚)政府委員 効果の高い樹種転換を何とか促進したいということから、今回の法律改正によりまして、都道府県知事に、特に樹種転換を促進いたしますための松林を公表するという仕組みをつくりましますとともに、都道府県知事の助言なり指導ということを法律上明文化したわけでございます。それで、こういう都道府県知事の公表、助言指導ということできつかけをけると同時に、いろいろな環境整備なり側面からの応援というところで、例えば、松くい虫被害地等緊急造林事業というものも拡充いたしておりますし、それから感染源除去促進対策特別事業というものも充実

したり、さらには森林造成林道整備事業ということ、こういう樹種転換に役立つ造林でございますとか、あるいは林道の開設というものを来年度予算でいろいろ工夫しておりますので、こういうことを総合して樹種転換の円滑な促進をぜひ実現してみたいと考えているわけでございます。

○神田委員 さらに、松くい虫の被害の拡大を防ぐためには、防除の適切な推進とあわせて、除間伐等の適正な林業施策あるいは松材の利用等を図ることが重要であるというふうに考えます。このために森林・林業の活性化を図っていくことが必要であります。特に近年、山の手入れがほとんど行われなくなりまして、このような中で被圧木等が松くい虫の繁殖源となつて被害の拡大を招いているという指摘もありました。除間伐等の積極的な推進が必要でありますけれども、この点についてどう考えるか。

また、被害材の適切な利用が防除面で効果があるもののみならず、貴重な資源の有効利用にも資するものであると考えますが、その推進を図るためにどのような対策を考えているか。

さらに、特別伐倒除、樹種転換等を円滑に行うためには林道等路網の整備が重要であると考えますが、この点についていかがでありますか。

○田中(宏尚)政府委員 除間伐等森林の適切な手入れということ、松くい虫対策としてだけではなくて、林業政策全体として非常に重要なこととございまして、庁を挙げてこれに取り組んできているわけでございますけれども、特に公共事業におきまして造林補助事業、それから非公共事業におきまして間伐促進対策、さらには農林漁業金融公庫の融資におきまして林業基盤整備資金等のいろいろな措置を計画的、総合的に活用いたしまして、適切な推進を従来からも図つてきているところでございます。特に、六十二年度におきましては、造林補助体系の整備でございますとか、あるいは間伐等を総合的に行う新しい仕組みとして森林地域活性化緊急対策というふうな事業も構築いたしましたし、それから農林漁業金融公庫資金の

造林資金につきましては、償還期間でございますとかあるいは据置期間、こういうものも大幅に延長いたしました。除間伐の促進ということに本腰を入れていくわけでございます。

次に、被害木の適切な利用についてでございますけれども、せっかくある資源でございますので、何とかこの資源を有効に活用するということが資源活用の見地と同時に、松くい虫の対策としても不可欠でございますので、従来からも、松くい虫被害対策推進連絡協議会というふうないろいろな方がお集まりいただいている場を通じまして、関係業界等に被害材の利用促進を要請するなり、みんなで行つておりますし、それから松くい虫被害対策促進事業という事業で、移動式チップの設置でございますとかあるいは搬出作業道の作設というふうなことを通じまして、被害木の一層の利用促進に努めてまいりたいと思つておるところでございます。

第三点目の林道網の整備でございますけれども、特に松くい虫の被害森林等、森林の造成整備がおくれています地域につきましては、林道を整備する事業として森林造成林道整備事業というものを昭和六十二年度から実施いたしまして、従来から行つてきておりますいろいろな林道なり作業道の整備事業に加えて、こういう新しい事業も積極的に推進して林道網の整備を図つてまいり所存でございます。

○神田委員 次に、林業労働力の問題であります。松くい虫の防除あるいは樹種転換、さらに除間伐等の円滑な推進を図っていくためには、林業労働力の確保が不可欠であるわけでありまして、山村の過疎化が進んでいる中で、林業労働力の確保をどのように図つていくお考えでありますか。

○田中(宏尚)政府委員 林業労働力の確保対策といたしましては、従来から、森林組合の作業班でございますとかあるいは素材生産業者というものの育成強化を図つてゐる次第でございます。これらの施策によりまして、松くい虫の防除に必要

な労働力というものが確保していきなと思っております。今後とも、地域の実態に即して必要な労働力を確保し、松くい虫の被害対策が円滑に行われますよう、従来に増しまして森林組合等に對します協力要請等々を行ってまいりたいと思っております。

○神田委員 松くい虫対策の防除技術の問題であります。先ほどのだれかの議論の中でも、空中散布に對する懸念が非常に多く出ておりました。そういう中で、今一部樹幹注入剤等の問題あるいは誘引剤の利用というものが実用化されておりますけれども、研究開発の現状及び今後の見通し、こういうものについてどういうふうと考えておりますか。

○田中(宏尚)政府委員 松くい虫被害対策の試験研究につきましては、国の林業試験場等の經常研究でございます。松くい虫被害対策の効果的、効率的なものにいたすためには、いろいろな環境条件のもとにありまます被害地域の実情に即した防除というものが可能になりますよう、防除技術の多様化というものにも努めていくことが肝要であると考えております。このために、例えば天敵の利用でございますとかあるいはマツノマダラカミキリの誘引物質による防除、それから、ただいまお話のありました樹幹注入剤等による防除というような研究開発を従来からもやってきております。現在も研究を進めておるところでございます。

○田中(宏尚)政府委員 松くい虫被害対策の試験研究につきましては、国の林業試験場等の經常研究でございます。松くい虫被害対策の効果的、効率的なものにいたすためには、いろいろな環境条件のもとにありまます被害地域の実情に即した防除というものが可能になりますよう、防除技術の多様化というものにも努めていくことが肝要であると考えております。このために、例えば天敵の利用でございますとかあるいはマツノマダラカミキリの誘引物質による防除、それから、ただいまお話のありました樹幹注入剤等による防除というような研究開発を従来からもやってきております。現在も研究を進めておるところでございます。

○神田委員 特別防除につきましては、その効果あるいは環境影響などをめぐっていろいろな意見がございます。特別防除についてどういうふうにかかっているのか。さらに、これらの実施に当たって地域住民等関係者の理解と協力を得なければならぬが、その辺のコンセンサスの得方、そういうことについてはどういう考え方を持って対処するのか、その辺をお聞かせ願います。

○田中(宏尚)政府委員 特別防除は非常に効果的な防除体系でございますけれども、一方で環境なりの影響、漁業への影響等々心配な向きもあるわけでございまして、その実行に当たりましてはいろいろな注意なり手だてというものが必要かと思っております。現在も、特別防除をやりましたものにつきましてそれがどういふ影響があったかということにつきましては、いろいろな経年的な推移というものを把握する調査もやりまして、効果の確認なり安全の確認ということをやっております。

それから、特にこの防除体系を活用する場合には、地域住民とのコンセンサス、理解、協力というところが不可欠でございます。松くい虫被害対策推進連絡協議会というふうなものも設け、それぞれの意見を吸収しながら、粘り強い地元との対話を重ねてこの仕事を定着させていくとところでございまして、今後ともそういう姿勢で取り組んでいきたいと思っております。

○神田委員 松くい虫対策につきまして、民有林と国有林の双方の連携を密にして一体的な対策を推進することが非常に重要であると考えますが、国有林におきまますところの松くい虫対策に当たっては地元との連携をどのようにしているのか。

また、今回、松くい虫対策費について一般会計からの資金を導入すると聞くが、今後一層の対策の徹底を図るためにそういう考え方で対処していく必要があると考えるがどうか。この二点について。

○田中(宏尚)政府委員 国有林におきまます松くい虫の被害対策につきましては、これを効果的に行いますため、都道府県だけではなくて、市町村、

森林所有者等々、地域住民と一体となって取り組んでいくということは御指摘のとおり重要かと考えております。このために国有林で松くい虫対策を実施するに当たりましては、都道府県、国有林関係職員のほかに、関係市町村でございましてかあるいは森林所有者の代表、それから農漁業を営む者等地元関係者を広く構成員といたします。松くい虫被害対策推進連絡協議会というふうな場を通じて、必要な連絡調整を十分行いました上で、民有林と一体として取り組んでいるわけでございます。

それから、松くい虫対策費につきましての財源手当てでございますけれども、国有林野事業の経営の改善に資するという意味と、保安林等公益的機能が高い松林におきまして松くい虫被害対策を適正に実施したいという両方を兼ねまして、昭和六十二年度から新しく保安林等の松くい虫等の防除に要する経費の一部につきまして、国有林の経営改善期間でございまして昭和六十八年度までの間に限りまして一般会計からの繰り入れの道というものを予算上認めていただきました。これに必要な国有林野事業改善特別措置法の一部改正法案というものをこの国会に提出いたしました。審議をお願いする段取りになっているわけでございまして、この松くい虫被害対策に對します一般会計からの繰り入れにつきましては、こういう非常に厳しい国全体の財政事情のもとではございまして、財政当局にも御認識いただき、認められたわけでございまして、今後とも被害状況というものを十分踏まえまして、民有林に對する助成措置等々も一方で勘案しながら、必要な予算額の確保に努めてまいりたいと思っております。

○神田委員 最後に、農林水産大臣にお伺いしますが、松くい虫対策については、特別措置法制定以来十年になるわけでありまして、今回さらに五年延長ということで三期目に入ることになるわけでありまして、今回こそ目標を達成して、再び五年後にこの問題を論じることのないようにする必要

がある、このように考えております。どうも見ておりますと、山を守ろうという国民的な合意がなかなかできない。松は枯れるままにして、それでは関係者だけが一生懸命やっているというところでは非常に問題が多いわけでありまして、そういう点も含めましてこの被害終息の見通しについて考え方を伺いますと同時に、山を守るという緑化推進の運動も間もなく始まるわけでありまして、そういう観点からひとつ御見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○加藤國務大臣 松くい虫の被害につきましては、今回改正をお願いいたしております本法等に基づき、異常な被害の終息に向けて鋭意努力を重ねてきたところでございます。今後、被害の先端地における対策の強化や保全すべき松林の対策の徹底等を図ることによりまして、この異常な被害をできるだけ早期に鎮静化させ、経常的な被害状態とするよう全力を挙げてまいりたいと考えております。

○神田委員 終わります。

○五沢委員長 藤田スミ君。

○藤田委員 松くい虫対策について伺いをしていきたいと思っております。

先ほども、十年たつて一体終息に向けての展望はあるのかという質問に對して、結局、経常的な被害にまで持っていくという御答弁であったと思うのです。

私は、マツノザイセンチュウに對する日本の松の抵抗性のなさ、それから大気汚染など環境悪化による松の弱体化、そういうものから考えて、今後長期にわたつて松くい虫被害は続くだろうというふうに考えざるを得ないわけですね。そして、そうであるなら、現在の特別防除は松くい虫対策の恒久対策にはなり得ないわけでして、総合的な防除対策の強化と開発ということはもちろんですが、松林の生態系からいえば、樹種転換やあるいは松林の地域ぐるみの管理保全対策の確立あるいは松林の不況の克服によって、松林及びその枯損松材の利用促進などに松くい虫対策の重点を移してい

かなければならないのじゃないか、そういう恒久対策が必要ではないかというふうに考えますが、大臣、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 今委員がおっしゃったようなものを総合的にやっていくということでございます。今、今回お願いしている法律だけですべてがうまくいくものではないわけで、あらゆる方法を総合的にやっていくところと、おとこでございませう。

○藤田委員 あらゆる方法を総合的にやっていくというその立場に立てば、政府の改正案やそれに伴う予算措置を見れば、やはりまだ特別防除の事業量、減ってはおりませんけれども、ウェイトが非常に高い。政府としては、今回この改正がそういう恒久対策として妥当なものだと確信を持っておられるわけですか、もう一度。

○加藤国務大臣 一番燃え盛っている松くい虫の被害というものを抑え込もう、しかし、それ以外のことも十分に考えておりますということでございます。ただ、財政事情の厳しい折から、一〇〇%十分とは言えない点は内心じくじたるものがございます。

○藤田委員 内容に入ってこの問題を深めていきたいと思いますが、まず特別防除の問題です。特別防除については、前回の法改正によって「地域住民等関係者の理解と協力が得られること」となるように努める」という修正が行われまして、附帯決議におきましても、「特別防除の実施に当たっては、利害関係者等の意見の尊重と周知徹底に努めること。」私は、利害関係者並びに住民の意見の尊重と周知の徹底に努めることというふうに言いたいわけですが、附帯決議が行われております。そういうものが本心に守られてきたと考えていいのでしょうか。

○田中(宏尚)政府委員 特別防除につきまして、環境の保全等に十分留意するということが同時に、地域住民等関係者の理解と協力を得るということとを前提として実施してまいることが重要と考えております。

このために、御承知のとおり、その特別防除の実施に当たりましては、都府県で対策推進連絡協議会あるいは地区ごとの説明会というようなものも各種催しまして、それぞれ地域住民の理解と協力が得られるよう従来から努めてきていますところでございます。そういうものが結果をいたしまして、各地域においてそれぞれ特別防除が行われていると理解しておる次第でございます。

○藤田委員 そういふふうになっていたら問題がないわけですか。しかし、実態は違うでしょう。防除の被害についても、件数は確かに減っているでしょう。しかし、依然として防除による被害は残っているわけですか。これは、養蚕それから養蜂被害についても組合の人たちはこう言っているのです。事前に十分な話を持ってきてもらっておれば被害は大きくすることができると、そうであるにもかかわらず、それが徹底されていないから相変わらず被害が残っている、こういうことになりはしませんか。

もう一つ、茶畑に対する取り扱い、この問題に対する取り扱いもあわせて御答弁ください。

○田中(宏尚)政府委員 特別防除につきましては、危被害が一部出ていることは事実でございますが、このところ件数としては相当減ってきておりまして、できるだけ危被害が根絶できますよう我々としても最善の努力をしているわけでございます。

危被害対策といたしましてはいろいろやってございますけれども、特にただいま御指摘ございました桑園なりあるいは茶畑、こういうものにつきましては、できるだけそういうところにかかりませんよう地域住民との対話も積み重ねまして、連絡協議会の場で散布時期なり散布方法、散布量というものを確定していると信じている次第でございます。

○藤田委員 ちょっともう一回確認をしておきたいのですが、そうすると、そういう桑畑とかそれから茶畑、茶畑は茶摘みの時期と散布の時期が合致しますので特に確認をとっておきたいのです。

が、そういうところは飛散をしないように、飛散の心配のあるところはそういう散布を行わないようにしている、これは確認ですが、そうですね。

○田中(宏尚)政府委員 できるだけ地域住民の方の納得が得られるよう指導しておりますので、それぞれの地域でいろいろな接触の仕方をしていようかと思っておりますけれども、例えば葉がかぶるおそれがあります桑園につきましては、被覆をするとかというふうなことも現に行われておりまして、具体的な地域についてそれぞれどういふことをしているかというところは、現在ここへ資料を持参しておりますけれども、全体的には地域住民との十分な意思疎通の上に行っているものと思っております。

○藤田委員 住民の納得、疎通というのは当たり前のことなのですが、林野庁としての方針は、茶畑や桑畑はそういうものの飛散を受けてはならないようにしている、そういうことを前提にして決めているんだというふうな理解をしていいですね。簡単にいいのです。

○田中(宏尚)政府委員 桑畑でございますとか茶畑につきましては、そういう時期にはできるだけ避けるよう指導していることはもちろんでございます。

○藤田委員 私は、せんだって岐阜県下最大の住宅団地に調査に参りました。行ってみて驚いたのですが、この住宅団地はすぐ裏山にゴルフ場がありまして、そのゴルフ場の松林のために特別防除が行われているわけです。もう本当に山に囲まれた住宅密集地、そこに降り注ぐような特別防除が行われているという点で、私はびっくりしてしまいました。そしてゴルフ場の松林というのは、日曜日じゃありませんでしたけれども、ゴルフ場に行きますとたくさんゴルフが来ておられて打っておられるわけですから、監視の目というのはこれほど多いところは恐らくなかろう、ゴルフ場というのはそういうところなんだということを認めることも、ならばどうしてこういふところで特別防除に頼るのか、十分伐倒駆除をできるじ

やないかというふうに考えたわけなのです。まして住宅団地をゴルフ場から下に見て、その間にある松林に特別防除を行っているというようなことが、先ほど長官がおっしゃったような修正の趣旨を生かしていると言えるのかどうかという点で大きな疑問を持つわけですが、どうでしょうか。

○田中(宏尚)政府委員 ゴルフ場についての具体的事例は承知しておりますけれども、一般的にはゴルフ場につきましては特別防除という形ではなくて、ゴルフ場自体が自給的、自主的に防除体制を組んでほしいという指導をしておりますところでございます。

それから住宅密集地やなんかにつきましては、御承知のとおり基本方針というものでも限定的な要件をつけておまして、人間の密集あるいは居住している環境に影響のないよう常日ごろ心がけているところでございます。

○藤田委員 もう一カ所、浜松の三方原という地区に参りました。ここは空中散布の反対運動が非常に強かったのので地上散布に切りかえたというのです。私はその三方原の松の背の高さに驚いたわけですが、そこで空中散布を地上散布にかえた。それで結果はどうだったかというところ、空中散布とそんなに影響は変わらない。しかもこの横は学校もありまして茶畑もございまして。そういうところでも空中散布から地上散布にかえたというところだけで、この特別防除にまつわる問題というのは少しも解決しない、私はここでも、ああ、何で特別伐倒駆除、そういう処理を先行させないのかというところで非常に考え込まざるを得なかったわけなのです。実際に浜松市の場合、伐倒駆除は五十五年一万八千七百八十七立米行われておりましたけれども、年々それが少なくなりまして、六十一年には四百七十九立米、ざっと四十分の一くらいにまで減ってしまっているのです。こういうふうなことを見ていきますと、私は、地区計画の段階で安易な空中依存が行われている、そこをこのところの抜本的な見直しはどうしても必要じゃないかと考えざるを得ませんが、どうでしょうか。

○田中(宏尚)政府委員 浜松市の三方原につきましてはいろいろな経緯があったようでございますけれども、現在行っております地上散布はこちらの法律体系に基づく散布ではございませんで、浜松市の単独事業という形で、浜松市におきまして選択の上そういう方法をとっているわけでございまして、通常のこちらで直接やるとかあるいは補助をするとか奨励事業でございまして、そういう事業にはなっていない点を御理解いただきたいと思ひます。

いずれにいたしましても、その地上散布というものにつきましては、特に保全すべき松林で、公園なり市街地等周辺で特別防除というものが困難な場合に、その立地条件でございまして、かあるいは樹高等の条件を総合的に勘案して、それぞれの地域で特別防除にかわる措置として選択しているわけでございまして、それから伐倒駆除でございまして、かそういうものを採択するかどうかにつきましては、それぞれの松林の重要度なり地域住民の意識というふうなものでその地域での選択というものでゆだねておりますので、先ほど来お話ししております協議会、そういうような場での協議というものを期待してやまない次第でございまして。

○藤田委員 きょうは環境庁に来ていただいているのでお伺いをいたします。

現在、松くい虫被害対策として実施される特別防除が自然生態系に与える影響評価に関する研究、えらい長い題ですが、その内容、目的、研究が行われていると聞きますが、そういう研究がしてこれはどういうふうな今後生かしていくおつもりなのか、取りまとめはいつの時期なのか聞かせてください。

○楠木説明員 環境庁としましては、現在御指摘の調査を行っているところでございますが、調査の結果は現在取りまとめの段階にございます。取りまとめの後は、他の試験研究の報告書とともに一括して国立国会図書館等関係機関に配付することになったしております、その時期は夏以降にな

る見込みでございます。現在このような段階ではございませうけれども、その取りまとめの要点につきましては、私どもも検討会に加わっておりますので承知しております。

主な点は二点くらいかと思ひますけれども、第一点は、農薬の散布林と非散布林の比較調査では、明らかに薬剤の影響と思われる変化は指摘されております。しかしながら、農薬は一時的にせよ害虫以外の生物にとつて何ら影響がないということは言えませんが、慎重な対応が必要である、こういった指摘がございまして。

それからもう一点は、松林も放置しておきますと、もともと松林になるべきところとそうでないところがある、もともと松林になるべきところの松は枯れにくくてそうでないところは枯れやすい、こういったようなことから、もともと松林に持たないところ、ここをどうやって松林として維持していったらいいのか、これは管理上といひますか、人の手が入らないとなかなか難しいわけでございまして、そういったところにつきまして、今後植生の遷移といったものをどのように考えていったらいいのか、そういった植生遷移というものは踏まえながら今後適当な措置を考えていくということも場合によつては検討の余地があるのではないかと、正確ではございませうけれどもそういった趣旨の指摘がございまして。こういった二点につきまして、今回の法律改正に当たりましては林野庁の方に御意見を申し上げているところでございまして。

○藤田委員 ありがとうございます。

林野庁、今お聞きのように、環境庁はこの取りまとめができれば国立国会図書館にも配付して公表していくんだということなんです、非常に大事な調査をしておられると思うんですね。この研究は、私は願わくば今度の法改正の問題ともっとうまくドッキングをして考えるべきだというふうに思つたわけでありますが、この中で指摘されておりますように、やはり薬剤の散布については、ここでもっと真剣に取り組むべきだとい

う指摘は免れることはできないと思ひます。したがって、私はこの問題について、林野庁が人家密集地それから学校、そういうようなところに対する飛散なきよう、こういうところはもうやめるといふことを十分考えて基本方針の中でうたてたいべきだということを重ねて申し上げておきたいわけです。

なお、この研究は基本方針や実施計画策定に大いに生かされるべきだというふうに考えますが、林野庁、この点はいかがですか。

○田中(宏尚)政府委員 研究成果が公表され、我々がそれを見させていただいた段階で判断したいと思つております。

○藤田委員 ぜひ生かすようにしてください。以上のことを踏まえて、我が党は農業、漁業その他の事業だけではなく、人の健康についても十分配慮をする、あるいは不服申し立てを周辺住民が行うことができるようにする、特別防除による被害の原因究明及び無過失責任について法修正を要求するとともに、基本方針や県の実施計画の策定に当たっては自然環境保全審議会の意見を聞くということをや我が党の修正の中で要求をしているところでございまして。この点については答弁を聞いても大体おっしゃることはわかりますので、次の問題に移っていきます。

今回の高度公益機能松林、被害拡大防止松林の定義の変更の問題についてお伺いをしたいわけですが、最初に、地区計画では防除主体は所有者等というふうに法律の中でなっておりますけれども、地区計画の防除を行つてその費用を負担しているのは実態的には市町村じゃないですか。どういうふうに認識していただけるか、明らかにしてください。

○田中(宏尚)政府委員 個人で直接負担しているところもございませうけれども、市町村が多いと承知しております。

○藤田委員 もう一つお伺いしましょう。都道府県の松くい虫防除費用については、現在

も地方交付税及び特別交付税で算定されておりますが、市町村の方は面倒を見てもらつておりますか。

○田中(宏尚)政府委員 市町村につきましては対象としておりません。

○藤田委員 それでは、今回の定義の変更で地区計画が広がるわけですね。実態的に市町村の負担がふえる、こういうことになつてくるわけでありまして。この点については松くい虫懇談会で心配の声を対策を求めるような意見は出ませんでしたか。

○田中(宏尚)政府委員 松くい虫懇談会の議論の経緯、つぶさに記憶してございませうけれども、市町村の財政負担について深刻な議論があつたとは記憶しておりません。

○藤田委員 もう一回念を押しますが、深刻な議論であつたかどうかというのは十分に認識に属する問題ですが、議論があつたのなかつたのか。

○田中(宏尚)政府委員 議論の過程ではあつたと思ひます。

○藤田委員 林野庁はどういうふうに対応されたのですか。

○田中(宏尚)政府委員 松くい虫の被害をだれがどういうリスクで行うかという基本問題にかかわるわけでございまして、本来の正常な姿でございまして、森林所有者なり地域というものが、自己の財産なり自分の森林経営管理の一環という形で防除対策を行うことが、財産所有者なり地域管理者としてあるいは当然といえるのじゃないかというふうにも認識しているわけでございまして。それで、このところこういう法律をお願いいたしましたし、国なり県なりが主体的に取り組んでおりますのは、被害が激甚になりまして、これを放置しておきますと、単に森林の所有者なりその地域だけではなくて国益全体にかかわるという問題がございまして、国の予算措置なり国の補助体系も徐々に整備されてきたというふうに認識しているわけでございまして。

○藤田委員 そのおっしゃりを聞いておりますと、要するに本来松林の所有者がやるべきものと、

んだ、激害の場合に市町村がその影響が広がらないように手を出すのはともかくとしても、本来的には所有者がやるものなんだというふうに関係するわけですが、そういうことなんですか。だけれども、それは本当に無責任でいい。実際のには市町村が地区計画の防除をやっているわけですか。何でそういうふうにする必要があるのかというところは長官がわからないはずではないですよ。大臣、この前田澤大臣が、松枯れは日本の心の病の象徴のように思える、こんなふうにおっしゃるのです。私は、恐らく市町村も、まさに我が町の松林がほとんど枯れていくその姿に耐えられない、町の病といふのですか、そういう緑の病を本場に治していかなければ住民の荒廃にまでつながるというふうな思いに駆られるというところから、実際のには市町村が地区計画の防除をやっているのだというふうに関係するわけですか。ところが、地方交付税で面倒見てもらっていない、何の措置もしないで今回分だけを広げていくというふうについて、私はこれは無責任じゃないかというふうに思わざるを得ないわけですが、大臣、いかがですか。

○田中(宏尚)政府委員 その前にちよつと負担関係で説明させていただきますけれども、確かに市町村の地区計画対象面積が法律上広がるわけでございますけれども、御承知のとおり、事実関係でいましては、このところ幸いにいたしまして被害面積全体が減つてまいっております。被害の絶対量の減といふことと兼ね考えますれば、区域の拡大といふことと相殺されて、現実には市町村の負担がふえるという形には相ならないわけでございますし、それから森林所有者が行います防除事業に対します助成奨励事業につきましまして、予算面でも拡大するといふような措置を別途講じているわけでございます。

○藤田委員 絶対量の減なんて言われると、これもまた心に細かい話になりますね。本当に松くい虫の問題を解決していくという立場に立てば、絶対量減らしたら——だけども問題なのは、従来国と県が一〇〇%負担していた部分を市町村に事実上

押しつけることになるというところが出てくる、そのところから何ら財政的な措置がなされないというのは、実態を知っているが余りにも無責任になるんじゃないか、こういうことを言っているわけなんです。大臣、私の言っていることわかりませんか。

○加藤國務大臣 今長官がお答えいたしましたけれども、緑を守り、そしてまた歴史と文化と、地域住民に松といふものは大変密着してきておると思ひます。あるいはまたいろいろな催し物等にも松に関係するいろいろの、我々日本人にとりましては松といふのは切っても切れない関係がある、けさ以来の諸先生方の御質問、あるいは我々の答えにも出ておるわけでございますが、要はかかる松林でも所有者がない松林はないわけでございます。その所有者にウエイトを置いて補助その他をするようにいたしておるわけでございます。そこら辺のことは十分御理解いただけるのではないかと考えておるところでございます。

○藤田委員 大臣、この私の言っていることがまだもう一つ御理解いただいていないんじゃないかと思ひます。今回のこの法改正で、従来国と県が実施計画部分として持っていた部分、それを縮小して結局地区計画の中に組み入れられていくわけなんです。そうすると地区計画というのは市町村、実態としては市町村がやっておりますから、法律では所有者等となっておりますが、実態としては市町村がやっております。それは広げぬでもええやんかというふうなものですけれども、さっき言うたようにそこに住む者としてはやはり守りの範疇を広げる。けれども、国の方は範疇を決めたといふことで縮小していいでしょうけれども、市町村の方は交付税も特別交付税も見てもらえない。そういう中でその守りの範疇が広がるというところは財政的にも負担になる。だから松くい虫対策懇談会でもそのことが大きな不安として意見が出された。それに對して林野庁の方はどう答えられたのか余り定かではないですけれども、要するに今回の法案

ではそのところで何の措置もとられていないといふことではあんまり無責任じゃないか。それでは実際に放置される状態の松林が出てきはじめないか、そういうことを申し上げておるわけなんです。市町村の松くい虫防除事業の実績をずっと見ていきますと、予算が非常に減つてきているわけですね。予算が全体として減つてきているから、その上に抱えるという話が出てくる。ときにそういう問題が出てきはじめないかという点で、私は国の責任ある対応を望みたいわけなんです。

○田中(宏尚)政府委員 こういう防除につきましては一般法でございます防除法の世界では、むしろ所有者なり市町村、そこが主体的に防除に取り組むのが原則でございます。ただ、そういう原則を置いておきますと、被害が激甚であるとかあるいは個人の自由を任せておくとしないといふこととで、わざわざ特別法まで出して特別に国なり県なりが手当てするというのがこの特別法のゆえんでございます。したがって、そういう激甚地帯について、しかも国なり県なりがある意味では強制的に上から防除を行うといふことで特に厚い補助体系といふのを組んでいたわけでございますけれども、被害状況の推移等にかんがみまして、今回そういう国なり県が上から下におろすという特例的なやり方を解除したまででございます。別段新しく市町村なり当事者に責任を転嫁したとか放置したとかいふような形ではないことは御理解いただきたいと思ひます。

○藤田委員 事実としてそういうことになるじゃないですか。私は、松林の問題といふのはその対策の取り組みを地域から、下から起こしていくといふことは賛成なんです。空中散布でびゅつとやってそれで間に合っているというふうな考え方からだんだん変わってきたけれども、そういう考え方も間違っていると思ひますし、下からその取り組みを進めていくといふことと、それから国がそれに對して財政的な援助を積極的に行ふかやらないかという点から考えたら、やはりやるということが下から起こすといふことの答えにな

るのでして、国が援助することは上から行うといふことなんだというふうな物の考え方というのは随分おかしいことだといふふうに思わざるを得ません。

我が党は、政府が市町村に防除費用を負担させる問題については、新たに地区計画になる部分で松くい虫防除・松林管理条例を市町村がつくって熱心に松林を守ろうという自治体に対しては、国としても面倒を見ていくという点で法の修正を考えているわけでありまして、ちなみにそのために要する費用は三億にも満たないといふことでございします。大臣、十分のみ込んでおいてください。次に参りますが、今年年越し枯れ対策として緊急伐倒駆除が導入されることになりました。命令によらないこの緊急伐倒駆除は、国民の財産権、所有権を侵害するものでありますので、極めて慎重になされなければならぬことは言うまでもありません。その点、間違つても別の松を切つてしまったとかルーズな運用がなされてはならないと思ひますが、その歯どめをどのようにするおつもりか、明らかにしてください。

○田中(宏尚)政府委員 緊急伐倒駆除につきましては、法律上その実施の要件といふもので必要最小限度のものに限定されているわけでございます。すなわち高度公益機能松林及び被害拡大防止松林、これに對象が限定されておりますし、それから駆除命令等他の手段では的確な駆除が困難と認められる場合であつて防除上特に必要があると思はれるとき、それからさらにその松くい虫の羽化脱出前の一定期間内に行ふものであること、こういう三つの要件が法律上規定されているわけでございます。

それからさらにその手続関係といたしまして、緊急伐倒駆除を実施する期間を都道府県実施計画であらかじめ公表させる。実施する区域なり期間等につきましてはこういう形で事前に公表することに加えて、この公表に即しまして、松林所有者等に不服がございしますればその申し出の機会を設ける。それからさらに伐倒駆除が終わりまし

た後には、必ず松林所有者等に所要の通知を行うというような要件の限定と手続の厳正化ということとで、今先生から御心配ありましたようなことのないように実行上も十分注意してまいりたいと考えております。

○藤田委員 先ほどからも言われておりますが、松林の生態的特性から見ても樹種転換というのが非常に重要な防除措置であるわけでありまして、前回の法改正以降余り進展してないようによろしく考えられるわけですが、その理由についてどういふふうに考えておられるのか、述べてください。

○田中(宏尚)政府委員 樹種転換につきましては、その感染源を除去します上で有効なばかりじやございませんで、森林としての機能を確保する上からも非常に重要なことは御指摘のとおりでございます。しかし、残念ながら、近年の木材価格の低迷等によりまして伐採なり造林意欲というものが全体的に減退しておりますことや、跡地に植栽します有利な林業用樹種が地域地域によって異なりますけれども、非常に選定の難しさもあるというふうなことも等々から、現在のところの進展状況につきましては芳しくないものが御指摘のとおりあるわけでございます。

○藤田委員 それで、今回法改正で樹種転換対象地域を公表し、都道府県の指導と援助を行うというところで、樹種転換に対する対策が強化されることになるわけですが、果たして現状でこの樹種転換が進んでいくのかという点では極めて疑問を感ずるわけですが。

昭和五十八年三月に出されました当時の行管庁によりまして「松くい虫防除特別措置法の施行状況に関する調査結果報告書」というのがございまして、これを見ますと、樹種転換のための造林事業が進んでいない理由の第一に、松の材価が低下しているのに造林費用が高つく、このことが挙げられているわけですが、結局、造林意欲が現在の林業不況の中で全くと言っていいほどなくなっている。こういうところが根本にあるわけですから、このところに大きな取り組みが要ると考え

るわけですが。したがって、造林意欲を高めるために国の方がかつと本腰を据えた補助をしていく、そういう政策転換が基本になれば基本的には樹種転換は進んでいくのではないかと考えますが、政府の見解はいかがでしようか。

○田中(宏尚)政府委員 樹種転換の現状は残念ながら先ほどのようなことではございませんけれども、今回の改正におきまして、樹種転換を今まで以上に推進いたしますために、都道府県知事に公表でございましてか助言指導というふうな、側面から樹種転換を指向できるような環境づくりといえますかブッシュアップのためのいろいろな手だてをしたわけでございます。

それに加えまして、今お話がありましたように、造林等につきましてもいろいろな手だてを講じまして、現状ではなかなか造林意欲、転換意欲もわいてまいりませんので、いろいろな事業を六十二年度において拡充なり創設いたしております。

その一つは、松くい虫被害地緊急造林事業につきまして中身を見直して手厚い助成体系にいたしましたとともに、感染源除去促進対策特別事業というものも、こういう厳しい財政状況下ではございますけれども、それなりに拡充いたしております。それからさらに、こういう樹種転換とか被害跡地の対策につきましては、林道網の整備もあわせて緊要でございまして、森林造成林道整備事業というものを新しい事業として創設するというようなことを講じまして、何とか有効効果のある樹種転換を今まで以上に推進したいと思っております次第でございます。

○藤田委員 これは非常に大事な問題ですので大臣の方からも御答弁をいただきたいのですが、積極的に国庫補助のかさ上げ措置をもっともって考えていかなければならないと思うわけです。今度のこの新法でもこのところが非常に大事になっておりますので、日本の緑を守っていくという観点からも森林を守るといふ点からも、樹種転換にもっと力を入れていくということで今いろいろと

事業に取り組んでおられるというのはいささかですが、それを否定しないわけですが、非常に不十分だという点で、大臣、決意のほどをお聞かせください。

○加藤国務大臣 樹種転換の問題につきましては、去年そしてことしとそれぞれ拡充強化をいたしておるところでございます。

○藤田委員 被害松材の利用対策、これも非常に大事な問題です。被害松材の需要開発がほとんどない中では、伐倒駆除の促進は不十分なものにならざるを得ないわけですが、材価の低迷で伐倒木を搬出する経費も出てこないというふうな状態の中で、木を切り放して逆に感染源をつくってしまうというふうな事例もありません。戦後松くい虫被害が出たときに、積極的な伐倒駆除を行って被害を微害にまで持っていたという体験を私たちは持っているわけですが、それを進めた原動力になっていたのは、被害松材の利用が確立されていたからだということは言えると思うのです。それだけに被害松材の利用対策というのは今後非常に重要なんですが、これは一体のものから、本来松くい虫法の基本方針に位置づけられてしかるべきものだと考えますが、基本方針の中には位置づけられていないわけですが、ぜひ位置づけていただきたいということで、御答弁をお願いいたします。

○田中(宏尚)政府委員 法律上基本方針の記載事項として利活用の問題が書かれてはおりませんけれども、実効上の問題として重要な問題でございまして、現行の基本方針におきましてもそれにつきまして若干の記述をいたしておる次第でございます。

○藤田委員 きちんと位置づけて一体のものとして取り組んでいくことに異議ありませんか、大臣。

○加藤国務大臣 ただいま長官がお答えいたしました方が、被害材の利用促進につきましては法律上基本方針の必須記載事項とはされておりませんが、その他松くい虫の被害対策に関する重要事項

の一つとして基本方針に記述されておる、こういう認識を持っておりまして、もちろん被害材の利用促進こそ非常に大切なことでございしますので、一体としてやっていきたいと考えております。

○藤田委員 被害材の利用というものは、現在の円高で松材の輸入がふえてきている中でますます難しいことだと私は思うわけです。だからこそ、例えばチップの利用の促進のためにパルプ会社に国内の被害材を割り当てて活用の道を開いていくとか、そういう積極的な取り組みが求められるというふうな考えのわけですが、この点はどうなんでしょう。

○田中(宏尚)政府委員 松くい虫の被害材の利活用につきましては、現在も松くい虫被害対策推進連絡協議会、この場でいろいろと協議願っております。わけでございますけれども、この場には幸いにいたしまして林業業者を初め関係者もたくさん入っておりますので、こういう場を通じて関係業界に対してそれぞれの地域で被害材の活用方を要請しているわけでございます。

その結果もございまして、現在の被害材の利用状況を見ますと、全体の七五・八%、約四分の三程度がパルプチップ材ということで活用されているわけでございますけれども、今後ともこういう活用が円滑にいきますように、中央段階といたしまして指導してまいりたいと思っております。

○藤田委員 最後になりますが、松材そのものの利用対策ももっとも真剣に取り組んでいって、建築用の資材として利用してもらおうとか、公共施設などで積極的に利用を図っていくとかしながらその利用率を高めていく、そういうことも根本的には非常に重要なことであるわけですね。そういうことにももっとも取り組んでいくという大臣の決意のほどをお聞かせいただきたいわけですが。

私は前回にもこのことを申し上げましたけれども、例えば国民に松くい虫のメカニズムだとか、あるいはその防除の適切な指導だとか、それこそ

伐倒の重要さだとか、そういうものをNHKの番組を借りたりなんかして、もって普及していかねばいかぬ。そして、国民の松に対するそういう面での知識とか関心とかをうんと高めていくことによって、住民の力をかりて、本当に防除の道が、特に里山なんかそういうことになると思いますが、開けるんだということを申しました。大臣はPRに力を入れるとしたし、そのときはおっしゃったんですが、一体どういうふうに入力されたのかというふうに思っています。

大臣、日本の心の病の象徴といみじくも言われた前、大臣を引き継いで、今回改正されるに当たって、松材の利用そのものの道を開いていくという点で、大臣の決意とともに、このPR、そして国民の力をかりて、本当に国も出すべきものはきちんと出して対応を図っていくという点での大きな決意のほどを聞かせてください。

○加藤国務大臣 松材の利用拡大に一生懸命取り組んでいきたいと決意を固めておる次第でございます。

PRはあらゆる手段方法を講じてやっておるわけでございます。午前中からいろいろ申し上げておりますように、我々日本人というものの生活の中に、松というものは歴史と伝統と文化に深く根差しておるわけでございます。今日松材は我々の木材利用の二、三割を占めておるわけでございますが、いま一度これを一生懸命PRして、このパーセンテージが上がるように持っていきたいと考えておるところでございます。

○藤田委員 時間が参りましたから、これで終わります。

○玉沢委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○玉沢委員長 この際、本案に対し、寺前議員外一名から修正案が提出されております。

修正案の提出者から趣旨の説明を求めます。寺前議員。

松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○寺前委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案の提案理由を説明いたします。

案文はお手元に配付してございますので、朗読は省略させていただきます。

日本を代表する樹木の一つである松が全国各地で松くい虫に荒らされておられ、国土と緑を維持する上でこの被害を終息させることが急務であることは言うまでもありません。

前回の法改正以降、松枯れの被害量は減ってきてはいるものの、まだ百万立米を超える被害が出ているだけでなく、被害地域が東北地方等まで広がっています。

このような状況は、従来のような特別防除中心の松くい虫防除だけでは、松くい虫被害を微害化することができないことを明らかにしています。

同時にそれは伐倒駆除、特別伐倒駆除の一層の拡大と、被害先端地域に見合った防除及び樹種転換の促進、被害松材利用対策の技術的強化、さらに地域ぐるみの松林の管理保全が最も求められているということを示しています。今回の政府案は、不十分なながらも被害先端地域に見合った防除及び樹種転換促進対策など前進的な考慮が払われている。

しかしながら政府案は、高度公益機能松林及び被害拡大防止松林の範囲を変更し、従来、国及び都道府県が防除を行ってきた面積の三分の一を市町村の地区計画の部分に移行することに、市町村へ負担を転嫁しています。また、特別防除による薬剤散布被害は減ってきてはいますが、依然続いております。したがって特別防除は、自然、生活環境、人の健康に対し一層配慮をする改善措置が必要となっております。さらにつけ加えるならば、最近の円高によって外材の輸入圧力は強まっ

ており、被害松材の利用対策についての抜本的強化が求められています。政府案ではその点の位置づけがなされていません。以上のように、今回の政府案には重大な弱点が幾つかあります。

我が党の修正案は、こういう弱点を改めるとともに、松くい虫被害を一日も早く終息させるためのものであります。

その概要は、第一に、松くい虫防除に関する国庫補助の強化であります。市町村が松くい虫防除・松林管理条約をつくり、その条例により所有者等が地区計画に基づく防除を行い、市町村がその費用を補助したときは、国は、当該市町村に対して、政令に定めるところにより国庫補助をすることができるといたします。

第二に、松くい虫被害対策の総合的推進についてであります。松くい虫の被害対策に関する基本方針に、松材の利用対策の推進と総合的研究の促進に関する基本的事項を定めることを明記することとします。

第三に、自然・生活環境の保全対策と地域住民の意見の尊重についてであります。基本方針、都道府県実施計画を定め、変更しようとするときは自然環境保全審議会の意見を聞かねばならないこととし、特別防除を行うに当たっての住民の意見を尊重するために、住民の不服申し出を認めることとします。

また、特別防除を実施する者は、人の健康に被害を及ぼさないよう必要な措置を講ずるとともに、特別防除によって人の健康、農漁業などに被害が発生した場合には直ちに防除を中止し、その原因を究明しなければならぬこととするにとともに、その被害について無過失責任による損害賠償規定を設けております。

以上が修正案の概要でございます。提案理由説明を終わります。

○玉沢委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終わりました。

この際、本修正案について、国会法第五十七条

の三の規定により、内閣の意見があればお述べいださないと存じます。加藤農林水産大臣。

○加藤国務大臣 ただいまの修正案につきましては、政府としては反対であります。

○玉沢委員長 これより原案及びこれに対する修正案を一括して討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、寺前議員外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○玉沢委員長 起立少数。よって、寺前議員外一名提出の修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○玉沢委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○玉沢委員長 この際、本案に対し、保利耕輔君外四名から、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・民主連合及び日本共産党・革新共同の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。田中恒利君。

○田中(恒)委員 私は、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・民主連合、日本共産党・革新共同を代表して、松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。まず、案文を朗読いたします。

記

二 被害対策について地域の自主的な取り組みの促進を図るため、地域住民の自主的な防除意欲を醸成するよう普及啓蒙に努めるとともに、地区実施計画の策定に当たっては、関係行政機関、森林組合、利害関係者等を構成員とする協議会の開催により、地元関係者の意向が反映されるよう努めること。

手続き等に遺漏なきよう努めること。

六 松くい虫の被害防除に当たつては、特に、

活環境保全のため、原則として特別防除は行

右決議する。

○玉沢委員長　以上で趣旨の説明は終わりました。

〔賛成者起立〕

討の上善処してまいりたいと存じます。

○玉沢委員長 お諮りいたします。

さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

森林法の一部を改正する等の法律案

容を御説明申し上げます。

す。

し、この法律案を提出した次第であります。

説明申し上げます。

以内とすること等であります。

こと等であります。

政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますよう、お願い申し上げます。

ました。

日は、これにて散会いたします。

午後五時三十八分散會

松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律

律第十八号)の一部を次のように改正する。

に次の二号を加える。

發生していない地域に存する松林

第四条の三第一項中「次に掲げる要件に該当す

第四条の四第一項中「前条第一項各号に掲げる

第九條の二を第九條の四とし、第九條の次に次

第九條の二 都道府県知事は、高度公益機能松林

又は被害拡大防止松林につき、松くい虫が羽化する時期及び松くい虫が運ぶ線虫類により当該松林に発生している被害の状況からみて、森林病害虫等防除法第五条第一項の規定による命令（同法第三条第一項第一号に掲げるものに限る。）及び当該命令に係る同法第五条第二項において準用する同法第四条第一項の規定による措置によるとすれば、松くい虫が羽化する時期までに当該松林において的確に伐倒駆除（松くい虫が付着している松の樹木の伐倒及び薬剤による防除をいう。以下この項において同じ。）を行うことが困難であると見込まれる場合であつて、松くい虫を駆除し、又はそのまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該命令に代えて、伐倒駆除（枯死している松の樹木に係る場合に限る。以下「緊急伐倒駆除」という。）を行うことができる。

2 前項の規定による緊急伐倒駆除は、松くい虫が羽化する時期を勘案して都道府県実施計画において定める期間内で行つてはならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により緊急伐倒駆除を行おうとするときは、その二十日前までに、農林水産省令で定めるところにより、次の事項を公表しなければならない。

一 区域及び期間

二 緊急伐倒駆除を行う理由

三 その他必要な事項

4 第五条第三項及び第四項の規定は前項の規定による公表について、第七条の規定は第一項の規定による緊急伐倒駆除について準用する。

5 都道府県知事は、第一項の規定により緊急伐倒駆除を行つたときは、当該緊急伐倒駆除に係る松林を所有する者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定による通知を受けるべき者の所在が知れないときその他当該通知をその者にすることができないときは、農林

水産省令で定める手続に従い、当該通知の内容を公告してその通知に代えることができる。（他の樹種等からなる森林への転換）

第九條の三 都道府県知事は、都道府県実施計画の達成上必要があるときは、高度公益機能松林又は被害拡大防止松林につき、第三条第二項第四号に規定する措置を実施することを特に促進すべき松林を選定し、これを公表することができる。この場合において、都道府県知事は、当該松林を所有し、又は管理する者に対し、施業その他必要な事項に関し助言及び指導を行うよう努めるものとする。

第十一條中「及び第五条第一項」を「第五条第一項に改め、「特別防除に要する費用」の下に「及び第九条の二第一項の規定により都道府県知事が行う緊急伐倒駆除に要する費用」を加える。

第十二條中「又は第五条第一項」を「第五条第一項に改め、「特別防除」の下に「又は第九条の二第一項の規定による緊急伐倒駆除」を加え、「又は同法第六條第一項」を「同法第六條第一項に改め、「特別防除を行う場合」の下に「又は同法第九條の二第一項の規定により緊急伐倒駆除を行う場合」を加え、「又は同法第五條第一項」を「同法第五條第一項に改め、「行つた特別防除」の下に「又は同法第九條の二第一項の規定により都道府県知事が行う緊急伐倒駆除」を加える。

第十三條中「及び第五条第一項」を「第五条第一項に改め、「特別防除に関する事務」の下に「及び第九条の二第一項の規定による緊急伐倒駆除に関する事務」を加える。

附則第二項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十七年三月三十一日」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

松くい虫が運ぶ線虫類により松林に異常な被害

が依然として発生している状況にかんがみ、特に保護すべき松林を明確にして、被害木の破砕等による駆除の対象範囲の拡大、被害木の伐倒及び薬剤による防除の効果的な実施等を図りつつ、松くい虫の被害対策を引き続き緊急かつ総合的に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案（寺前議員外一名提出）

松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三条第一項の改正規定中「改める」を「改め、同条第二項第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える」に改める。

第三条第一項の改正規定の次に次のように加える。

五 松くい虫の被害を受けた松の樹木の利用対策の推進に関する基本的な事項

六 松くい虫の被害を早期に終息させるために必要な総合的研究の促進に関する基本的な事項

第三条第四項中「中央森林審議会」の下に「自然環境保全審議会」を加える。

第四条第一項中「民有林をいう」の下に「第四条の二の二において同じ」を加え、同条第三項中「都道府県森林審議会」の下に「都道府県自然環境保全審議会」を加える。

第四条の二の次に次の一条を加える。

（条例の制定）

第四条の二の二 前条第一項に規定する市町村は、その区域内にある民有林である松林について、条例で、松くい虫の被害対策の円滑かつ効果的な推進を図るため必要な事項を定めることができる。

2 前項の条例には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 松くい虫の被害対策に関する基本的な方針に関する事項

二 松くい虫の被害対策の広報に関する事項

三 松くい虫の防除に必要な技術上の指導及び助言並びに援助に関する事項

四 松くい虫の被害対策として必要な松林の管理に関する事項

五 その他松くい虫の被害対策に関し必要な事項

第四条の四第一項の改正規定の次に次のように加える。

第五条第三項中「所有する者」の下に「及び農林水産省令で定める当該区域の周辺の区域に住所又は事業所を有する者」を加える。

第八条中「とともに、」の下に「人の健康及び」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（特別防除により被害が生じた場合の措置）

第八条の二 松林群において特別防除を行う者は、特別防除の実施により、人の健康又は農業、漁業その他の事業に被害を及ぼしたときは、直ちに、特別防除を中止し、その原因を究明しなければならない。

2 前項の場合においては、松林群において特別防除を行う者は、その原因が究明され、かつ、被害を及ぼさないようにするため必要な措置が講ぜられた後でなければ、特別防除を行つてはならない。

（無過失責任）

第八条の三 松林群において特別防除を行う者は、前条第一項の被害を受けた者に対し、その損害を賠償する責めに任ずる。

第十一条の改正規定中「加える」を「加え、同条の次に次の一条を加える」に改める。

第十一条の改正規定の次に次のように加える。

第十一条の二 市町村が、第四条の二の二第一項の条例で定めるところにより、松林を所有し、又は管理する者に対し、これらの者が地区実施計画に即して行う特定措置の実施に要する費用について補助する場合に、国は、当該市町村に対し、政令で定めるところにより、その補助に要する費用の一部を補助することができる。

本修正の結果必要とする経費
本修正の結果、国庫の補助が約三億円増加となる見込みである。

森林法の一部を改正する等の法律案

森林法の一部を改正する等の法律

(森林法の一部改正)

第一条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「次項において」を「以下」に改める。

附則第四項中「から昭和六十三年度までの各年度」を削り、附則に次の一項を加える。

5 保安施設事業に要した費用についての第四十六条の規定の昭和六十三年度及び昭和六十三年度における適用については、同条第一項中「三分の一」とあるのは「十分の四・五」と、同条第二項中「三分の二」とあるのは「十分の五・五」とする。

(漁港法の一部改正)

第二条 漁港法(昭和二十五年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「から昭和六十三年度までの各年度」を削り、附則に次の一項を加える。

8 水産業協同組合以外の者が施行する漁港修築事業に要する費用についての第二十条第二項及び第三項並びに附則第二項の規定の昭和六十三年度及び昭和六十三年度における適用については、同条第二項中「百分の七十」とあるのは「百分の五十七・五」と、「百分の六十」とあるのは「百分の五十」と、「百分の六十(北海道以外の地域の第三種漁港の係留施設については、百分の五十)」とあるのは「百分の五十」と、「百分の八十」とあるのは「三分の二」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の六十」と、「については百分の六十」とあるのは「百分の六十」とあるのは「百分の五十」と、同条第三項中「百分の六十」とあるのは「百分の五十」と、附則第二項中「百分の九十」とあるのは「百分の

七十二・五(第四種漁港については、百分の七十五)」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の五十七・五」とする。

(地方公共団体に対する財政金融上の措置)

第三条 国は、この法律の規定による改正後の森林法及び漁港法の規定により昭和六十二年及び昭和六十三年度の予算に係る国の負担又は補助の割合の引下げ措置の対象となる地方公共団体に対し、その事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずるものとする。

附 則

1 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の森林法及び漁港法の規定は、昭和六十二年及び昭和六十三年度の予算に係る国の負担(当該国の負担に係る都道府県の負担を含む。以下この項において同じ。)又は補助(昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

3 稲穂湖総合開発特別措置法(昭和四十七年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。
附則第八項第一号中「及び第七項」を「から第八項まで」に改める。

理 由

最近における社会経済情勢の推移にかんがみ、財政の状況を踏まえつつ森林法の保安施設事業及び漁港法の漁港修築事業の一層の推進を図るため、国の補助金等に関する臨時特例等の措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。